

令 和 2 年 度
包括外部監査の結果報告書

歳入業務及び債権管理業務
並びにその関連支出事務の執行
及び運営管理について

松 山 市 包 括 外 部 監 査 人

近 藤 壮

目次

第1章 監査の概要	4
1. 監査の種類	4
2. 選定した特定の事件（監査のテーマ）の名称	4
3. 選定した理由	4
4. 包括外部監査の対象期間	4
5. 監査の着眼点	5
6. 監査対象部署	5
7. 実施した監査手続	5
8. 補助者の選任	6
9. 包括外部監査の実施期間	6
10. 利害関係	6
第2章 令和2年度監査対象となる組織の概要等	8
1. 松山市の組織体制	8
(1) 松山市役所組織体制	8
(2) 監査対象課の組織体制	9
2. 事務分掌	9
3. 監査対象とする歳入に係る項目の一覧	13
4. 監査対象とする歳出事業の一覧	14
第3章 松山市の歳入および債権管理の概況等	15
1. 松山市の歳入の概況	15
(1) 松山市の歳入の状況について	15
(2) 松山市の歳入・収支の統計	15
2. 松山市の債権管理の概況等	18
(1) 地方自治体の債権管理を取り巻く近年の議論	18
(2) 松山市の取組状況	19
(3) 松山市の未収債権の統計	20
3. 松山市債権管理条例の概要	22

(1) 条例制定の目的.....	22
(2) 条例の要点.....	22
(3) 条例の施行日	23
4. 債権管理基本方針の概要.....	23
(1) 基本姿勢.....	23
(2) 基本方針.....	23
第4章 松山市の歳入・債権に係る事務と包括外部監査（全般事項）	25
1. 松山市の債権の区分.....	25
(1) 債権の定義.....	25
(2) 債権の区分.....	25
(3) 公債権と私債権.....	27
2. 松山市の債権管理事務の流れについて	29
(1) 債権管理事務の流れ（強制徴収公債権）	29
(2) 債権管理事務の流れ（非強制徴収公債権）	30
(3) 債権管理事務の流れ（私債権）	31
3. 松山市の歳入・債権事務に共通する論点について	32
(1) 松山市債権管理マニュアルについて	32
(2) その他の債権管理に関するマニュアルについて	34
(3) 松山市の歳入・債権管理事務の共通化や効率化について	36
第5章 包括外部監査の結果と意見（市税）	47
1. 市税について	47
(1) 歳入・債権管理.....	47
(2) 歳入に関連する支出.....	56
第6章 包括外部監査の結果と意見（国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療保険）	81
1. 国民健康保険について	81
(1) 歳入・債権管理.....	81
(2) 歳入に関連する支出.....	99
2. 介護保険料について	103

(1) 歳入・債権管理.....	103
(2) 歳入に関連する支出.....	115
3. 後期高齢者医療保険料について.....	118
(1) 歳入・債権管理.....	118
(2) 歳入に関連する支出.....	126
第7章 包括外部監査の結果と意見（資産関連収入）.....	128
1. 住宅管理使用料及び駐車場管理使用料について.....	128
(1) 歳入・債権管理.....	128
(2) 歳入に関連する支出.....	142
2. 財産運用収入及び財産売扱収入について.....	154
(1) 歳入・債権管理.....	154
(2) 歳入に関連する支出.....	167
第8章 監査の総括.....	170
(参考) 意見及び指摘事項の一覧.....	173

第1章 監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件（監査のテーマ）の名称

歳入業務及び債権管理業務並びにその関連支出事務の執行及び運営管理について

3. 選定した理由

松山市が公表している「平成30年度 財政事情の公表」の「一般会計款別予算及び収支決算状況」によると、平成30年度一般会計の歳入決算額（1,898億円）に占める市税等の自主財源（841億円）の割合は44.3%であり、一般会計の財源の過半を国庫支出金や地方交付税、市債等に依存している。

このような中で、松山市は、市の債権の管理に関する事務の処理基準を定めることにより、債権管理の適正化を図り、公平な市民負担を確保し、円滑な行財政運営を確立することを目的に「松山市債権管理条例」を制定し、平成31年4月1日（一部は令和2年4月1日）に施行しており、これをもって滞納債権の効率的・効果的な管理を行い、公平性への配慮をしながら必要な債権の回収・整理を行うこととしており、滞納債権について市税や国保等の保険料などについて、個人情報保護条例に配慮しつつ債権整理に必要な情報を共有し滞納債権の一体徴収を行うこととしている。このように、松山市は滞納債権にかかる歳入事務を効率化し、未収債権の縮減をすることで自主財源の割合を高める取組を始めている。

そこで、本年度の包括外部監査では特に自主財源となる歳入に着目し、その中で一体徴収を行う歳入事務に加え、資産関連収入などの他の重要な歳入額が見込まれる歳入事務を取り扱う部課を監査対象とすることとし、その費用対効果等を検討するため、歳入事務を行うにあたり必要な歳出事務も対象とした。

ただし、監査の時間的制約によりすべての重要な歳入を対象にできないため、監査対象とする歳入の範囲を監査人の判断により絞ることとする。

以上より、歳入業務及び債権管理業務並びにその関連支出事務の執行及び運営管理について包括外部監査人として検討を加えることは今後の松山市の行政運営において有意義であると判断し、本年度の特定の事件として選定する。

4. 包括外部監査の対象期間

原則として、令和元年度を対象とする。

ただし、必要に応じて過年度または令和2年度も対象に加えるものとし、また、資産関連（ITシステム等の無形資産を含む）の支出は過年度の新設工事・改修工事・修繕工事等の効果が将来の長期間に及ぶものであり、今後の資産の利用や収入・支出に多大に影響するため、重要な支出については積極的に過年度（資料保存期限内）も対象とす

る。

5. 監査の着眼点

- ① 事務の執行及び事業の管理は法令規則に沿って適切に行われているか。
- ② 事務の執行及び事業の管理は公正かつ透明性をもって行われているか。
- ③ 事務の執行及び事業に必要なコストの管理は適切に実施されているか。
- ④ 事務の執行及び事業の管理はコストに見合う市民サービスの向上につながっているか。
- ⑤ 事務の執行及び事業に必要なコストの負担が市民にとって公平であるか。
- ⑥ 事務の執行及び事業の管理に係る将来負担は適切に把握され、市政の意思決定における判断材料とされているか。
- ⑦ 各事業について適切な役割と目標が設定され、その役割と目標の達成が松山市の掲げる計画・指針等の目的と合致しているか。
- ⑧ 関連団体における事務執行及び業務の運営は適切に行われ、効率性・経済性・有効性の観点から適切か。

6. 監査対象部署

理財部

　納税課、市民税課、資産税課、管財課

都市整備部

　住宅課

保健福祉部（歳入・債権管理事務及び関連する歳出事務に限る）

　国保・年金課、介護保険課、高齢福祉課

7. 実施した監査手続

歳入業務及び債権管理業務並びにその関連支出事務の執行及び運営管理について、その概要を責任者及び担当者へ質問し、事務の執行等の関係法令及びその準拠性の検討、関係書類の閲覧、資料の分析、その他外部監査人が必要と判断した手続を実施した。また、監査手続は網羅的に対象を選定する精査ではなく、監査人の判断に基づいて対象が選定された試査により実施されている。

具体的な手続きは次の通りである。

- ① 歳入及び債権管理に係る関係書類の閲覧

歳入・債権管理事務に関する条例・各種規則・取扱要領・マニュアル、減免基準・減免取扱要領、業務フロー、減免債権リスト、滞納債権リスト、滞納処分関連資料等を閲覧した。

② 事業費等に係る関係書類の閲覧

起案書、補助金交付決定通知書、補助金交付申請書（算出調書など添付書類あり）、補助金交付要綱、負担金交付要綱、支出負担行為伺書、補助金概算払承認通知書、補助金概算払申請書、支出命令書、請求書、補助金・負担金交付事業に係る事務処理点検表、事業実績報告書、決算関係書類、事業報告書、精算書などを閲覧した。

③ 根拠法令等の確認

事業費等の支出の根拠になる法令等を確かめた。

④ 事業目的、事業内容及び事業成果の検証

その事業の目的を調べ、事業内容と目的が合致しているか検討するとともに、具体的な事業成果を検証した。

⑤ 担当者への質問やヒアリング

監査の開始にあたり、監査対象となるそれぞれの課の担当者から事業内容の説明を受け、事業に関する書類を閲覧した結果生じた質問事項について回答を得た。

⑥ 契約書・請求書等との照合

事業に係る契約書・請求書等の証憑と支出金額を照合した。

⑦ 現場視察

所管している関連施設及び不動産について、実際にその場所に赴き、利用状況等を確かめた。

8. 補助者の選任

組織的な監査を実施するため、補助者として次の者を選任した。

公　認　会　計　士	山　邊　彰　三
公　認　会　計　士	塚　本　秀　和
公　認　会　計　士	武　智　弘　泰

9. 包括外部監査の実施期間

自 令和2年4月1日 至 令和3年2月28日

10. 利害関係

包括外部監査の対象となった事件につき、私は、地方自治法第252条の29の規定によ

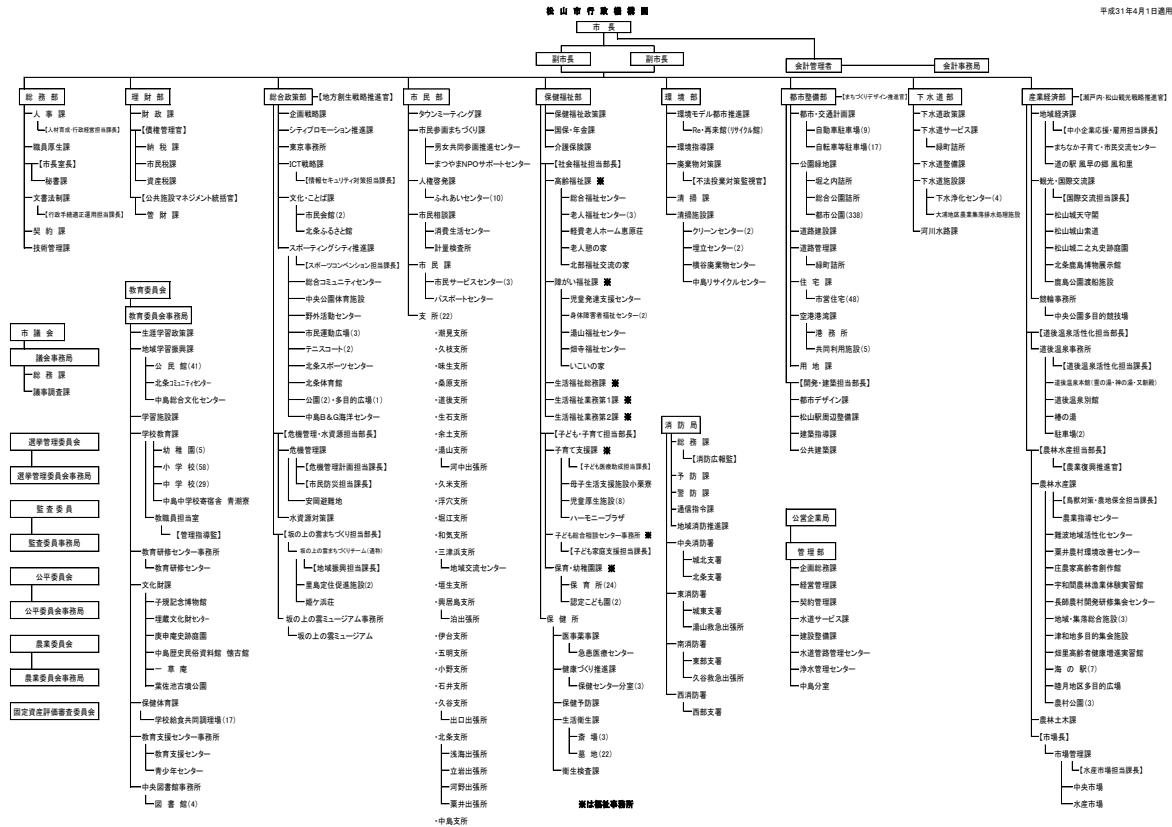
り記載すべき利害関係はない。

- 金額及び比率の表示単位未満は四捨五入している。
- 報告書の表中の合計が、端数処理の関係で合致しない場合がある。
- 文中の【指摘】とは、事務手続等において関係法令・規則等に準拠していないと判断したものであり、改善を求めるものである。
- 文中の【意見】とは、有効性や効率性、経済性の観点から事務手続等についての見直しを検討することが望ましいと考えられるものである。
- 文中の【提言】とは、事務手続等に対する指摘や意見とするものでないが、大きなテーマとなるビジョンや計画など将来に向けた提案に類するものである。

第2章 令和2年度監査対象となる組織の概要等

1. 松山市の組織体制

(1) 松山市役所組織体制



(平成 31 年 4 月 1 日時点「行政機構図」より)

(2) 監査対象課の組織体制

監査対象課の組織体制（平成 31 年 4 月 1 日時点）は以下のとおりである。

	部長	副部長	課等長	主幹	副主幹	主査	主任	主事・技師 (補職含む)	労務職	計
理財部	1	3								4
納税課			1	2	6	12	17	16		54
市民税課			1	2	4	8	14	18		47
資産税課			1	2	6	5	10	19		43
管財課			1	2	3	3	7	5		21
保健福祉部	3	5								8
国保・年金課			1	2	8	7	26	16		60
介護保険課			2	2	6	7	19	19		55
高齢福祉課			1	1	3	4	9	5		23
都市整備部	2	5								7
住宅課			1	1	3	4	6	9		24

2. 事務分掌

(以下、松山市事務分掌規則（平成 31 年 3 月 29 日規則第 23 号） 第 2 条より抜粋)

納税課

- ア 税務行政の調整に関すること。
- イ 税制の調査並びに松山市市税賦課徴収条例（昭和 25 年条例第 25 号）及び松山市市税賦課徴収条例施行規則（平成 28 年規則第 31 号）の改廃に関すること。
- ウ 税務統計に関すること。
- エ 譲与税に関すること。
- オ 利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金、環境性能割交付金、法人事業税交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金に関すること。
- カ 税務に関する証明の発行に関すること。
- キ 市税等の収納、督促及び滞納処分に関すること。
- ク 納税貯蓄組合に関すること。
- ケ 預金口座振替に関すること。
- コ 市税等の検収及び還付充当に関すること。
- サ 固定資産評価審査委員会に関すること。

- シ 愛媛地方税滞納整理機構との連絡調整に関すること。
- ス 笑顔広がるまつやま応援寄附金の収納及び啓発に関すること。
- セ 他課等から移管を受けた債権の回収に関すること。
- ソ 税外未収債権に係る総合調整に関すること。
- タ 強制徴収公債権の回収に係る関係課への指導及び助言に関すること。

市民税課

- ア 市県民税及び事業所税の賦課に関すること。
- イ 市県民税及び事業所税の犯則事件の取締りに関すること。
- ウ 軽自動車税、市たばこ税、鉱産税及び入湯税の賦課並びに犯則事件の取締りに関すること。
- エ 自動車臨時運行に関すること。

資産税課

- ア 固定資産税の賦課に関すること。
- イ 特別土地保有税に関すること。
- ウ 固定資産時価及び物価指数の調査に関すること。
- エ 不動産取得税、登録税及び相続税評価額の報告に関すること。
- オ 固定資産評価員に関すること。
- カ 国有資産等所在市町村交付金の賦課に関すること。

管財課

- ア 公有財産の統轄維持管理に関すること。
- イ 財産（物品を除く。）の記録管理に関すること（下水道政策課の所管する事務を除く。）。
- ウ 財産の取得処分に関すること（下水道政策課の所管する事務を除く。）。
- エ 法定外公共物の譲与及び財産管理に関すること。
- オ 建物、車両その他の損害賠償保険に関すること。
- カ 庁舎の管理、防災及び防火に関すること。
- キ 庁内電話の管理に関すること。
- ク 自動車等の統轄維持管理に関すること。
- ケ 車両に係る附属物品の購入及び修理に関すること。
- コ 市有自動車等に係る事故処理に関すること。
- サ 不用物品の処分に関すること。

- シ 公共施設の整備等に係る優先順位の決定及び官民連携事業の推進に関すること（人事課の所管する事務を除く。）。
- ス 公共施設の保全に係る調査及び計画作成の支援に関すること。
- セ 固定資産台帳の管理に関すること。

国保・年金課

- ア 国民健康保険に関すること（納税課の所管する事務を除く。）。
- イ 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）に基づく保険事業に関すること。
- ウ 国民健康保険に係る被保険者の特定健康診査に関すること。
- エ 国民健康保険に係る被保険者の特定保健指導に関すること。
- オ 松山市国民健康保険運営協議会に関すること。
- カ 国民年金に関すること。
- キ 退職者医療制度に関すること。
- ク 国民健康保険事業費納付金に関すること。
- ケ 高額医療費貸付金及び出産費貸付金に関すること。
- コ 高齢福祉課、障がい福祉課及び子育て支援課の分掌事務のうち、協議により処理することとなった事務に関すること。
- サ 所管事務のうち、協議により福祉届出コーナーにおいて処理することとなった事務に関すること。

介護保険課

- ア 介護保険に関すること（納税課の所管する事務を除く。）。
- イ 介護保険事業者の指定、指導等に関すること。
- ウ 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に基づく地域支援事業（健康づくり推進課の所管する事務を除く。）及び保健福祉事業に関すること。
- エ 所管事務のうち、協議により福祉届出コーナーにおいて処理することとなった事務に関すること。
- オ 地域包括支援センターに関すること。
- カ 松山市介護認定審査会に関すること。

高齢福祉課

- ア 高齢社会対策に係る施策の立案及び実施に関すること（他課等の所管に属するものを除く。）。
- イ 老人福祉に関すること。
- ウ 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条第 2 項第 3 号及び第 3 項第 4 号に規定する事務に関すること。

定する事業に係る許可及び指導監督等に関すること（社会福祉法人が経営する事業に係るものと除く。）。

エ 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 29 条に規定する事業に係る届出等に関する事（社会福祉法人が経営する事業に係るものと除く。）。

オ 後期高齢者医療制度に関する事（納税課及び国保・年金課の所管する事務を除く。）。

カ 旧老人保健法に基づく医療等に関する事。

キ 松山市独居高齢者みまもり員制度に関する事。

ク 松山市いきがい交流センター事業に関する事。

ケ 松山市離島航路利用者助成事業に関する事。

コ 松山市高齢者外出支援事業に関する事。

サ 所管事務のうち、協議により福祉届出コーナーにおいて処理することとなった事務に関する事。

シ 老人クラブに関する事。

ス 総合福祉センターに関する事。

セ 軽費老人ホームに関する事。

ソ 老人福祉センターに関する事。

タ 老人憩の家に関する事。

チ 松山市社会福祉施設整備審査会に関する事（他課等の所管する事務を除く。）。

ツ 北部福祉交流の家に関する事。

住宅課

ア 住宅施策に関する事。

イ 市営住宅の保全に関する事。

ウ 市営住宅の管理に関する事。

エ 市営住宅の整備に関する事。

オ 公的賃貸住宅に関する事。

カ サービス付き高齢者向け住宅の登録に関する事。

キ 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業に関する事。

ク 空家対策に関する事。

ケ 住宅リフォーム相談窓口に関する事。

3. 監査対象とする歳入に係る項目の一覧

以下の表は松山市より提供を受けた歳入一覧（令和元年度）より抽出したものであり、少額の歳入項目や歳入監査上の論点があまりない国や県からの収入はあらかじめ除外している。

市税関連収入 (単位：千円)

歳入項目	歳入額 (令和元年決算)	所管課	監査対象
個人市民税（普通徴収）	25,170,154	市民税課・納税課	○
個人市民税（特別徴収）			
法人市民税	7,051,332	市民税課・納税課	○
固定資産税（土地・家屋）			
固定資産税（償却資産）	31,297,803	資産税課・納税課	○
軽自動車税・環境性能割	1,381,380	市民税課・納税課	○
市たばこ税	3,211,443	市民税課・納税課	○
入湯税	155,604	市民税課・納税課	○
事業所税	1,979,414	市民税課・納税課	○
ふるさと納税	233,714	納税課	○

保険料等関連収入（特別会計） (単位：千円)

歳入項目	歳入額 (令和元年決算)	所管課	監査対象
国民健康保険料	8,705,515	国保・年金課	○
第三者納付金・各種返納金	258,984	国保・年金課	
介護保険料（普通徴収）	895,185	介護保険課	○
介護保険料（特別徴収）	9,414,920	介護保険課	○
第三者納付金・返納金	15,799	介護保険課	
後期高齢者医療保険料（普通徴収）	2,538,332	高齢福祉課	○
後期高齢者医療保険料（特別徴収）	2,142,745	高齢福祉課	○
受託事業収入	105,271	高齢福祉課	
その他健康保持増進雑入	22,417	高齢福祉課	

資産関連収入 (単位：千円)

歳入項目	歳入額 (令和元年決算)	所管課	監査対象
住宅管理使用料（住宅）	764,916	住宅課	○
住宅管理使用料（駐車場）	62,257	住宅課	○
財産管理使用料	11,004	管財課	
土地建物貸付収入	23,725	管財課	○
利子及び配当金	72,225	管財課	
不動産売払収入	419,681	管財課	○
物品売払収入	11,751	管財課	○

4. 監査対象とする歳出事業の一覧

以下の表は松山市より提供を受けた歳出事業一覧（令和元年度）より抽出した監査対象事業である。

本報告書は歳入及び債権管理に係る事務の執行を主たる監査対象としていることから、歳入及び債権管理に係る事務に関連する歳出事業のうち事業費の大きいものを監査対象として選定した。

事業名称	所管課	監査対象	令和元年度 決算額
個人市県民税賦課事業	市民税課	○	51,658
軽自動車税賦課事業	市民税課	○	26,024
納税通知書作成発送事業	資産税課	○	11,562
基準地・標準地の時点修正鑑定委託業務	資産税課	○	22,702
土地評価替え業務委託	資産税課	○	22,143
基準地・標準地の鑑定委託業務	資産税課	○	137,049
固定資産税GIS(地理情報システム)再構築事業	資産税課	○	13,013
資産税システム運用事業	資産税課	○	12,398
市税の徴収事業	納税課	○	76,328
税システム運用事業	納税課	○	12,595
納税推進プログラム	納税課	○	35,465
愛媛地方税滞納整理共同処理事業	納税課	○	14,000
債権管理適正化事業	納税課	○	28,784
ふるさと納税推進事業	納税課	○	100,604
国保システム開発事業	国保・年金課	○	30,992
賦課収納事務管理事業	国保・年金課	○	45,185
保険料徴収事業	国保・年金課	○	30,999
第一号保険料賦課調定検収事業	介護保険課	○	11,395
第一号保険料収納管理事業	介護保険課	○	19,791
後期保険料賦課調定検収事業	高齢福祉課	○	5,784
後期保険料収納管理事業	高齢福祉課	○	8,703
市営住宅維持管理事業	住宅課	○	245,413
市営住宅修繕事業	住宅課	○	90,302
市営住宅改修事業	住宅課	○	206,515
市営住宅建替事業	住宅課	○	55,491
財産管理事務事業	管財課	○	45,124

第3章 松山市の歳入および債権管理の概況等

1. 松山市の歳入の概況

(1) 松山市の歳入の状況について

我が国が、本格的な少子高齢化や人口減少社会を迎える中、松山市では、急速な高齢化の進展に伴う、医療・福祉・介護関係などの社会保障関係費の増大をはじめ、公共施設の耐震化や老朽化に伴う更新等による財政需要の増大が避けられない状況であった。また、第6次松山市総合計画に掲げる将来都市像「人が集い笑顔広がる 幸せ実感都市まつやま」を実現していくため、子育てや教育環境の充実等をはじめとした少子化対策や、市民の安全・安心を確保するための防災・減災対策、さらに、将来的な発展を見据えた地方創生につながる重要課題への的確な対応が求められている。

こうした中で、市の財政運営は、今後、より一層厳しい状況になることが懸念され、一般会計歳入予算のおよそ3分の1を占めている市税の確保は、市政運営のための重要な事項となってきていた。そこで、平成17年度に税改革プログラム（第1次計画）を策定して以降、3ヶ年の計画期間ごとに拡充を行いながら、積極的な取組を積み重ねてきた結果、市税収入未済額には、第1次計画策定前となる平成16年度の約57億円から、平成28年度では約18億円となり、12年間で約39億円もの大幅な縮減を図ることができた。さらに、平成28年度の市税総合徴収率は、昭和60年度以降、31年振りに97%台を回復するとともに、現年課税分の徴収率は、平成27年度に引き続き99%を超えるなど、大きな成果を挙げてきたところである。そのため、税改革プログラム第5次計画を策定し、引き続き、効率的・効果的な取組を進めることで、市歳入の基幹財源である市税収入の充実確保を図り、当該年度の事業支出は同年度の歳入をもって充てるという考え方のもと、現年課税分の徴収率のさらなるアップは、財源確保のためには重要であると考えられた。

一方、市税に限らず、収入未済額の縮減は「適正な債権管理」を進める上で重要である。また、現年課税分の徴収率向上による繰越額の縮減と合わせて、累積している滞納繰越額を縮減することは、「財源の確保」「税の公平性の確保」にもつながる。さらに、滞納繰越額の縮減は総合徴収率を引上げる効果があることからも、翌年度滞納繰越分の当初調定となる収入未済額の縮減も重要であると考えられる。

(2) 松山市の歳入・収支の統計

「令和元年度 財政事情の公表 松山市の財政」より抜粋し、以下に記載する。

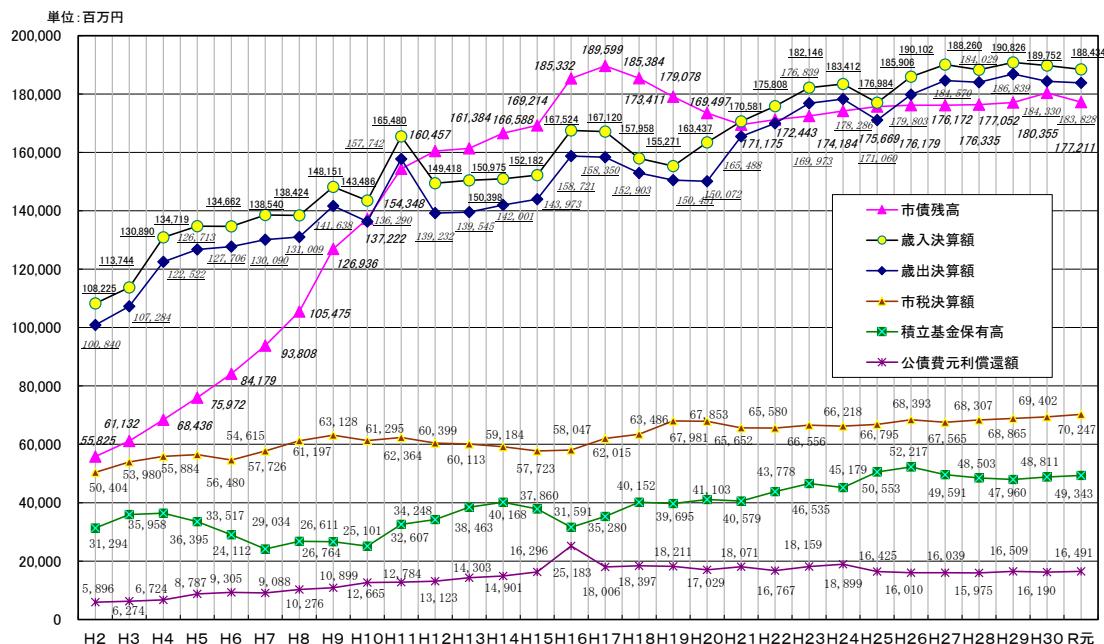
一般会計の実質収支は、25億8,450万円となり、62年連続で黒字を確保した。実質単年度収支は、豪雨災害からの復旧、防災・減災対策等の経費の一部に財政調整基金を活用したことや、松山市独自の経済対策のほか、社会保障関係経費の増などにより、9億2,970万円の赤字となった。

令和元年度一般会計の歳入では、固定資産税が家屋の新增築等により、また、個人市民税が給与所得の増加等により、それぞれ前年度比1.2%増となるなど、市税全体では、過

去最高であった前年度を更に8億4,513万円、1.2%上回り、3年連続で過去最高の収入額を更新した。また、市債は、前の年度に小学校へのエアコン整備等の市債を活用した大型事業があった反動で59億5,810万円減少している。

市債残高は、地方交付税の振替えである臨時財政対策債の増があったものの、将来負担を軽減するため借り入れの抑制に努め、特別会計と企業会計を合わせた市全体で前の年度から1.6%減少した。なお、臨時財政対策債を除くと、前の年度から2.7%の減少となつた。

松山市の財政状況（一般会計）



令和元年度 決算額（総括）

1. 一般会計

区分	元年度(ア)	30年度(イ)	差引(ア)-(イ)=(ウ)	伸率(ウ)/(イ)
最終予算額	201,861,191	202,088,064	△ 226,873	△ 0.1
収入済額 (A)	188,434,241	189,752,312	△ 1,318,071	△ 0.7
支出済額 (B)	183,827,509	184,330,300	△ 502,791	△ 0.3
形式収支 (A)-(B)=(C)	4,606,732	5,422,012	△ 815,280	△ 15.0
翌年度へ繰り越すべき財源 (D)	2,022,228	2,607,807	△ 585,579	△ 22.5
実質収支 (C)-(D)=(E)	2,584,504	2,814,205	△ 229,701	△ 8.2
単年度収支 (F)	△ 229,701	306,152	△ 535,853	△ 175.0
積立金 (G)	300,000	700,000	△ 400,000	△ 57.1
繰上償還金 (H)	0	0	0	-
積立金取崩額 (I)	1,000,000	1,500,000	△ 500,000	△ 33.3
実質単年度収支 (F)+(G)+(H)-(I)=(J)	△ 929,701	△ 493,848	△ 435,853	△ 88.3

2. 特別会計

区分	最終予算額	歳入決算額	歳出決算額	差引額
元年 度	156,618,743	155,598,235	148,024,547	7,573,688
30年 度	150,855,564	151,510,252	143,941,032	7,569,220

一般会計款別予算及び収支決算状況

款	令和元年度					増減額 (A) - (B)	増加率 (A) - (B)	平成30年度				
	予算額	決算額(A)	予算に対する増減	収入割合 (A)の構成比	予算額			予算額	決算額(B)	予算に対する増減	収入割合 (B)の構成比	
○ 市税	68,514,000	70,247,131	1,733,131	102.5	37.3	845,133	1.2	66,369,000	69,401,998	3,032,998	104.6	36.6
国庫支出金	44,008,085	40,658,338	△ 3,349,747	92.4	21.6	720,983	1.8	43,070,538	39,937,355	△ 3,133,183	92.7	21.0
地方交付税	19,439,000	21,258,564	1,819,564	109.4	11.3	△ 113,728	△ 0.5	18,960,000	21,372,292	2,412,292	112.7	11.3
県支出金	16,291,005	14,842,823	△ 1,448,182	91.1	7.9	1,202,235	8.8	15,493,072	13,640,588	△ 1,852,484	88.0	7.2
市債	15,342,100	12,269,200	△ 3,072,900	80.0	6.5	△ 5,958,100	△ 32.7	22,066,600	18,227,300	△ 3,839,300	82.6	9.6
○ 繙入金	12,934,249	2,725,956	△ 10,208,293	21.1	1.4	1,115,521	69.3	12,858,271	1,610,435	△ 11,247,836	12.5	0.8
地方消費税交付金	9,200,000	9,033,161	△ 166,839	98.2	4.8	△ 598,424	△ 6.2	8,900,000	9,631,585	731,585	108.2	5.1
○ 諸収入	4,870,687	5,302,598	431,911	108.9	2.8	50,960	1.0	4,685,368	5,251,638	566,270	112.1	2.8
○ 繙越金	3,922,012	3,922,012	0	100.0	2.1	1,234,897	46.0	2,687,115	2,687,115	0	100.0	1.4
○ 使用料及び手数料	2,916,217	2,923,736	7,519	100.3	1.6	40,301	1.4	2,921,862	2,883,435	△ 38,427	98.7	1.5
地方譲与税	1,400,760	1,487,097	86,337	106.2	0.8	25,995	1.8	1,376,000	1,461,102	85,102	106.2	0.8
○ 分担金及び負担金	945,763	975,059	29,296	103.1	0.5	△ 300,389	△ 23.6	1,345,411	1,275,448	△ 69,963	94.8	0.7
地方特例交付金	895,000	1,035,428	140,428	115.7	0.5	664,241	179.0	258,000	371,187	113,187	143.9	0.2
配当割交付金	220,000	293,210	73,210	133.3	0.2	42,494	16.9	200,000	250,716	50,716	125.4	0.1
株式等譲渡所得割交付金	200,000	172,405	△ 27,595	86.2	0.1	△ 38,793	△ 18.4	100,000	211,198	111,198	211.2	0.1
○ 寄附金	190,030	272,681	82,651	143.5	0.1	66,838	32.5	169,603	205,843	36,240	121.4	0.1
○ 財産収入	149,483	598,758	449,275	400.6	0.3	△ 176,776	△ 22.8	184,224	775,534	591,310	421.0	0.4
利子割交付金	130,000	94,989	△ 35,011	73.1	0.1	△ 57,663	△ 37.8	100,000	152,652	52,652	152.7	0.1
自動車取得税交付金	100,000	130,352	30,352	130.4	0.1	△ 121,987	△ 48.3	180,000	252,339	72,339	140.2	0.1
ゴルフ場利用税交付金	70,000	83,301	13,301	119.0	0.0	2,744	3.4	80,000	80,557	557	100.7	0.0
交通安全対策特別交付金	70,000	64,655	△ 5,345	92.4	0.0	△ 4,265	△ 6.2	80,000	68,920	△ 11,080	86.2	0.0
環境性能割交付金	50,000	40,018	△ 9,982	80.0	0.0	—	—	—	—	—	—	—
国有提供施設等所在市町村助成交付金	2,800	2,768	△ 32	98.9	0.0	△ 307	△ 10.0	3,000	3,075	75	102.5	0.0
歳入合計	201,861,191	188,434,241	△ 13,426,950	93.3	100.0	△ 1,318,071	△ 0.7	202,088,064	189,752,312	△ 12,335,752	93.9	100.0

・○印は自主財源。決算額の内、自主財源 86,967,931千円(46.2%)、依存財源 101,466,309千円(53.8%)
 ・予算額は、当初予算額に平成30年度からの繙越予算額を加え、6月、9月、12月、3月の各議会での議決(補正予算)と、市長の専決処分により変更した最終確定額。
 ・構成比は、合計しても100%にならない場合がある。
 ・金額・比率は表示単位未満を四捨五入したものであるため、合計と内訳が一致しない場合がある。

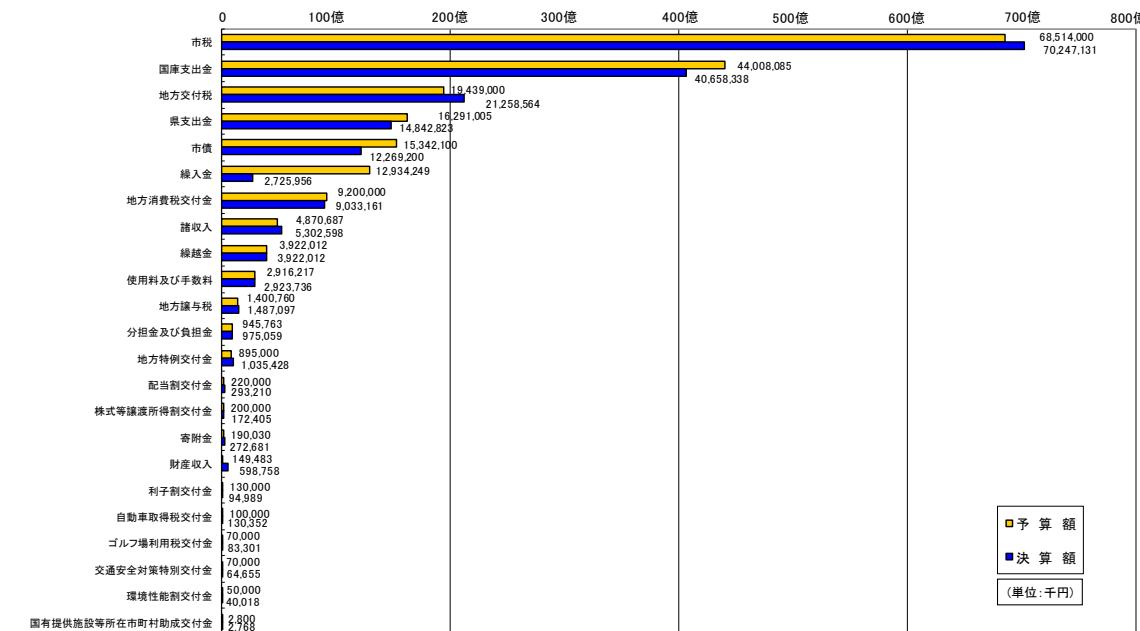
一般会計款別予算及び収支決算状況

一般会計歳入歳出予算に対する執行状況は以下のとおり。

【歳入】

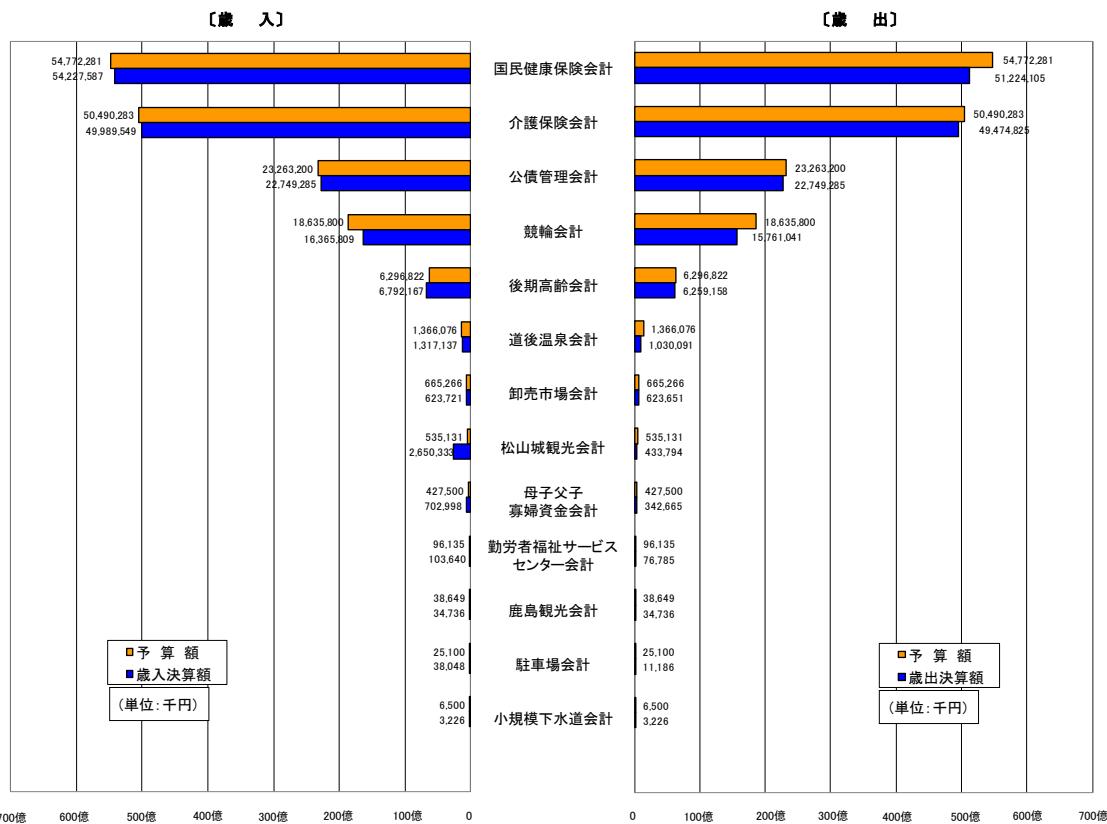
歳入の大宗を占める市税收入は、予算額に対し、その収入割合が102.5%で、17億3,313万円上回り、また、地方交付税も109.4%で、18億1,956万円上回った。

一方、決算収支の均衡を考慮したうえで、繙入金は財政調整基金等の取崩しの一部を不執行としたことなどにより、歳入全体では予算額を134億2,695万円下回り、収入割合は93.3%となった。



特別会計予算及び収支決算状況

平成30年度と比較し、公債管理会計が、償還の増により、収入済額・支出済額ともに約24.0億円の増、介護保険会計が、保険給付費の増により、収入済額が約12.9億円、支出済額が約18.8億円の増となつたことなどにより、特別会計全体では、収入済額が約40.9億円、支出済額が約40.8億円の増加となつた。



2. 松山市の債権管理の概況等

(1) 地方自治体の債権管理を取り巻く近年の議論

地方自治体の歳入をとりまく環境は相変わらず厳しい。2000年以降金融危機による世界同時不況のあおりやわが国の景気も影響し税収が伸び悩んできた。特に近年、三位一体改革による地方交付税の削減や地方税収入の伸び悩みなどにより、地方公共団体の財政運営は非常に厳しい状況が続いている。このような状況下で地方税の滞納は一時縮小傾向にあったものの、再び増加傾向となってきている。さらに税だけでなく、自治体全体をみてみると、国民健康保険料や介護保険料、保育料、住宅管理使用料などさまざまな未収金を抱えている。個人住民税の滞納が増えたということは、何らかの理由で、生活者である住民の生活が変化したとみることができる。そうであれば、国民健康保険料や介護保険料、保育料、住宅管理使用料なども同時に滞納していると考えられよう。

多額の未収金は財政を悪化させるだけでなく、納付をきちんと行っている住民に対しても不公平を生じさせている。このまま不公平な状態が続ければ、住民がモラルハザードを起こし、徴収事務自体への支障が出てくることさえも懸念される。

自治体が保有する債権は、地方税の他にも、国民健康保険料や介護保険料、公営住宅の家賃や、保育所保育料など多岐にわたっている。これらの債権の回収は、自治体担当者が日常業務に忙殺されている中では、ともすれば他の業務の後回しになりがちであ

る。しかし、近年の判例などを見ても、自治体が適正な債権回収を怠ると、自治体の首長が責任を問われるというリスクがこれまで以上に高まっている。

また、本来回収されるべき債権が回収されないということは、自治体経営の観点からも決して許されることではなく、資産の毀損に繋がっている。さらに、もはや回収が困難となった債権がそのまま管理され続けていることは、結果的に不要な業務を増大させる状況を招くといわざるを得ない。こうした背景の中で、自治体債権の発生から消滅に至る過程において、それぞれの点であるべき債権管理のあり方が見直されてきている。

近年、地方自治体では、財政状況の悪化や地方分権の推進を背景に各種公金債権の徴収を整備・強化する様々な取組が行われている。例えば、コンビニエンスストアでの納付やクレジットカードを用いた納付など納税者が納付しやすい環境を整える収納窓口の拡充、徴収業務のノウハウをもつ民間事業者に納付呼び掛け（コールセンター）のような公権力行使に該当しない業務の委託など徴収能力の向上や事務の効率化を目指すものが挙げられる。このような手段を活用し、自治体は効率化にむけて不断の努力をさらに続けるべきである。

また、徴税職員の経験と知識を充実強化するため、府県と市町村間の職員交流や滞納処分を前提とした一部事務組合を立ち上げるなど、徴収ノウハウの向上を図ろうという取組が全国で行われているところである。このような中、「税と他の公金債権の一体徴収（以下「一体徴収」という。）」に取り組む団体が増えている。最近、保育料の未納問題など、債権管理に疑問を呈するような出来事が報道されているが、これらの各種公金債権の所管課が行っている徴収事務の一部を、滞納処分等に関する豊富な知識、経験を有する税務部局の協力を得ることにより、一体となって滞納整理に取り組むというものである。

（2）松山市の取組状況

未収債権の縮減に向けた取組と成果については、松山市では、債権管理に関する基本方針を策定後、全庁的な債権管理の適正化を推進する府内組織を設置し、職員研修の拡充による債権管理に対する意識の徹底、市税や保険料など自力執行権を持つ一部の債権を一体徴収することによる効率的・効果的な債権回収の推進、未収債権の回収・整理の目標管理の徹底など、全庁一丸となり、未収債権の縮減に取り組んでいる。これらの取組により、最終処分場不適正処理の行政代執行による原因者負担金を除く市全体の未収金額を、平成26年度から平成30年度の5年間で約24億7,000万円、36%縮減した。

次に、市税と国民健康保険料の未収金額と徴収率についてだが、市税は、平成26年度に約25億6,700万円であった未収金額は、平成30年度には約11億900万円まで縮減し、徴収率が95.92%から98.20%に向かっている。国民健康保険料は、平成26年度に約19億4,800万円であった未収金額は、平成30年度には約10億1,400万円まで縮減し、徴収率が79.70%から86.25%に向かっている。徴収率の順位は、平成30年度の中核市54市中、市税は10位、国民健康保険料は5位とそれぞれ上位にあり、徹底した滞納整理を実施してきたことがこれらの成果に結びついたものと考えられる。

次に、市税と保険料債権の一体徴収の成果については、松山市では平成29年度から国民健康保険料、介護保険料などの保険料債権のうち、滞納が累積している一部の案件を納

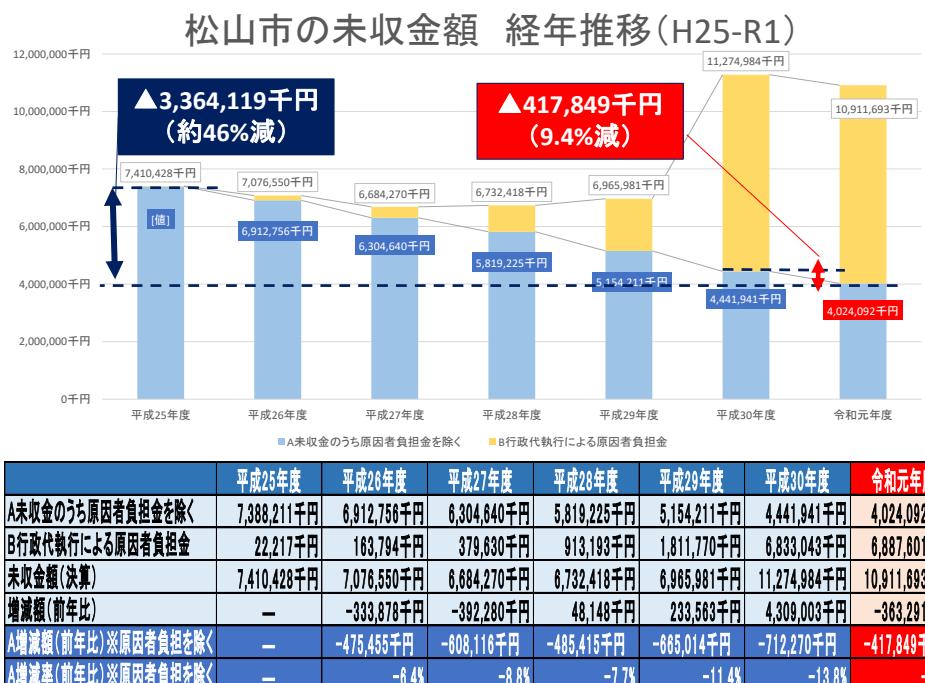
税課へ集約し、市税との一体徴収を実施している。複数の債権に重複して滞納がある場合、滞納処分を一括処理することで、事務の効率化だけでなく、納付交渉の一元化により、相談業務等の負担軽減につながったものと思われる。徴収が困難な案件を対象とする中で、この一体徴収の取組により、平成 29 年度は 282 件、約 3,200 万円、平成 30 年度は 618 件、約 6,400 万円、2 ヶ年で 900 件、約 1 億円を徴収した。今後は、さらに一体徴収を行う案件を大幅に拡大することにしている。

最後に、債権管理適正化事業については、新たな取組として、貸付金や使用料などの裁判所を通じた手続を必要とする自力執行権のない債権の回収について、専門的な知識を持つ弁護士へ委任し、催告、訴訟、強制執行などの法的整理を進めることとしている。対象は、債権の所管課が繰り返し納付を促しているにもかかわらず応じていただけない滞納者で、長期にわたり滞納が累積しているものや滞納額が高額のものを想定している。これらの取組により、効率的・効果的な債権回収をより一層推進し、全局的な未収債権のさらなる縮減を目指している。

(3) 松山市の未収債権の統計

① 未収債権の経年推移

松山市の未収債権経年推移（平成 25 年度～令和元年度）は以下のとおりである。（松山市役所ホームページより）



行政代執行による原因者負担金の増加により、松山市の令和元年度未収金額は、約 109 億円となっている。なお、原因者負担金を除く令和元年度未収金額は、平成 30 年度の約 44 億円から約 4 億円減の約 40 億円となり、対前年度比 9.4% 減となっている。

② 未収債権の内訳

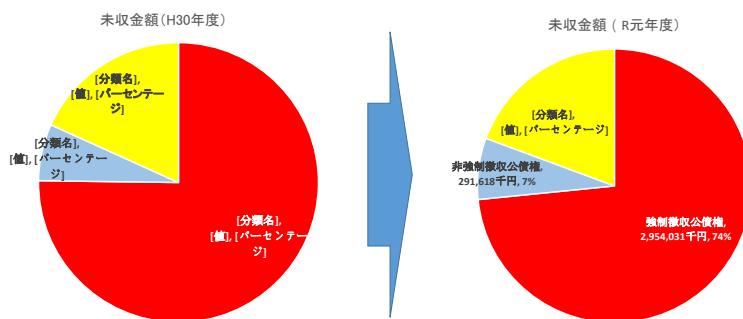
松山市の令和元年度未収債権の内訳（債権種別－行政代執行による原因者負担金を除く）

は以下のとおりである。（松山市役所ホームページより）

なお、松山市は「住宅管理使用料」の債権区分の取扱いを令和2年度から変更し、「住宅管理使用料」を「私債権」としているが、令和2年3月31日以前において「住宅管理使用料」については「非強制徴収公債権」としていたことから、下記表「令和元年度未収債権の内訳」においては「非強制徴収公債権」であったことを前提に集計されている。

令和元年度 未収金額(債権種別)

※行政代執行による原因者負担金を除く。



未収金額のうち、強制徴収公債権が約74%を占めていることから、自力執行権を有する債権のより一層の回収に取り組み、また、私債権が約20%を占める中で、回収困難と判断した債権は、適切に放棄を行うなど、債権の整理を進めていくとのことである。

③ 未収債権の主な増減要因

松山市の令和元年度未収金額の主な増減要因（債権種別－行政代執行による原因者負担金を除く）は以下のとおりである。（松山市役所ホームページより）

令和元年度 未収金額の増減要因(債権種別)

※行政代執行による原因者負担金を除く。

種別	主な増加要因(+)	主な減少要因(▲)
強制徴収公債権		<ul style="list-style-type: none"> ・市税(▲145,795千円) ・保育料(▲15,930千円) ・国民健康保険料(▲142,497千円) ・介護保険料(▲17,510千円) ・下水道使用料(▲3,181千円) ・生活保護費78条戻入(▲53,503千円)
非強制徴収公債権	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護費63条・78条戻入未済分(+5,498千円) ・障害児通所給付費返還金(+796千円) ・市営住宅使用料(+3,672千円) 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童手当・児童扶養手当過誤払(▲6,286千円) ・ひとり親家庭医療費雑入(▲2,228千円)
私債権	<ul style="list-style-type: none"> ・養護老人ホーム入所負担金(+411千円) ※1 ・一般被保険者第三者納付金(+1,797千円) 	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅新築資金等貸付金(▲12,827千円) ・松山市奨学資金貸付金(▲6,391千円) ・台風被災者特別援護資金(▲8,674千円) ・地震被災者特別援護資金(▲2,653千円) ・小口貸付資金元金收入(▲232千円) ※2 ・清掃業務委託の契約解除に伴う違約金(▲922千円) ※2 ・栽培漁業センター貸付料(▲104千円) ※2

※1 新規増加分

※2 債権終了

自力執行権を有し未収金額が大きい、市税および国民健康保険料の回収に重点的に取り

組んだことで、未収金額の大幅な減少につながり、また、自力執行権を有さない私債権では、松山市債権管理条例に基づき回収不能債権の放棄を行い、債権の整理を進めたとのことである。

④ 債権放棄の状況

松山市の令和元年度における債権放棄の状況(所管課・債権別)は以下のとおりである。

(松山市役所ホームページより)

債権放棄の状況(所管課・債権別)

所管課	債権名	件数	人數	金額(円)	放棄事由
管財課	土地建物貸付料	128	1	208,896	死亡
介護保険課	徘徊高齢者家族支援サービス事業利用者負担金	43	2	28,000	時効
高齢福祉課	緊急通報体制等整備事業利用者負担金	364	47	194,500	時効
	生きがいデイサービス事業利用者負担金	18	2	9,000	死亡
生活福祉総務課	小口貸付資金	51	19	93,790	時効
下水道サービス課	水洗便所改造資金貸付金	3	3	107,000	所在不明
地域経済課	勤労者福祉サービスセンター会費	2	2	400,000	破産
	地震被災者特別援護資金貸付金	8	3	16,100	破産
	台風被災者特別援護資金貸付金	1	1	700,000	破産
	台風被災者特別援護資金貸付金	1	1	636,708	生活困窮
農水振興課	台風被災者特別援護資金貸付金	1	1	585,719	破産
	松山市栽培漁業センター貸付料	1	1	623,078	死亡
消防局総務課	西消防署清掃業務委託の契約解除に伴う違約金	2	1	103,659	時効
中央図書館事務所	三津浜図書館清掃業務委託の契約解除に伴う違約金	1	1	339,627	時効
水道サービス課	水道料金(※企業会計)	644	365	2,713,257	時効
		59	38	507,290	破産
		60	31	201,567	所在不明
10課	14債権	1,389	521	9,084,652	

私債権のうち、回収不能と判断した債権約900万円を、松山市債権管理条例に基づき放棄したことである。

3. 松山市債権管理条例の概要

(1) 条例制定の目的

市の債権の管理に関する事務の処理基準を定めることにより、債権管理の適正化を図り、公平な市民負担を確保し、円滑な行財政運営を確立することを目的に制定した。

(2) 条例の要点

① 条例の対象

市が扱う全ての債権を対象とする。

② 法規定の徴収手続

市の債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、原則として法令の規定に基づいて、督促及び強制執行等を行う。

③ 債務者に関する情報の共有

法令の守秘義務に反しない限りにおいて、個人情報保護条例による制限の例外として、庁内において滞納整理を行う上で必要な情報を共有する。

④ 債権の放棄

適切な債権管理を徹底して、なお徴収が不能又は不適当と判断される場合は、その債権を放棄できるものとする。なお、債権を放棄したときは、議会に報告する。

⑤ 延滞金の徴収（公債権に限定）（令和2年度～）

納期内納付した者と納期後に納付した者の公平性の確保と、納期内納付の促進のため、公債権について原則延滞金を徴収し、市税における延滞金計算を例に算定方法を統一する。

⑥ 督促手数料の廃止（公債権に限定）（令和2年度～）

債権管理の統一的な処理基準を定める条例の制定に合わせて、市税を含む全ての公債権における督促手数料を廃止する。

（3）条例の施行日

平成31年4月1日（上記⑤、⑥の規定については、令和2年4月1日施行）

4. 債権管理基本方針の概要

平成31年2月に制定した「債権管理に関する基本方針 第2次活動目標」によると、松山市の債権管理基本方針と活動目標（推進期間：令和元年4月～令和4年3月）は以下の通りである。

（1）基本姿勢

- ① 法令の定めるところに従い、適正な管理を徹底する。
- ② 回収すべき債権は回収し、放棄すべき債権は適切に放棄する。

（2）基本方針

① 基本方針1　－　債権管理に対する全序的な意識の徹底

（活動目標）

- ◎債権管理条例に基づく適正管理の徹底【新規：令和元年度～】
- 債権管理マニュアルに基づく適正管理の徹底【継続】
- ◎債権回収に係る職員教育の拡充【拡充：令和元年度～】

② 基本方針2　－　効果的・効率的な債権回収の推進

（活動目標）

- ◎強制徴収公債権（滞納案件）の一体徴収の拡充【拡充：令和元年度～】

- ◎滞納整理に特化したシステムの導入【新規：令和元年度～】
- ◎自力執行権のない債権回収のための専門家配置や外部委託等の導入【拡充：令和2年度～】

③ 基本方針3 － 全庁的な債権管理体制の整備

(活動目標)

- 債権対策会議および債権担当者会議の運営【継続】
- 各部局における自立的な債権管理の実施【継続】
- 目標管理と業務改善・人材育成の運動【継続】
- 毎年の債権管理の進捗状況の公表【継続】

第4章 松山市の歳入・債権に係る事務と包括外部監査（全般事項）

1. 松山市の債権の区分

「松山市債権管理マニュアル」によれば、以下の様に規定されている。

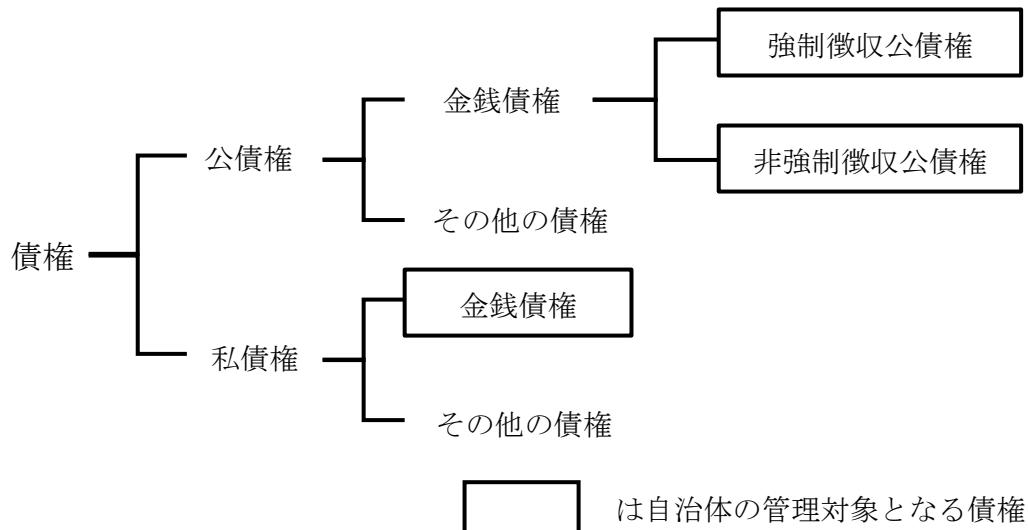
(1) 債権の定義

地方公共団体が有する債権とは、金銭の給付を目的とする権利、すなわち、金銭債権である。公法上の原因に基づいて発生する債権と私法上の原因に基づいて発生する債権とを問わないものである。

(2) 債権の区分

松山市が有する債権は、公法上の債権（以下「公債権」）と私法上の債権（以下「私債権」）の大きく2つに判別され、公債権は、地方税の滞納処分の例により強制徴収できるもの（以下「強制徴収公債権」）と滞納処分の例によることができないもの（以下「非強制徴収公債権」）とに区分される。

【債権の区分体系】



「強制徴収公債権」、「非強制徴収公債権」、「私債権」という3種類の債権は、債権管理の方法や時効制度等についてそれぞれ異なった取扱いをしているので、債権管理を進めていくうえではこの点に十分留意する必要がある。

(i) 強制徴収公債権

強制徴収公債権は次の5種類に限定されている（地方自治法第231条の3第3項）

- ①地方税（地方自治法第223条）
- ②分担金（地方自治法第224条）
- ③加入金（地方自治法第226条）
- ④過料（地方自治法第228条）
- ⑤法律で定める使用料その他の地方公共団体の歳入（地方自治法附則第6条）

時効期間は基本的に5年（地方自治法第236条第1項）であるが、個別に法律の定めがある場合は除かれ、別途、消滅時効期間が定められている。

(ii) 非強制徴収公債権

非強制徴収公債権は、強制徴収公債権以外の公債権のことである。国税又は地方税の滞納処分の例による滞納処分ができないため、強制執行を行うときは裁判所の手続きが必要となる債権である。

基本的な消滅時効期間は、5年（地方自治法第236条第1項）である。

(iii) 私債権

私債権とは、契約等の当事者間の合意（私法上の原因）に基づき発生する債権をいう。

非強制徴収公債権と同様に滞納処分ができないため、市は滞納債権について支払督促や訴えの提起等により強制執行を行うこととなる。

民法改正により消滅時効期間が統一され、「債権者が権利を行使することができることを知った時（主観的起算点）から5年」、又は「債権者が権利を行使することができる時（客観的起算点）から10年」となった。

※ 原則として、施行日後に生じた債権であっても、施行日よりも前に締結された契約については、従前の例により1～10年となるので注意する。

【各債権の比較】

	強制徴収公債権	非強制徴収公債権	私債権
	【公法上の債権】 自力執行権あり	【公法上の債権】 自力執行権なし	【私法上の債権】 自力執行権なし
根拠法令	地方自治法、地方税法等の個別に定めをもつ法令		民法・商法等の法令
地方自治法上の規定の文言	地方税、分担金（行政財産、公の施設）の使用料、過入金、手数料、過料、その他地方公共団体の収入		左記以外の債権
不服申立	できる		できない
納入の通知	地方自治法第231条		
督促	地方自治法第231条の3第1項		地方自治法施行令第171条、民法
督促による時効の更新	あり（地方自治法第236条第4項）		
督促状の送達方法	地方自治法第231条の3第4項		民法
手数料・延滞金の徴収	条例の定めるところにより徴収可 (地方自治法第231条の3第2項)		遅延損害金は徴収可 (民法)
徴収停止	執行停止（個別法）	徴収停止（地方自治法施行令第171条の5）	
納付猶予	徴収猶予（個別法）	履行延期特約（地方自治法施行令第171条の6）	
債務免除	不納欠損（個別法）	免除（地方自治法施行令第171条の7）	
強制執行等	滞納処分（個別法）	強制執行等（地方自治法施行令第171条の2、民事執行法、民事訴訟法）	
履行期限の繰上げ	納期変更（個別法）	履行期限の繰上げ (地方自治法施行令第171条の3)	
債権申出等	交付要求（個別法）	債権申出等（地方自治法施行令第171条の4）	
消滅時効期間	個別法で定めがなければ5年 (地方自治法第236条第1項)		5年又は10年 (民法)
時効による債権の消滅	期間経過後絶対的消滅 (地方自治法第236条第2項)		時効の援用が必要 (民法)

(3) 公債権と私債権

公債権は公法上の原因（処分）に基づいて発生する債権を言い、「地方自治法第231条の3第1項に規定する歳入に係る債権」及び「地方税法第1条第1項第4号に規定する地方税に係る債権」とされている。

私債権は私法上の原因（契約、不法行為、事務管理、不当利得）に基づいて発生する債権をいう。これに対して公債権は行政庁の処分によって発生し、相手方の同意を要件とせず、行政庁の一方的な意志決定により発生する。しかしながら、本市が扱う債権には、合意によるものか処分によるものか判然としないものがある。どちらの債権に該当するのか判断する目安については以下の事項を参考にする。

- ① 市とその相手方が対等な関係であることを前提とする法律関係であるか。
あるならば私債権、市に優越的な地位を認めるものであれば公債権
- ② 私法的な法律関係か公法的な法律関係か判断が困難な場合は、当事者の関係を規律する法令等の規定による。
- ③ 行政庁に特別な権限が付与されていると解すべきかどうかは、形式的な文言によつて判断するのではなく、実質によって判断するべきである。
法令等の文言に、「申請」、「許可」等の行政行為的な文言が使われている場合にも、立入検査権のような実体的な権限を付与するものでなければ、基本的な法律関係に影響を及ぼさない。

【債権の分類】

債権種別	債権名
強制徴収公債権	市税、国民健康保険料、介護保険料、保育所保育料、下水道使用料、後期高齢者医療保険料、道路占用料、行政代執行に係る原因者負担金、生活保護費不正請求返還金徴収金 等
非強制徴収公債権	市場施設管理使用料、老人ホーム費負担金、被保険者返納金、児童手当返還金、児童扶養手当返還金、こども手当返還金 等
私債権	母子父子寡婦福祉資金貸付金、子育て短期支援事業利用者負担金、土地・建物貸付料、奨学資金貸付金、駐車場管理使用料、急患医療センター診療報酬、災害援護資金貸付金、地域改善住宅整備資金貸付金、被災者特別援護資金貸付金、住宅管理使用料 等

(注) 判例等により、債権分類が変わることがある。

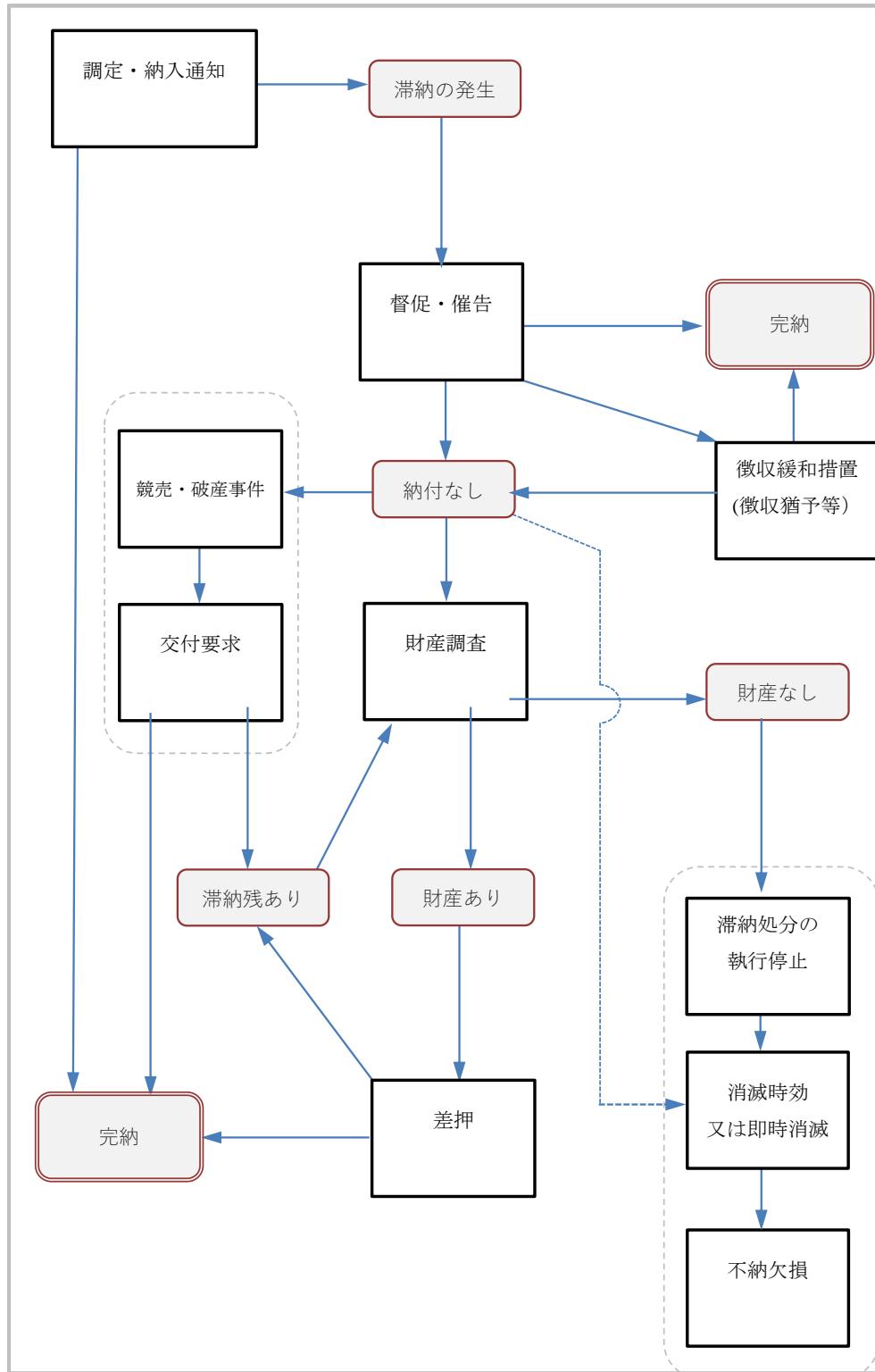
松山市は「住宅管理使用料」の債権区分の取扱いを令和2年度から変更し、令和2年4月1日以降においては、上記表【債権の分類】のとおり、「住宅管理使用料」を「私債権」として取り扱っている。

ただし、令和2年3月31日以前において「住宅管理使用料」については「非強制徴収公債権」として取り扱っていたことから、本報告書が対象とする債権については「非強制徴収公債権」であったことを前提に事務執行の検討をしている。

2. 松山市の債権管理事務の流れについて

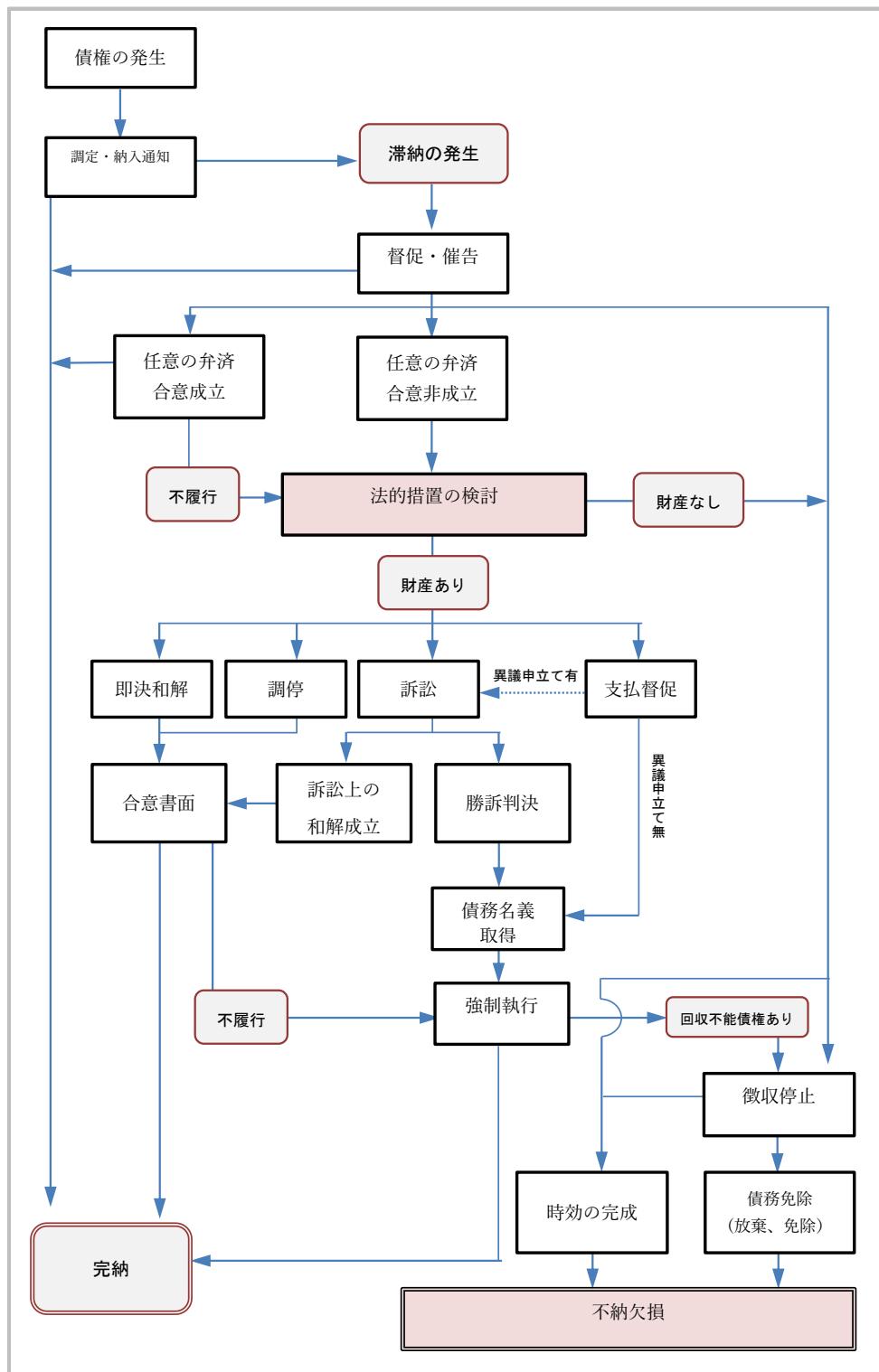
(1) 債権管理事務の流れ（強制徴収公債権）

強制徴収公債権の債権管理事務の流れは以下のとおりである。（松山市債権管理マニュアルより抜粋）



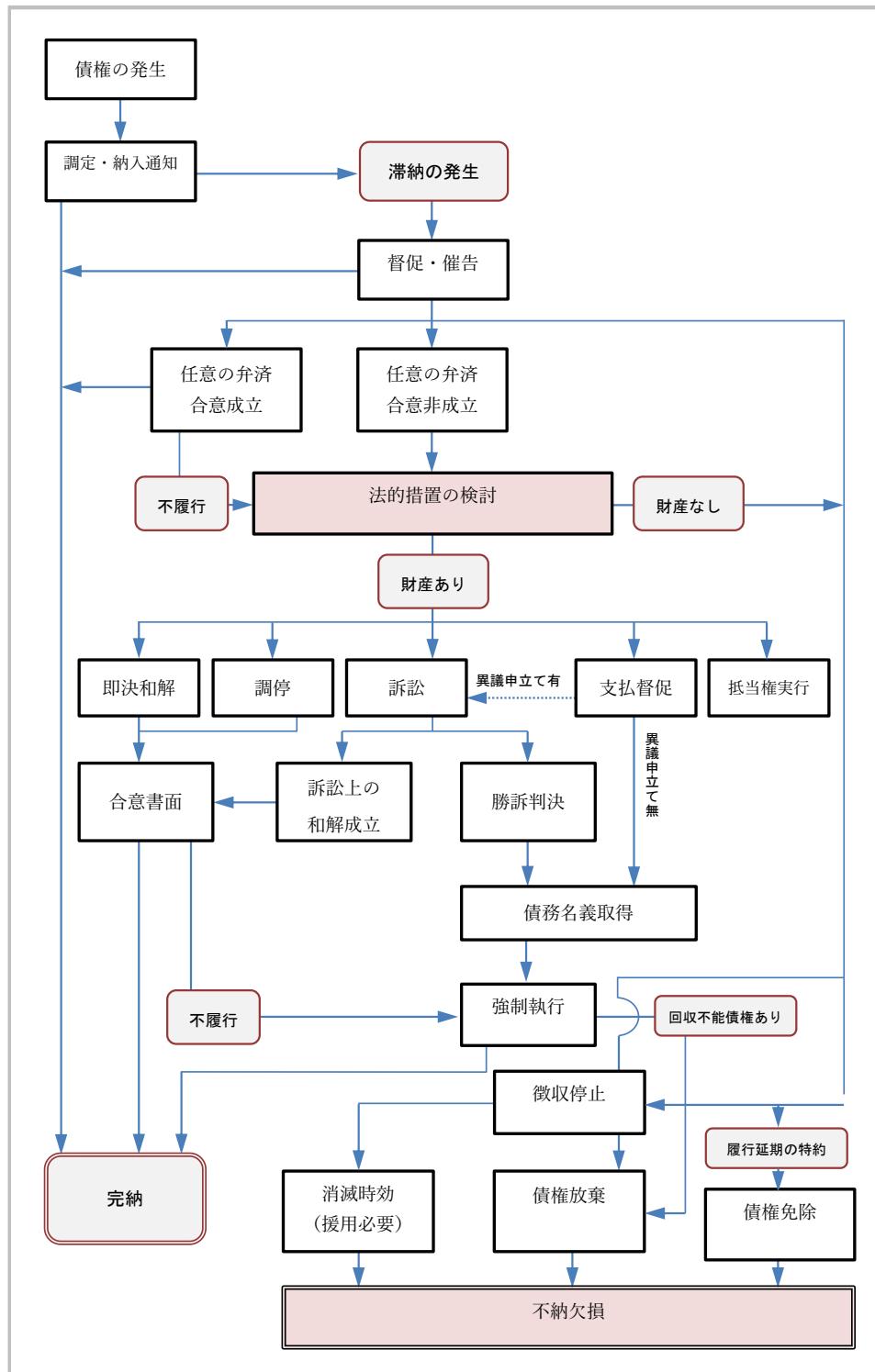
(2) 債権管理事務の流れ（非強制徵収公債権）

非強制徵収公債権の債権管理事務の流れは以下のとおりである。（松山市債権管理マニュアルより抜粋）



(3) 債権管理事務の流れ（私債権）

私債権の債権管理事務の流れは以下のとおりである。（松山市債権管理マニュアルより抜粋）



3. 松山市の歳入・債権事務に共通する論点について

(1) 松山市債権管理マニュアルについて

① 松山市債権管理マニュアル

松山市は「松山市債権管理マニュアル」（以下、第5章において「同マニュアル」とする）を作成し、松山市が有する債権の管理方法や書類送達の方法、滞納整理を含む回収手続き等の詳細な手続きの説明を規定している。これは自治体の債権についての規則を定める法律（地方税法、地方自治法など）や条例（松山市債権管理条例等）および松山市の諸規則（松山市財務会計規則、会計事務の手引等）を補足、補完する役割として、実務上の判断や手続きの指針となるものとして機能すると考えられる。同マニュアルは、「強制徴収公債権編」「非強制徴収公債権編」「私債権編」「様式集」に区分されている。

なお、同マニュアルは監査対象年度である令和2年4月1日以前は令和2年4月1日施行の民法改正による変更前のもの、令和2年4月1日以降は同民法改正による変更後のもとで運用されている。

② 監査の結果

実施した監査の結果、検出した事項及び意見は以下のとおりである。

（a）松山市債権管理マニュアルの目的や規範性について

松山市が有する歳入や債権管理に関する規範は法律や条例、松山市の諸規則がある中で複雑な法規制等を整理し事務手続きの理解を促すための必要性によって作成されていることが推察されるが、同マニュアルを一読したところ、「……（地方自治法第〇条第〇項）」といった規範性がある参照条文の記載が随所にあるものの、同マニュアル全体の規範性や目的に関する文章が明確となる記載が見当たらなかった。

なお、同マニュアルの作成時における各部署への通達においても、同マニュアルの規範性について示すようなものではなく、同マニュアル内の条文の記載等で規範性の有無を判断しなければならないようである。

＜規範性を示す条文の例示＞

規程等の名称	条文の内容例
松山市延滞金減免取扱要綱 第1条	（目的） この要綱は、松山市債権管理条例施行規則の規定による延滞金の減免に関し、必要な事項を定めるものとする。
滞納処分の執行マニュアル 1. 基本的な考え方	地方税法第15条の7第1項には、滞納者について、「滞納処分をすることができる財産がないとき」、「滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき」及び「その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき」のいずれかの事由に該当するときは、滞納処分の執行停止ができると規定されている。 ……（中略）……全ての徴収職員が統一的な運用を行い債権管理の適正化と徴収業務の効率化を図ることを目的に作成したものである。日頃の滞納整理業務にあたっては、滞納処分の可否を早期に見極めるとともに、同マニュアルに基づき停止の要件に該当するものは遅滞なく執行停止を行うこととする。

（意見 1）松山市債権管理マニュアル記載事項の判断の基準や手続について

上記（a）に記載のとおり、複雑な法規制等を整理し事務手続きの理解を促すための必要性によって作成されたものと推察されるものの、同マニュアル内には規範性の有無や目的を明らかにする文章が存在しない。また、松山市全体で運用することとなっている同マニュアルは各部署への通達はされているものの、同マニュアルの規範性や目的に関する記載はなかったようである。

「松山市債権管理マニュアル」は松山市役所全庁における債権管理に適用される規則である。そのような重要な規則であれば、上記（a）の＜規範性を示す条文の例示＞に記載したような文章を示すべきであると考えられる。したがって、マニュアルの冒頭などに、松山市の債権管理上での当該マニュアルの意義（目的）と条例や市長名による通達等に基づいた規範性を記すことが望ましい。

（b）松山市債権管理マニュアルでの用語の定義・文章の意義について

松山市債権管理マニュアルを監査人が通読していたところ、以下の 2 つの表現が気になり、事実関係について質問を行った。

松山市債権管理マニュアルに関する用語の定義

債権管理マニュアル上、滞納している債権に対する呼び方が複数存在し、それぞれ用語の定義も記載がなく、それぞれの用語の違いが明確でない。（例：滞納債権（P37）未納債権（P36）未納徴収金（P34）滞納している未収金（P34）滞納金額（P31））

松山市債権管理マニュアル_強制 P38

【執行停止時の手続き】

執行停止を行った場合において、その停止に係る徴収金について差押えた財産があるときは、その差押は解除しなければならない（国税徴収法第 153 条第 3 項）。なお、執行停止したときは、滞納者に通知しなければならないこととなっているが、実務上では通知していない自治体が多いようである。

松山市の回答によると滞納している債権に対する呼称の違いはないことから、特定の呼称に統一することである。

また、【執行停止時の手続き】で記載した下線部のあいまいな記述については表現を見直すことになるようである。

（意見 2）松山市債権管理マニュアルにおけるあいまいな用語や文章について

上述の「（b）松山市債権管理マニュアルでの用語の定義・文章の意義について」に記載のとおり、「滞納している債権」の呼び方が複数存在するが違いが明確になっていない単語や、「実務上では通知していない自治体が多いようである。」で締めくくられて結局どうすればいいかわからない記述、といった文章中にあいまいな用語や表現が見受けられた。

松山市債権管理マニュアルは松山市全庁の歳入・債権管理に関わる重要な文書であり、

多数の松山市職員が利用するものであることから、あいまいな表現や用語は避けなければならず、誤解を生じづらいものへの改善が望ましいと考えられる。松山市においては他の部署間共通のマニュアルの作成にあたっては、事務上の弊害をなくすために今後はこのようなあいまいさを残さないよう特に注意を払うようにお願いしたいところである。

(2) その他の債権管理に関するマニュアルについて

① 債権管理におけるマニュアル

納税課においては運用されている債権管理に関するマニュアルは複数存在し、「松山市債権管理マニュアル」「滞納処分の執行停止マニュアル」「差押執行マニュアル」「実態調査マニュアル」「債権一斉調査マニュアル」「公金マニュアル（納税課）」「市税納付推進員マニュアル」がある。「松山市債権管理マニュアル」は公債権（強制徴収公債権・非強制徴収公債権）・私債権の区別がなされ、随所に債権種別の取扱いがなされている。

一方、その他の債権管理マニュアルについては「松山市債権管理マニュアル」にあるような債権種別の取扱いのような記載はなかった。

② 監査の結果

実施した監査の結果、検出した事項及び意見は以下のとおりである。

（a）各部署に存在する債権管理に関するマニュアルの整備状況について

納税課において運用されている個別マニュアルは市税「滞納処分の執行停止マニュアル」は市の債権のうちどの債権が対象債権となるのか、明確になっていない。そこで納税課に対象債権を確認したところ、対象は納税課の管理する債権のみのようである。

納税課には、債権管理に関するマニュアルとしては、先に示した「松山市債権管理マニュアル」のほかに「滞納処分の執行停止マニュアル」「差押執行マニュアル」「実態調査マニュアル」「債権一斉調査マニュアル」「公金マニュアル（納税課）」「市税納付推進員マニュアル」など複数のマニュアルが存在する。他課にはそれだけ多くのマニュアルがあるわけではないが、例えば国保・年金課では納税課の「差押執行マニュアル」に相当する「滞納処分マニュアル（公課 Ver.）」がある状況で、各課のマニュアルの整備状況はまちまちのようである。

納税課によると、マニュアルの必要性については、それぞれの課が判断しており、債権の性質がそれぞれ違うこともあり、必要に応じて所管課が作成しているとのことであった。

（意見3）松山市における統一的なマニュアルの整備と体系化の促進について

上述の「（a）各部署に存在する債権管理に関するマニュアルの整備状況について」に記載のとおり、税の徴収部署である納税課では各種のマニュアルが整備・運用されているものの、他の部署ではそのようなマニュアルがないケースも多い。債権が少ない部署では単独でマニュアルを整備する労力に見合わないことから、上述の「松山市債権管理マニュアル」のみのケースもある。

しかしながら、「松山市債権管理マニュアル」のみで事足りるのであれば、複数の他のマニュアル（以下、この意見において「個別マニュアル」という。）は不要であるが、納

税課では実際には運用されていることからも、他課においても必要な場面は十分あり得よう。納税課でも運用されている個別マニュアルが適用可能な債権であれば、対象範囲を広げることは有用ではないかと考えられる。

納税課の「差押執行マニュアル」と国保・年金課の「滞納処分マニュアル（公課 Ver.）」のように、重複してマニュアルが整備されていることにも弊害はある。法令等の改正に伴い修正の必要が生じた場合、それぞれのマニュアルを修正する作業が生じるため、無駄が生じることとなる。

したがって、債権管理の徹底と合理化を進めるためには、各種法令や松山市債権管理条例に基づいて「松山市債権管理マニュアル」を整備・運用するだけでなく、枝葉にあたる個別マニュアルも体系化して、可能な範囲で統一的なルールの整備・運用をしていくべきである。そして、個別の債権の事情に応じた取扱いが必要な場合には、柔軟な個別ルールの整備・運用方法とルールの優先順位も決めておく必要がある。また、債権ごとに必要な個別ルールの整備が足りないときは債権管理を主導する課が債権の所管課に作成を促すべきであると考える。全庁一丸となって債権管理に取り組む松山市においては、徴収手続きの公平性を保つために統一的・体系的なルールの整備と運用は必須の課題であろう。

（b）滞納処分の執行停止後の調査について

執行停止後、当該処分を取り消さないで3年の期間が満了した場合は、当該経過時における停止にかかる市税等の徴収金の納税義務は消滅する。そのため、滞納処分の執行停止マニュアルでは、「原則として年1回、課税状況の確認や財産調査を実施し、停止要件を欠くことがないかチェック」することになっている。

この点、松山市に質問したところ、「停止後の預金調査については金融機関の事務処理の都合上照会可能件数の上限があり、滞納処分を要する案件を優先し調査するため、全件の調査をできていません。そのような場合、税情報等他の調査で確認するようにしています。また、生活保護により停止した場合、受給期間中は生活状況が変わらないため調査していません。」「生活保護の受給の有無については、生活福祉総務課から毎月保護の開始、廃止、停止についての全件の連絡票が納税課に提出されており、各担当者が確認しております。」との回答を得ている。

なお、本報告書作成時（令和2年12月時点）において松山市では「執行停止後の財産調査については全件をリスト化し、1年ごとかつ時効完成前に全件調査することとし、その調査時期等を含めて、現在マニュアルに追記すべく協議中」とのことであった。

（意見4）マニュアル上の手続の必要性や有効性と事務効率等の経済性の比較検討

上述の「（b）滞納処分の執行停止後の調査について」に記載のとおり、執行停止後の調査については原則年1回必要とされているものの、全件の預金調査がされておらず、調査がない場合には税情報や生活保護受給の有無を確かめることで代替しているとのことであった。マニュアルに従うのであれば年1回の財産調査を実施しなければならないため、原則通りに考えると松山市はマニュアル通りの手続きを実施できていないことになり、改善すべき点となるであろう。

しかしながら、執行停止処分時に財産調査を適切に実施したうえで、その後の税情報の

入手等により時効消滅前の一定時期（もし過去に調査が漏れていたとしても時効前に取り返しが可能な時期）において停止要件の欠如の有無を把握できているのであれば、費用対効果の面から考えて停止後の調査において預金等の財産調査まではする必要はないようにも思える。そのため、「原則として財産調査をする」のではなく、例えば「所得要件を満たさない場合においては財産調査を実施する」といったような記載に変更して財産調査を必要とする条件を付加するなど、マニュアルの記載ぶりを見直すことも有用であると思料する。

松山市はマニュアル上の手続等について事務効率等の経済性を過分に損なうものでないかを定期的に検討を行うことで、手続の必要性や有効性と比較衡量をしながら手続の見直しを行って業務改善につなげていただきたい。

（3）松山市の歳入・債権管理事務の共通化や効率化について

① 債権管理における基本方針

「債権管理に関する基本方針第2次活動目標【推進期間：令和元～3年度】」の基本方針2「効果的・効率的な債権回収の推進」（以下、この章において、「同基本方針」とする。）では、活動目標として「強制徴収公債権（滞納案件）の一体徴収の拡充【拡充：令和元年度～】」「滞納整理に特化したシステムの導入【新規：令和元年度～】」「自力執行権のない債権回収のための専門家配置や外部委託等の導入【拡充：令和2年度～】」を掲げている。

② 監査の結果

実施した監査の結果、検出した事項及び意見及び提言は以下のとおりである。

（a）滞納債権の一体徴収について

同基本方針にある通り、松山市は現在、市の債権の一体徴収の拡充を進めているところだが、すべての債権を対象とするものではない。松山市における滞納債権の一体徴収は以下ののような特徴・手続きがある。

- ・ 滞納債権として一体徴収の対象となりうる債権（令和元年度）は市税、国保、介護、後期高齢、保育料、下水使用料・負担金に関する強制徴収公債権である。
- ・ 一体徴収の対象となりうる滞納債権は、本来の納期限を過ぎた債権のうち、一度以上決算日をまたぎ出納整理期間を過ぎた滞納債権である。
- ・ 出納整理期間を過ぎた6月頃に市税債権以外の上記対象債権における過年度債権（滞納繰越債権）から一定のルール（「松山市強制徴収公債権の移管事務取扱要領」）に基づいて抜き出した債権の一覧を各債権所管課が納税課に提出し、その中から納税課が一体的に徴収を行うことが効果的であると認められる債権を選択している。（事前調査及び移管協議）選択された債権は「移管」される手続きを実施するため、債務者に対し移管予定日の概ね1ヶ月前までに移管予定通知を行い、その指定期日まで納付のない債権は納税課（特別滞納整理班（令和2年度以降は債権管理担当））に移管される。担当者によると、その「移管」手続きにおいての債権の選択は債権の滞納の経緯などを踏まえて判断されるため、煩雑な作業になるとのことである。

- ・ 移管時には債権の所管課より移管引継依頼書を提出し、納税課から移管引受書を所管課に通知する。移管された債権については、債務者に対して移管決定通知を行い、同時に催告をしている。
- ・ 移管された債権につき納税課で回収された債権については、毎月書面で所管課及び債務者に通知・連絡している。所管課で債務者に対する何らかの手続きが必要な場合、所管課にて収納確認後に個別対応を行う。
- ・ 移管された債権については移管期限が移管日の属する年度末までとなっており、未納の債権は所管課に返還されることになっている。

なお、松山市は一体徴収債権の拡充を目指しており、令和2年度においても概ね予定通り一体徴収業務の増員と一体徴収債権の件数及び金額の拡大を実施している。その拡大の際、対象債権の種類については変更していない。

また、松山市における一体徴収債権の収納率は以下の表のとおりである。

一体徴収に係る未収債権の収納率（令和元年度分）

債権	移管件数 (実人数)	移管金額 (千円)	年度末件数 (実人数)	年度末金額 (千円)	収納額 (移管金額－ 年度末金額)	収納率 (収納額／ 移管金額)
国民健康保険料	49件	29,959	36件	18,112	11,847	39.54%
介護保険料	55件	9,928	32件	3,911	6,017	60.60%
後期高齢者医療保険料	25件	5,817	15件	2,662	3,155	54.23%
保育料	6件	1,185	5件	799	386	32.56%
下水道使用料、受益者負担金・分担金	5件	948	2件	428	520	54.80%
市税	69件	7,569	37件	3,614	3,955	52.25%
合計	209件 (123人)	55,406	127件 (77人)	29,527	25,879	46.71%

※金額は本税・本料のみで、督促手数料及び滞納金等は含めていない。

※移管日は令和元年7月12日現在。

※収納率は納税課提出の「一体徴収に係る未収債権一覧（令和元年度分）」に基づいて監査人が算出した。

一方、納税課より入手した主な一体徴収の対象となった債権全体（滞納繰越分）の収納率の推移は以下のとおりである。

（単位：千円）

種目	年度	滞納繰越分		
		調定額	収入額	徴収率
国民健康保険料	令和元年度	996,671	368,013	36.9%
	平成30年度	1,315,487	454,314	34.5%
	平成29年度	1,565,829	444,241	28.4%
	平成28年度	1,689,134	413,041	24.5%
介護保険料	令和元年度	216,525	59,979	27.7%
	平成30年度	231,854	57,344	24.7%
	平成29年度	246,457	54,194	22.0%
	平成28年度	245,667	49,089	20.0%
後期高齢者保険料	令和元年度	45,112	20,099	44.6%
	平成30年度	48,144	21,100	43.8%
	平成29年度	50,046	21,207	42.4%
	平成28年度	41,931	17,768	42.4%

<他市の事例> 公金債権回収業務における事例集—総務省ホームページ(令和2年12月16日時点)より抜粋 (以下の斜体文字が他市事例の記載)

滋賀県 長浜市

■債権管理部門（滞納整理課）の基本情報

業務内容	<p>①市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育所保育料（以下、市税等）に係る催告及び滞納処分に関すること</p> <p>②市税等に係る差押財産の換価、換価の猶予及び取消しに関すること。</p> <p>③市税等に係る不納欠損及び執行停止処分に関すること</p> <p>④市税等に係る分納承認及び管理に関すること</p> <p>⑤債権管理委員会に関すること</p>
------	--

■債権の移管の概要

取扱債権	<p>①市税（税務課）</p> <p>②国民健康保険料（税務課）</p> <p>③後期高齢者医療保険料（保険医療課）</p> <p>④介護保険料（高齢福祉介護課）</p> <p>⑤保育料保育料（幼児課）</p>															
移管基準	督促状納期限（督促状を発した日から10日を経過した日）を過ぎても、未納状態のもの。															
移管期間	督促状納期限後は完納または不納欠損処分になるまで。															
移管頻度	納期限後は随時。															
移管の流れ	移管に関して特に書面上のやりとりはなく、納税関連のデータはホストコンピュータにより住基、賦課、収納、送付先、口座情報等のデータを毎日取込んでいる。															
移管件数・金額	<table> <tr> <td>①市税</td> <td>3,912件</td> <td>495,225千円</td> </tr> <tr> <td>②国民健康保険料</td> <td>1,872件</td> <td>315,819千円</td> </tr> <tr> <td>③後期高齢者医療保険料</td> <td>100件</td> <td>3,894千円</td> </tr> <tr> <td>④介護保険料</td> <td>3,714件</td> <td>24,652千円</td> </tr> <tr> <td>⑤保育料保育料</td> <td>187件</td> <td>12,969千円</td> </tr> </table>	① 市税	3,912件	495,225千円	② 国民健康保険料	1,872件	315,819千円	③ 後期高齢者医療保険料	100件	3,894千円	④ 介護保険料	3,714件	24,652千円	⑤ 保育料保育料	187件	12,969千円
① 市税	3,912件	495,225千円														
② 国民健康保険料	1,872件	315,819千円														
③ 後期高齢者医療保険料	100件	3,894千円														
④ 介護保険料	3,714件	24,652千円														
⑤ 保育料保育料	187件	12,969千円														

■徴収一元化の特徴

- ・督促が出た段階でホストコンピュータから自動的に滞納整理システムに情報連携可能となっており、督促の納期限が過ぎ、滞納処分が可能となった段階で滞納整理課に移管・管理することになっている。
- ・まずは同じホストコンピュータの収納システムで管理が可能な強制徴収債権を移管の対象としている。
- ・すべての債権が閲覧可能なのは、滞納整理課と北部振興局と7つの支所である。滞納整理課での取扱う債権はすべてシステム統合されており、賦課情報も取り込んでいる。
- ・債権所管課に来た時に間違った対応がされることがないよう、滞納整理課での折衝経過

記録を情報共有している。

- ・北部振興局と7つの支所では納付のみであり、相談業務は実施していない。

■債権管理課の設置による効果

- ・債権管理の一元的な処理による事務（催告、滞納処分、分納管理）の効率化
- ・債権所管課の債権回収業務の負担軽減
- ・徴収事務のノウハウ向上と活用
- ・債権者に関する情報等の共有
- ・重複債権者への対応の充実と効率化

■今後の課題・方針

- ・体制強化で人員は増えているが、滞納処分が追いついていない。今後、増員は難しいと考えられるため、民間委託により、正職員がやるべき業務を手厚くすることが必要。
- ・委託内容は、調査の照会書類作成、調査結果の入力補助を想定している。
- ・実態調査は他の市・町、県、国税等からの調査がかなりの件数であるため、回答書類作成、結果入力を委託できればと思っている。
- ・公共下水道使用料については、督促等の業務を水道企業団に委託しており、システム連携運用に難があり、一元化の課題となっている。

東京都 国立市

■徴収一元化の概要

- ・収納課滞納整理係（当時市債権係）にて、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の滞納繰越分を引き受け、徴収を一元化。
- ・主に非強制徴収公債権である生活保護費返還金の徴収一元化。
- ・当初は介護保険料及び後期高齢者医療保険料の徴収困難案件を移管していたが、平成28年度から移管基準を滞納繰越分全件に変更。

■強制徴収公債権の徴収一元化の概要

対象債権	① 介護保険料 ② 後期高齢者医療保険料	左記は債権所管課のシステムを収納課に増設し個人情報を共有	
移管基準	滞納繰越分	移管頻度	年1回（6月）
移管期間	回収又は不納欠損になるまで		
備考	そのほか現年分の徴収支援（催告の補助等）も実施		

■徴収一元化による効果

- ・滞納繰越分の徴収率が大きく向上（それに伴い現年分も向上）。
- ・一元化により債権所管課の負担が軽減され、事務が効率化。

■今後の課題・方針

- ・現年分の納付や還付があった際、債権所管課との情報の伝達に時間がかかる場合があり、

債権所管課との連携に改善の余地がある。

- ・非強制徴収公債権・私債権における滞納繰越分の9割以上を占める生活保護費返還金の債権管理体制の確立（平成30年10月から収納課職員が債権所管課職員を兼務し、移管前の債権管理の段階から事務改善を推進）。
- ・その他の市債権全般についても滞納繰越分の徴収一元化を検討。（国立市HPによれば、上記公表後にも対象とする債権の範囲を拡大しているようである。）

（提言1）債権の徴収体制の検討と市の目指す方向性の議論について

上述の「（a）滞納債権の一体徴収について」に記載のとおり、松山市での一体徴収の対象債権の範囲は市税を含む7つの強制徴収公債権とし、滞納繰越したそれらの債権の中から一定のルールに基づいて選択したものを所管課から納税課に移管している。上述のとおり、それらの移管事務には相当程度の手間がかかっており、明確に債権移管の効果が期待できない債権についてはそのような事務作業を費やす意義はない。上述の表の監査人が算出した参考値である収納率について検討してみると、各債権の収納率は総体として一体徴収の方が高いことから一体徴収の効果がみてとれるが、各債権合計の収納率と一体徴収債権の収納率の差は債権種類ごとに異なるように見受けられる。また、年々の収納率の推移を見ると、一体徴収を開始した平成29年度から収納率が上昇しており、特に国保年金課の上昇は大きく、同時期に始めた同課独自の収納率向上の取組に加えて一体徴収による徴収困難案件への対処の効果とが相まって、市の未収債権全体の削減に寄与してきたことが推察される。

ここで、このような一体徴収の効果や意義についての考察を前提として、松山市が今後どういう債権管理体制を築いていくつもりであるのかが重要な論点となるだろう。しかし、松山市から公表された計画の中では新たな体制への変更は予定されていないし、一体徴収の仕組みの将来像も明示されていないのが現状である。

上述の「（a）滞納債権の一体徴収について」では他市事例を2例ほど紹介した。前者はより一体徴収の対象債権を広げて一体的な徴収を行う体制を強化した事例であり、後者は逆にコストを最小限に抑えて最大の効果が期待できる範囲に一体徴収の対象債権を限定している事例である。これ以外の他市の事例についても対象債権の範囲や移管のタイミング、対象の債権のうち一体徴収が占める割合など、パターンは多様であり、一体徴収（徴収一元化）を進める自治体でも一体徴収の在り方は千差万別と言える。

このようなことから、他市事例は参考にしつつもどこかを真似するのではなく、松山市にとっての理想形の徴収体制は松山市が独自に検討していかなければならないだろう。一体徴収をより強化していくにせよ、より効率化して一体徴収の範囲を限定していくにせよ、先行事例や松山市の過去の実績からメリット・デメリットを研究し、効率的・効果的な徴収を行いつつ徴収以外の業務等での弊害を最小限にできる徴収体制を構築できるように松山市の目指す方向性を議論していただきたいと思料するところである。

（b）市税催告センターの対象債権について

現在の納税課で実施されている市税催告センター業務の対象債権は市税債権に限定されており、他課の債権は対象とされていない。また、市税催告センター業務は処理や判断

が難しい滞留期間の長い債権ではなく、比較的納期限を過ぎて間もない滞留初期の債権である。一方、松山市債権の一体徴収の取組において対象とされる債権は過年度債権であり、滞留初期の債権ではないことから、現状の取組の範囲においては市税催告センターで他課の債権が取り扱われる可能性はない。

他方、他課の債権を取り扱う部署では、市税催告センターのように架電・受電による催告業務を委託しているケースはない。

なお、同基本方針における「自力執行権のない債権回収のための専門家配置や外部委託等の導入【拡充：令和2年度～】」では、債権回収業務における外部委託の導入がテーマであるが、「自力執行権のない債権回収」のみが対象であるから公債権は検討対象外であり、担い手となり得る民間事業者として「弁護士」「認定司法書士」「サービス」「一般民間事業者」があげられているが、今のところの議論では担い手の候補として「弁護士」が対象となっているようであり、催告センターのような納付の懲渙（じょうよう）をする業者は候補となっていないようである。

<他市の事例> 公金債権回収業務における事例集—総務省ホームページ（令和2年12月16日時点）より抜粋（以下の斜体文字が他市事例の記載）

栃木県宇都宮市

■納税催告センター事業の概要（平成21年9月～）

対象債権	①市税（納税課） ②国民健康保険税（保険年金課） ③後期高齢者医療保険料（保険年金課） ④墓園共用施設管理手数料（生活安心課） ⑤母子父子寡婦福祉資金貸付事業償還金（子ども家庭課） ⑥奨学金及び入学一時金償還金（教育企画課）
業務内容	○現年度課税分の滞納者に対し、電話による未納通知と納付勧奨、口座振替への加入勧奨等 ○電話不通者に対して納税催告文書を発送 ※その他業務補助などは含まれていない
委託費用	30,829千円／年 (運営業務30,618千円、システム保守211千円)
個人情報の提供	滞納者の氏名・住所・電話番号・滞納額・折衝記録等 ⇒債権所管課が対象者リスト（住所・氏名・宛名番号・滞納額・電話番号等）をデータで抽出し、納税催告センターの端末へ転送

千葉県市原市

■市税等納付推進業務（コールセンター+業務補助）の概要（平成26年10月1日～）

対象とする債権	①市税（債権管理課） ②国民健康保険料（債権管理課） ③後期高齢者医療保険料（国民健康保険課）
---------	--

	④介護保険料（高齢者支援課）
	③④は平成 28 年度より実施 ※上記以外の債権も試験的に実施している。
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・現年度滞納者や少額滞納者に対する架電での納付勧奨、架電・文書送付に対する受電対応（コールセンター） ・滞納処分関係文書等の作成や文書による納付勧奨（業務補助）
実施体制	<p>コールセンター：7名（休日・夜間も実施） 業務補助：11名 業務責任者1名、現場責任者2名</p>

神奈川県 横須賀市

■コールセンター事業の委託概要

開始時期	平成 23 年 10 月 1 日～ (3年ごとにプロポーザルで事業者を選定)
対象とする債権	①市税（税務部納税課） ②国民健康保険料（福祉部健康保険課） ③保育料等（こども育成部教育・保育支援課） ④市営住宅家賃等（都市部市営住宅課）
委託費用	34,462,260 円（平成 30 年度）
実施体制	<p>○架電チームは、オペレーター3人、管理者1人、計4人体制。 ○訪問チームは、2人×2組で4人、内勤者1人、計5人体制 ○計9人体制</p>
個人情報の提供	滞納者氏名・住所・生年月日、滞納債権種別、未納額、過去の折衝経過記録等（税は端末上で確認、税以外はExcelで作成した架電対象者リストで確認）
架電効率推進業務の達成目標※	市・県民税の各期別滞納者への架電実績において、応答率 73.8% 以上

※応答率は、対象者に最大4回まで発信した結果、本人または家族が応答した対象者の割合。架電期間はリスト提供後45日間とし、期間中に納付や返電等により架電不要となった対象者は含まない

（意見 5）滞納債権の電話催告を他課債権と一緒に括して委託することのはずについて

上記「（b）市税催告センターの対象債権について」に記載のとおり、滞納債権の催告業務を行う市税催告センターは納税課が取り扱う市税債権のみを取り扱っている。他課においては少額かつ多数の債権を扱う一部の部署を除き委託契約とするだけのスケールメリットが小さい部署がほとんどであるため、催告業務を委託して架電・受電することは実施されていない。

しかし、個々の課では契約事務の煩雑さや対象債権の不足により委託契約のスケールメリットが小さいとしても、他課の債権と同時に契約することができればスケールメリットを享受できる可能性は十分にある。それに、同一債務者が複数の課の債権を滞納しているケースではコストの削減にも寄与するはずである。実際、上記＜他市の事例＞で記載して

いる通り、他市では課をまたがって委託している事例が複数存在する。

他市を必ずしも真似する必要はないとしても、全庁一丸となって債権管理に取り組む松山市としては、効果の見込める他課の債権についても一括して委託することのはずをしっかりと検討していただきたい。

(c) 生活困窮者対策・社会福祉への配慮について

同基本方針に記載のとおり、松山市は債権回収事務の効果的・効率的な債権回収の推進に向けて全庁的な債権管理体制を構築することを目標に掲げている。また、松山市債権管理条例では、松山市の債権の徴収停止、履行延期の特約等、免除、放棄に関する規定を設け、生活困窮者等への配慮をできるように制度を整えている。

他市の債権回収事務の取組について調査をしていると、松山市と同様に債権回収の徹底を進める一方で、生活困窮者対策や社会福祉への配慮に関する全庁的な取組事案も多く紹介されている。これに対し、松山市は「広報まつやま」において毎年度利用可能な補助金や助成金の一覧を公表（令和2年5月1日号など）しており、今年度においては新型コロナウィルス緊急支援対策に係る支援の案内も一覧化して公表（令和2年6月1日号）している。また、生活保護世帯およびそれ以外の生活困窮者に対する支援は生活福祉総務課自立支援推進担当が下記のような事業等を実施しており、愛媛労働局と協定を結んで、福祉と雇用の一体化窓口（松山市福祉・就労支援室）を常設で開設しているようである。

このように松山市では生活保護受給者や生活困窮者に限らず多くの支援策を用意しているが、監査人が報告書作成時（令和2年12月17日時点）で調べた限りでは上記のような取組以外に積極的・全庁横断的な対応をしている社会福祉に関する取組については確認できなかった。

<生活保護での自立支援>（松山市役所ホームページより抜粋）

松山市では、保護費の支給など経済的な給付に加え、国が示した通知（※）により、組織的に生活保護受給世帯の自立を支援するため、以下の支援を実施している。

プログラム・事業名	支援内容
就労支援プログラム	求職活動などの支援
年金受給支援プログラム	年金受給などの支援
被保護者就労準備支援事業	就労に向けた技能習得などの支援
子ども健全育成事業	学習・居場所づくりなどの支援
退院促進支援プログラム	在宅生活への移行などの支援
被保護者健康管理支援事業	受診改善や受診勧奨などの支援

<生活困窮者自立支援事業>（松山市役所ホームページより抜粋）

松山市が実施する、生活保護にあたらない生活困窮者のための生活困窮者自立支援法に基づく支援事業は以下の表のとおりである。

事業名	区分	支援の種類	年齢要件	収入資産要件	支援期間
自立相談支援事業	必須事業	包括的な相談支援	なし	なし	—
住居確保給付金支給事業	必須事業	居住確保支援	なし	あり	3ヶ月(最長9ヶ月まで延長可能)
就労準備支援事業	任意事業	就職に必要な技能習得支援	なし	あり	1年間(心身や生活の状況により延長可能)
認定就労訓練事業	認定事業	就労が困難な方への就労訓練	なし	なし	—
一時生活支援事業	任意事業	緊急的な一時生活支援	なし	あり	3ヶ月(最長6ヶ月まで延長可能)
家計改善支援事業	任意事業	家計に関する相談支援	なし	なし	—
子どもの学習・生活支援事業	任意事業	子どもへの学習・生活支援	中学生	あり	—

＜他市の事例＞ 公金債権回収業務における事例集—総務省ホームページ(令和2年12月16日時点)より抜粋 (以下の斜体文字が他市事例の記載)

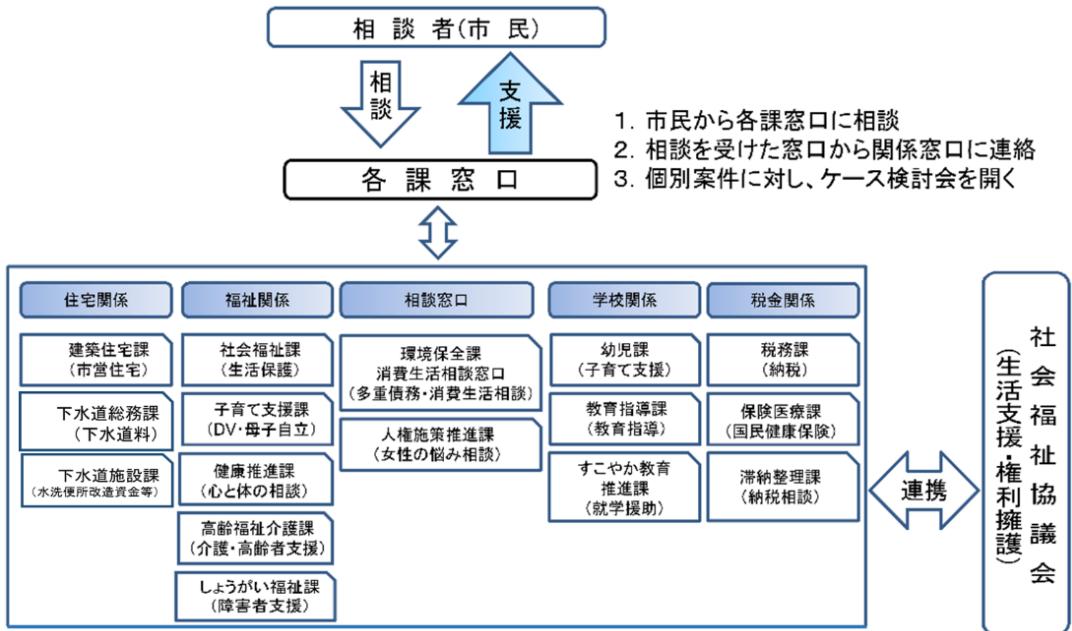
滋賀県 長浜市

市民からの様々な相談活動を行う中で、特に複雑かつ多様な課題を抱える市民に対し、関係部署が連携して適切な支援を行うために平成24年7月、長浜市セーフティネットワーク会議を設置。当初は年間2回程度、各債権所管課が共通して対応しなければならない人をリストアップしていたが、現在は必要に応じ、隨時会議を開催している。

■長浜市セーフティネットワーク会議の構成部署

市民協働部	人権施策推進課
市民生活部	環境保全課、保険医療課、税務課、滞納整理課
健康福祉部	社会福祉課、しうがい福祉課、子育て支援課、健康推進課、高齢福祉介護課
都市建設部	建築住宅課
下水道事業部	下水道総務課、下水道施設課
社会福祉協議会	地域福祉課

■支援の流れ



(提言2) 生活困窮者対策・社会福祉への配慮への積極的・全庁的な取組について

上記「(c) 生活困窮者対策・社会福祉への配慮について」に記載のとおり、生活保護や生活困窮者対策に対しては生活福祉総務課が中心となって市民向けのサービスを展開しており、生活保護受給者からの納付相談については納税課が生活保護受給に関する情報提供を受けたり生活困窮者へ生活保護に関連する窓口への案内をしたりと、一定の評価ができる対応を行っていることがうかがえる。その一方で、歳入の確保のために債権管理を徹底し回収を進めるに当たり生活保護に至らない生活困窮者への対策は必要な課題となってくるものの、全庁的な取組の推進を積極的に行っており、監査人は確認できなかった。それに対し、債権回収事務の積極化による生活困窮者等への配慮が不足するがないように、生活困窮者対策・社会福祉への配慮をする積極的かつ全庁的な取組が行われている自治体もあるようである。

もちろん、松山市における債権回収の現場において無財産・無収入等によって生活に困窮している市民への無理な徴収がされているわけではなく、むしろ積極的に徴収停止等を行い、そのような方への心理的負担を軽減する措置を取っている。しかしながら、そのような市民がすべて納付相談に来るのは限らず、納付ができず本当に困っているのに相談にも行けない何らかの理由がある債務者がいるかもしれない。そのような福祉面での配慮は債権回収を徹底していくと今まで以上に必要になってくるはずである。

まずは債権回収への積極的な活動をする中で、債権管理を行う各課がどのような配慮を行う事が可能となるのかを考えながら、社会福祉の部署と連携し検討していくことは有用なことであろう。他の部署にも多くの支援事業・プログラムが存在することを考えれば、全庁の部署が横断的に話し合う場があつていいかもしれない。納付相談に来る前の債務者へのアプローチの仕方から改善できることを検討し、その後のフォローを全庁的に対応できる体制づくりができればなおのこと良いはずである。

全序的な取組というのは多くの職員の労力がかかることであるため、監査人が考えることは絵空事の話かもしれないが、債権管理を行う部署でもできることからやっていこうというスタンスで、少しずつでもより良い市民サービスにつながるような取組を検討していただきたいと願うところである。

第5章 包括外部監査の結果と意見（市税）

1. 市税について

(1) 歳入・債権管理

(i) 歳入・債権管理の統計

① 歳入の統計

理財部 収入済額（雑入を除く）

節	平成29年度 決算額	平成30年度 決算額	令和元年度 決算額	主な内容（令和元年度について）
個人市民税				
うち、現年課税分	24,139,850	24,607,537	25,000,050	
うち、滞納繰越分	281,353	271,241	170,104	
小計	24,421,203	24,878,777	25,170,154	
法人市民税				
うち、現年課税分	6,740,641	6,916,638	7,039,109	
うち、滞納繰越分	15,817	16,304	12,224	
小計	6,756,459	6,932,941	7,051,332	
市民税計	31,177,662	31,811,719	32,221,486	
固定資産税				
うち、現年課税分	30,649,259	30,536,083	30,997,715	
うち、滞納繰越分	251,707	217,191	133,470	
うち、国有資産等所在交付金	169,863	170,527	166,618	
小計	31,070,828	30,923,800	31,297,803	
軽自動車税				
うち、現年課税分	1,261,727	1,310,600	1,354,171	
うち、滞納繰越分	16,610	20,365	16,678	
うち、環境性能割	—	—	10,531	令和元年（2019年）10月1日から導入
小計	1,278,337	1,330,966	1,381,380	
市たばこ税				
うち、現年課税分	3,273,528	3,224,260	3,211,443	
うち、滞納繰越分	—	—	—	
小計	3,273,528	3,224,260	3,211,443	
入湯税				
うち、現年課税分	168,248	169,810	155,037	
うち、滞納繰越分	—	—	567	
小計	168,248	169,810	155,604	
事業所税				
うち、現年課税分	1,891,743	1,940,957	1,967,605	
うち、滞納繰越分	5,027	486	11,809	
小計	1,896,770	1,941,443	1,979,414	
市税合計	68,865,372	69,401,998	70,247,131	
地方譲与税	1,464,056	1,461,102	1,487,097	地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税、特別とん譲与税、航空機燃料譲与税、森林環境譲与税（令和元年度～）
利子割交付金	163,906	152,652	94,989	
配当割交付金	321,983	250,716	293,210	
株式譲渡所得割交付金	355,166	211,198	172,405	
地方消費税交付金	9,163,753	9,631,585	9,033,161	
ゴルフ場利用税交付金	84,900	80,557	83,301	
自動車取得税交付金	239,481	252,339	130,352	
環境性能割交付金	—	—	40,018	
国有提供施設等交付金	3,210	3,075	2,768	
使用料及び手数料	51,572	49,994	43,137	税務総務手数料、市税徴収手数料
県支出金	811,996	797,603	794,842	総務費委託金として
寄付金	151,519	153,288	233,714	ふるさと納税寄付金
延滞金加算金及び過料	106,719	128,019	88,770	ほぼ延滞金
合計	81,783,632	82,574,126	82,744,897	

（出典：納稅課歳入予算執行状況表）

理財部 不納欠損額（雑入を除く）

(単位：千円)

節	平成29年度 不納欠損額	平成30年度 不納欠損額	令和元年度 不納欠損額	主な内容（令和元年度について）
個人市民税				
うち、現年課税分	77	140	256	
うち、滞納繰越分	96,405	69,413	48,928	
小計	96,481	69,552	49,183	
法人市民税				
うち、現年課税分	—	30	1,189	
うち、滞納繰越分	6,505	8,955	7,915	
小計	6,505	8,985	9,104	
市民税計	102,986	78,537	58,288	
固定資産税				
うち、現年課税分	847	309	247	
うち、滞納繰越分	71,593	76,696	114,279	
小計	72,441	77,004	114,525	
軽自動車税				
うち、現年課税分	26	40	61	
うち、滞納繰越分	8,177	7,979	6,803	
小計	8,203	8,019	6,864	
市たばこ税				
うち、現年課税分	—	—	— 該当なし	
うち、滞納繰越分	—	—	— 同上	
小計	—	—	—	
入湯税				
うち、現年課税分	—	—	— 該当なし	
うち、滞納繰越分	—	—	— 同上	
小計	—	—	—	
事業所税				
うち、現年課税分	—	—	— 該当なし	
うち、滞納繰越分	—	—	— 同上	
小計	—	—	—	
合計	183,630	163,560	179,678	

(出典：納稅課歳入予算執行状況表)

松山市へのヒアリングによると、個人市民税の不納欠損額が減少しているのは、徴収率向上により滞納繰越の調定額が減少しているためとのことであり、固定資産税の不納欠損額が増加しているのは、相続事案や差押えできる財産が見つからない事案等、徴収困難な事案の比率が増加しているためとのことであった。

② 未収債権の統計

理財部 収入未済額（雑入を除く）

(単位：千円)

節	平成29年度 収入未済額	平成30年度 収入未済額	令和元年度 収入未済額	主な内容（令和元年度について）
個人市民税				
うち、現年課税分	193,266	170,013	192,704	
うち、滞納繰越分	479,444	328,837	277,238	
小計	672,710	498,850	469,942	
法人市民税				
うち、現年課税分	18,100	20,250	11,637	
うち、滞納繰越分	27,313	19,905	19,065	
小計	45,413	40,155	30,703	
市民税計	718,123	539,006	500,645	
固定資産税				
うち、現年課税分	177,773	135,844	151,208	
うち、滞納繰越分	474,758	355,291	242,063	
小計	652,531	491,135	393,272	
軽自動車税				
うち、現年課税分	26,415	23,368	22,496	
うち、滞納繰越分	45,369	43,098	42,853	
小計	71,784	66,466	65,349	
市たばこ税				
うち、現年課税分	—	—	—	該当なし
うち、滞納繰越分	—	—	—	同上
小計	—	—	—	
入湯税				
うち、現年課税分	—	567	1,732	30年度分は翌年度滞納繰越分として収入済
うち、滞納繰越分	—	—	—	
小計	—	567	1,732	
事業所税				
うち、現年課税分	449	11,809	2,189	
うち、滞納繰越分	37	—	—	
小計	486	11,809	2,189	
合計	1,442,924	1,108,982	963,186	

(出典：納税課歳入予算執行状況表)

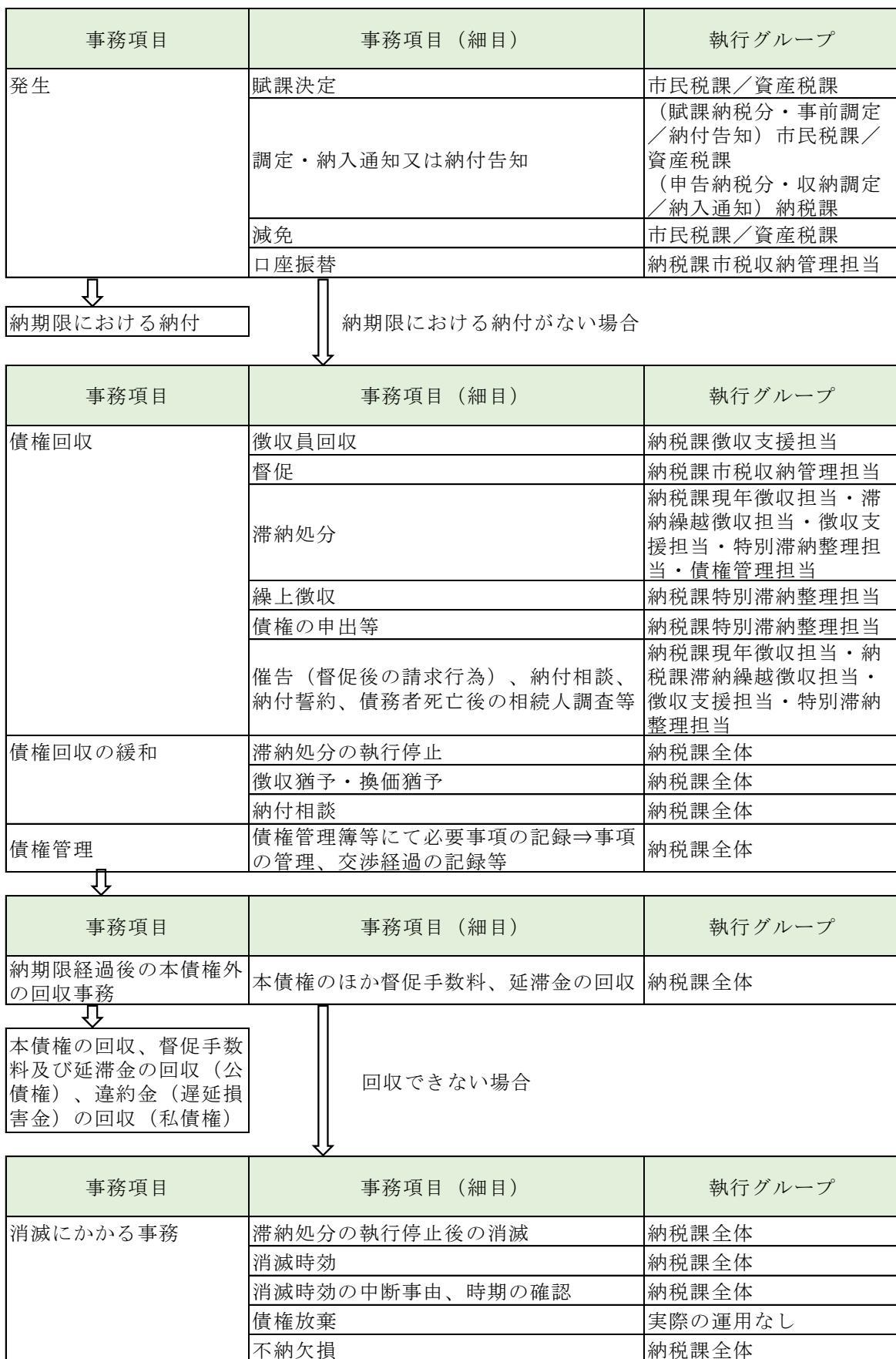
③ 令和元年度の市税の歳入・未収債権等

令和元年度について歳入・未収債権等を税目ごとにまとめたものが以下の表である。

税目	区分	現計予算額 (千円)	調定額		収入済額		不納欠損額	収入未済額	執行停止額	収入歩合(%)		
			(A) 本月末累計 (千円)	前年比 (%)	(B) 本月末累計 (千円)	前年比 (%)				(C) 累計 (千円)	A-(B+C) (千円)	
										本年 度	前年度	
市民税	個人	普	4,537,076	100.43	4,366,284	99.95	246	170,547	611	96.24	96.70	
		給特	19,795,985	102.11	19,773,818	102.10	10	22,158	60	99.89	99.89	
		年特	859,948	98.56	859,948	98.56	0	0	0	100.00	100.00	
		現	24,744,000	25,193,010	101.68	25,000,050	101.60	256	192,704	671	101.03	99.23
		滞	130,000	496,270	74.13	170,104	62.71	48,928	277,238	69,434	130.85	34.28
	法人	計	24,874,000	25,689,279	100.95	25,170,154	101.17	49,183	469,942	70,106	101.19	97.98
		現	6,400,000	7,051,936	101.66	7,039,109	101.77	1,189	11,637	0	109.99	99.82
		滞	5,000	39,204	86.80	12,224	74.97	7,915	19,065	4,784	244.47	31.18
		計	6,405,000	7,091,139	101.56	7,051,332	101.71	9,104	30,703	4,784	110.09	99.44
合計		31,279,000	32,780,418	101.08	32,221,486	101.29	58,288	500,645	74,890	103.01	98.29	
固定資産税	純固定資産税	現	30,791,000	31,149,170	101.55	30,997,715	101.51	247	151,208	225	100.67	99.51
		滞	100,000	489,812	75.45	133,470	61.45	114,279	242,063	33,290	133.47	27.25
		計	30,891,000	31,638,982	101.01	31,131,185	101.23	114,525	393,272	33,515	100.78	98.40
	交・納付金	現	166,000	166,618	97.71	166,618	97.71	0	0	0	100.37	100.00
		滞	0	0	0	0	0	0	0	0	100.00	100.00
		計	31,057,000	31,805,600	101.00	31,297,803	101.21	114,525	393,272	33,515	100.78	98.40
	軽自動車税	現	1,304,000	1,376,728	103.20	1,354,171	103.32	61	22,496	230	103.85	98.36
		滞	8,000	66,334	92.85	16,678	81.89	6,803	42,853	4,093	208.47	25.14
		環境性能割	現	5,000	10,531	0	10,531	0	0	0	210.62	100.00
		計	1,317,000	1,453,593	103.43	1,381,380	103.79	6,864	65,349	4,322	104.89	95.03
事業所税	市たばこ税	現	3,030,000	3,211,443	99.60	3,211,443	99.60	0	0	0	105.99	100.00
		滞	0	0	0	0	0	0	0	0		
		計	3,030,000	3,211,443	99.60	3,211,443	99.60	0	0	0	105.99	100.00
	入湯税	現	130,000	156,769	92.01	155,037	91.30	0	1,732	0	119.26	98.90
		滞	0	567	0	567	0	0	0	0		
		計	130,000	157,336	92.35	155,604	91.63	0	1,732	0	119.70	98.90
	現年課税分	現	1,700,000	1,969,795	100.87	1,967,605	101.37	0	2,189	0	115.74	99.89
		滞	1,000	11,809	2,430.31	11,809	2,430.31	0	0	0	1,180.89	100.00
		計	1,701,000	1,981,604	101.45	1,979,414	101.96	0	2,189	0	116.37	99.89
市税全体	現年課税分計	68,270,000	70,286,000	101.51	69,902,280	101.49	1,753	381,967	1,125	102.39	99.45	
	滞納繰越分計	244,000	1,103,995	76.89	344,851	65.61	177,925	581,219	111,601	141.33	31.24	
	総計	68,514,000	71,389,995	101.01	70,247,131	101.22	179,678	963,186	112,727	102.53	98.40	

(出典：市税収入報告書)

(ii) 歳入業務の流れ



(iii) 歳入・債権管理の業務に係る監査の重点及び監査手続

① 監査の手続き

1.(1) (ii) 「歳入業務の流れ」に沿って、以下の市税に係る歳入の行政手続きに関する諸論点について、税目ごとに網羅的な質問及び必要に応じて資料の閲覧を実施した。その結果、判断を要する論点があった項目について重点的な監査を実施した。

また、歳入・債権管理に関する諸規程・マニュアルやその他の歳入・債権管理に関する諸資料を参照したうえで、判断を要する諸論点を個別に選別し重点的な監査を実施した。

<市税歳入の行政手続きに関する諸論点>

発生させてはいけない債権を発生させてないか
発生すべき債権を網羅的に把握できているか
債務者の実態を適切に把握できているか
特例・減免等の債権額を減少させる手続きが適切な根拠を基に行われているか
調定が適時・適切に行われているか
調定・戻入の際に適切に納期限が定められているか
納入通知において、行政不服申立ての教示がなされているか
回収すべきものを適時・適切に回収しているか
督促を適時・適切に行っているか
滞納処分を適時・適切に行っているか
履行期限の繰上げ・繰上徴収の措置を適時・適切に講じているか
債権申出等の措置を適時・適切に講じているか
催告、納付相談、誓約などを任意の履行に向けて活用しているか
連帯保証人等の複数当事者対応が適時・適切に行われているか
債務者死亡後の相続人対応が適時・適切に行われているか
督促手数料を適時・適切に徴収しているか
延滞金を適時・適切に徴収しているか
督促状において、行政不服申立の教示がなされるか
債権回収に向け、個人情報の入手に工夫をしているか
債権回収が困難な場合、適時・適切に回収緩和措置を講じることできているか
滞納処分の執行停止等を適切に利用できているか
債権管理簿を備えるなどして、適時・適切に債権事務に関する情報を記録しているか
消滅させてはいけないものを消滅させていないか、消滅させることができるものを適時・適切に消滅させているか
消滅時効の管理は適切か（起算点、中断事由、消滅時効の期間）
不納欠損は適時・適切になされているか

② 監査の重点項目

上記監査手続きにおいて、以下の項目を重点項目と判断した。

重点項目	検討すべき論点	対象課
課税の網羅性	課税の公平性に資するよう、課税対象の網羅的な把握のために適切な情報源から可能な範囲で十分な情報を得ているかどうか	市民税課 資産税課
滞納処分の適切性	滞納債権の処分の判断過程において適時適切な情報収集を行っているかどうか、課税の公平性を害するような不適切な処分が行われていないかどうか	納税課

③ 監査の結果

実施した監査の結果、検出した事項及び指摘・意見は以下のとおりである。

(a) 他課からの法人設立に関する情報の收受について

市民税課に対して法人設立に関する事業者情報の入手方法について質問をしたところ、愛媛県を通じて得た国税（法人税）の申告情報「法人税額等の通知（課税データ）」に基づいて課税情報と設立の有無の確認をしているほか、納税者からの「法人の設立設置異動等の申告書」で、異動関係について確認しているとのことであった。

そこで、松山市自身の積極的な行動による事業者の設立情報の入手手段について質問したところ、地域の経済誌やインターネット等の新設情報の確認や申告書の提出指導をしているとのことであるが、松山市の他課が有する店舗新設などの情報を入手していなかった。

（意見 6）他課や他機関からの法人設立等に関する情報収受の検討

上述の「（a）他課からの法人設立に関する情報の收受について」に記載したとおり、市民税課では県や国の課税情報の提供や納税者からの届出といった受け身の情報収集が法人市民税の課税対象者の網羅性の検討についての主たる手段になっていると考えられる。経済誌やインターネットでは公開される設立等の情報に網羅性はないことから効果が限定的であるためである。

そこで、例えば松山市の保健所から旅館業、理髪店、食品取扱責任者等認可するものの情報を活用できるとも考えられたことから、担当課である生活衛生課に確認してもらったところ、食品営業、旅館業、理容業、クリーニング業、美容師業等の許可情報は松山市のオープンデータにもアップされていることから比較的容易に活用できることも分かった。

このように、法人の設立に関する情報は他の行政機関、とりわけ松山市の内部組織が有する情報は個人情報を除けば共有可能なものが多いことが推察される。松山市以外の行政機関であっても、情報提供に関する協定を結ぶことができれば情報入手できるものもあるかもしれない。これらの情報は市内業者の設立に限らず、市外業者が松山市内に出店・進出してきた際にも、法人市民税の均等割や法人税割の課税対象者の洗い出しに活用できる可能性が高い。

法人市民税に対する納税者の意識の高さはまちまちであり、特に法人設立への経験が浅

い経営者の場合には市への届出や申告書の提出の必要性を認識できていないケースも考えられることから、受動的な情報の入手方法だけでは不足もしくは遅延する可能性もある。納税者が意図的に申告をしないケースでは特に致命的になる可能性が高く、国税などの調査後に事後的に課税情報の連絡を受けて判明したときには納税者に逃げられた後であつたり解散等で法人の資産がなくなった後だったりと、事後的に調査しても徴収不能になることは十分にあり得る話である。松山市としては情報入手に必要以上の手間や費用をかけることは好ましくないが、一定の手間と費用をかけても情報入手に努めることの必要性について課税の公平性の観点から十分に検討していただきたい。

(b) 滞納処分の執行停止決議書の添付書類について

相続人の相続放棄による滞納処分の執行停止においては財産調査や相続人調査がなされたうえで相続放棄申述受理通知書が添付されるものであるが、執行停止決議書には当該通知書が添付されていない事案が見受けられた。この場合においても通常は無財産であることを確かめるための様式の添付がなされ、単身者でない場合にはその様式に相続放棄申述受理通知書等の調査がなされた旨が記載されているのであるが、決議書には「相続人が相続放棄済み」である旨が記載されているにもかかわらず、その調査日等の記載がない事案が発見された。

また、滞納金額は少額ではあったが、滞納処分の執行停止決議書の停止事由に「財産なし」との記載がなされ、滞納金額を記載した「滞納金額明細書」が添付されるのみで、無財産であることを確かめるための様式の添付も交渉経過記事の記録もない事案もあった。

このような決裁時の添付資料は決裁時には添付していたものの、添付文書をすべてつけるとかさばるため外したことであった。そこで別綴じファイルの提示を求めたが、交渉経過記事にて内容の確認が可能であり、添付資料も必要に応じて再取得が可能と判断していたため、特に保管はしていないとのことであった。

(指摘1) 財産の有無や相続放棄の際の納税義務の承継の有無を確認する書類の不備

一般的に相続放棄による滞納処分の執行停止の場合には相続放棄が法的に成立していることを証明する「相続放棄申述受理通知書」が必須と考えられる。そのため、その書類がない場合、上席者は執行停止事由をどのように確認したかが監査人には判断できない。上記「(b) 滞納処分の執行停止決議書の添付書類について」に記載のとおり、決裁時には添付していたことだが、保管していないためそれを確かめる証拠がなかった。また、債権は少額ではあるものの、滞納処分の執行停止決議書の停止事由に「財産なし」との記載がなされ、滞納金額を記載した「滞納金額明細書」が添付されるのみで、無財産であることを確かめるための様式の添付も交渉経過記事の記録もない事案もあった。

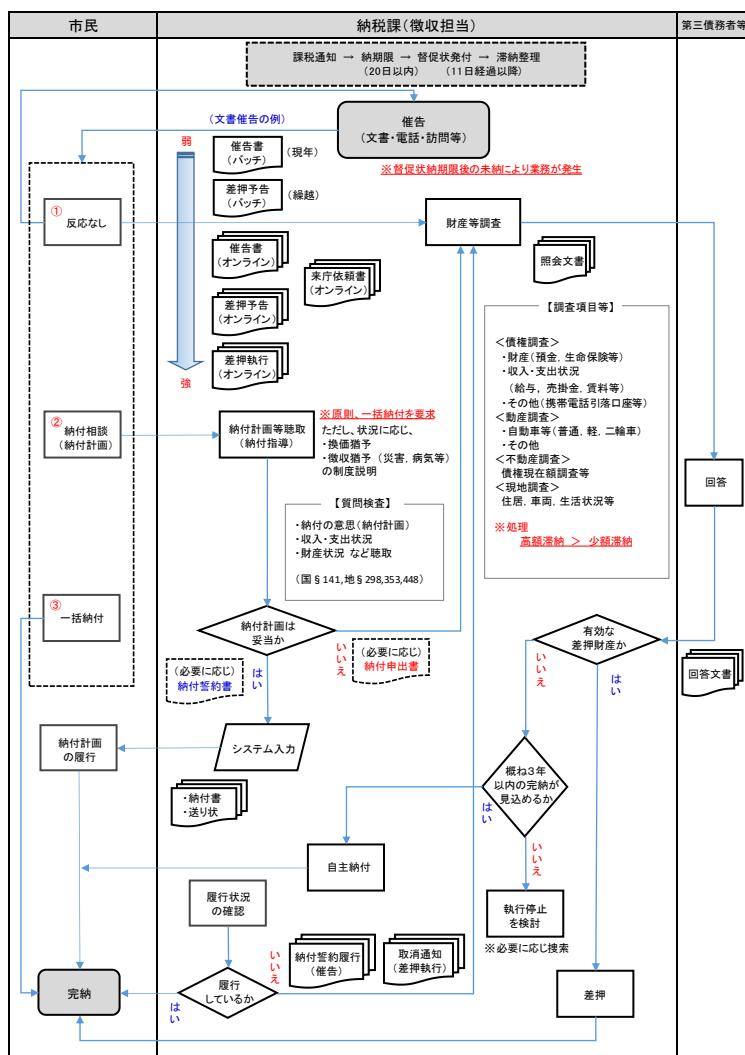
滞納処分の執行停止は滞納処分の執行を停止するに足る根拠がなければならないことから、松山市のルール上、各滞納処分の執行停止決議書には財産の有無と納税義務の承継の有無を確認する書類である相続放棄申述受理通知書が添付される必要がある。滞納処分の執行停止を行うとその後の取り消しがなければ3年の時効により債権が消滅することから、滞納処分の執行停止の段階で十分な検討を行うことで、滞納のない大多数の納税者との課税の公平性を保つ必要がある。

滞納処分の執行停止決議書には、各債権に関する交渉経過記録等の債権の管理台帳や停止事由の直接の根拠となる書類が添付されていなければ判断ができないであろうし、少なくとも「無財産」を確認する書類は添付される必要があるだろう。松山市としては滞納処分の執行停止や不能欠損に至る判断過程においてどの程度まで書類を整備し保管すべきか、明らかにしていただきたい。

(c) 市税の徴収事業（滞納整理事務）に係る業務フローについて

市税の徵収事業（滞納整理事務）に係る業務フローを閲覧したところ、納期限を過ぎた未納付の債権について納期限後 20 日以内に督促状の発付を行い、11 日経過後納付がない場合においては滞納整理事務を行うことになっている。滞納整理事務においては段階に応じた各種の催告書を送付するとともに、電話や訪問等により徵収の催告を行っている。

各種の催告に対して納税者の反応がない場合には各種の財産等調査を行うことになっている。財産等調査の結果、有効な差押財産がある場合には差押を行い、完納に至る流れになっている。また、調査の結果、有効な差押財産がない場合において、概ね3年以内の完納が見込める場合には自主納付により完納に至る流れになっており、概ね3年以内の完納が見込めない場合には執行停止を検討（必要に応じて捜索）する流れになっている。



(意見 7) 滞納処分の執行停止に係る業務フローの記載内容の見直しについて

上記「(c) 市税の徴収事業（滞納整理事務）に係る業務フローについて」に記載のとおり、納税者の反応がない場合に実施される財産等調査の結果、有効な差押財産がある場合には完納に至ることになっており、有効な差押財産がない場合には、概ね3年以内の完納が見込める場合は自主納付により完納に至り、概ね3年以内の完納が見込めない場合は執行停止を検討することになっている。

しかしながら、現実の徴収業務はそのような単純な流れではないはずである。有効な差押財産がある場合であっても、差押財産の価値が債権額より低ければ差押をしても債権額が残って完納には至らないであろうし、差押財産がなくて概ね3年以内の完納が見込める場合であるかどうかはそもそも納税者と接触を行えたケースのうち自主納付や納付計画の作成指導などで十分な成果が得られた場合に限られると考えられ、この業務フローが滞納整理事務の実態を正しく反映したものになっていないと考えられる。

一般に業務フローは担当者の交代等の際に引継を容易にするために補足的に利用するためのものなので、詳細な記載は他のマニュアル等に任せればよいものではあるが、業務の流れが概ねわかる程度には記載すべきであり、ましてや業務の流れを誤解されるような内容では弊害が生じる書類になってしまふ。一方、業務フローの精度の高さを求めすぎれば、煩雑な図になってしまふ可能性もある。そのため、ある程度簡潔にかつ解りやすいフロー図の作成が望ましく、現在の業務フローについて見直して誤解のない簡潔な内容への修正をすべきである。

なお、松山市は、監査人の上記意見を踏まえ、報告書提出時点においては業務フローの見直しを実行済みである。

(2) 歳入に関連する支出

(i) 個人市県民税賦課事業

① 事業目的

個人市県民税の納税義務者に納税通知書を送付し納税していただくことを目的とする。

② 予算決算

(単位：千円)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
現計予算額	53,407	56,158	56,874
決算額	46,051	51,155	51,658

節	令和元年度 決算額	主な内容
需用費	2,475	
役務費	17,191	納税通知書の郵送料
委託料	13,462	松山市納税通知書作成・封入封緘業務委託
使用料及び賃借料	4,001	地方税ポータルシステムの使用料、e L T A X 利用端末の賃貸借料
備品購入費	0	
その他	14,529	地方税共同機構 e L T A X 負担金、日々雇用職員賃金等
合計	51,658	

(出典：市民税課提供資料)

令和元年度の松山市通知書等作成・封入封緘業務委託料のうち、株コーユービジネス松山営業所への支払額が 12,377,745 円あるが、この契約は納税課が取りまとめて事務を行っているため、契約事務の執行の検討は「（ix）市税の徴収事業」で実施する。

③ 事業内容

- ・個人市県民税の申告書発送及び申告受付
- ・給与支払報告書・確定申告書・市県民税申告書等の課税資料入力
- ・納税通知書の発送
- ・課税内容の説明及び事後調査

主な業務内容は以下のとおりである。

①業務名	②業務内容	③主な費目・金額等・支出先（取引先）	④件数・回数等
個人市民税の賦課に関すること	【個人市民税賦課業務】 地方税法292条から340条に基づき個人市県民税を賦課する。	【通信運搬費】 17,190,640 円 【委託料】 13,462,079 円 松山市通知書等作成・封入封緘業務委託料 等 支出先 株コーユービジネス松山営業所 外 【負担金】 10,887,801 円 電子申告に係る経費 等 支出先 地方税共同機構 外	発送数 162,874 通 当初納税通知書作成、封入封緘 720,895 件

（出典：市民税課提供資料）

④ 監査の結果

実施した監査の結果、特に検出した事項はなかった。

（ii）軽自動車税賦課事業

① 事業目的

軽自動車税の公平な賦課を行うことを目的とする。

② 予算決算

(単位：千円)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
現計予算額	27,379	26,746	27,653
決算額	26,527	25,349	26,024

節	令和元年度 決算額	主な内容
需用費	1,374	
役務費	11,468	
委託料	4,435	松山市納税通知書等作成・封入封緘業務委託
使用料及び賃借料	68	
備品購入費	0	
その他	8,679	軽自動車税申告書取扱費負担金等
合計	26,024	

(出典：市民税課提供資料)

令和元年度の松山市通知書等作成・封入封緘業務委託料のうち、株コーユービジネス松山営業所への支払額が4,215,402円あるが、この契約は納税課が取りまとめて事務を行っているため、契約事務の執行の検討は「(ix) 市税の徴収事業」で実施する。

③ 事業内容

【種別割】

主たる定置場を松山市内に帰属する原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及、二輪の小型自動車へ軽自動車税を賦課する。

【環境性能割】

軽自動車を取得した時に車両の所得価格（購入価格とは異なる）が50万円を超えた場合に取得価格の1～2%を課税する。

課税事務は自動車取得税と同じく愛媛県が行い、市は毎月課税された環境性能割額の支払を受け事務手数料を支払うため課税事務はない。

【原動機付自転車の登録】

納税義務者からの申告を受け付け、標識を交付する。

主な業務内容は以下のとおりである。

①業務名	②業務内容	③主な費目・金額等・支出先（取引先）	④件数・回数等
軽自車税の賦課に関すること	【原動機付自転車登録業務】 地方税法447条に基き納税義務者からの申告を受け付け標識を交付する。	【消耗品費】 1,204,536円 標識・FAX消耗品代等 支出先 巢守金属工業㈱ 外 【印刷製本費】 169,589円 申告書・封筒・改ざん防止用紙等 支出先 (有)奥田印刷 外	原動機付自転車標識作成 5,947枚 軽自動車税申告書兼標識交付申請書 100冊

	<p>【軽自動車税賦課業務】 地方税法 442 条の 2 に基づき軽自動車税の賦課を行う。</p>	<p>【通信運搬費】 9,942,561 円</p> <p>【委託料】 4,435,402 円 松山市通知書等作成・封入封緘業務委託料 委託先 株式会社ヨービジネス松山営業所</p> <p>【負担金】 8,066,080 円 軽自動車課税資料の仕分けに係る負担金 契約先 愛媛県町村会</p>	<p>発送件数 170,410 通</p> <p>当初納税通知書作成、封入封緘作業 240,111 件</p> <p>仕分け件数 62,653 件</p>
--	--	---	---

(出典：市民税課提供資料)

④ 監査の結果

実施した監査の結果、検出した事項及び意見は以下のとおりである。

(a) 軽自動車課税資料の仕分けに係る負担金について

「軽自動車課税資料の仕分けに係る負担金」について、愛媛県町村会との毎年度の取り交わし文書を閲覧したところ、文書の名称が「軽自動車等車両情報提供収受の事務委託契約書」となっており、他市との契約書の文面や条件の統一のため先方が提示した様式ではあるものの、書面上では業務の委託事項を確認する文書となっていた。また、愛媛県町村会の決算書上では当該業務は「受託金収入」として計上されていた。

一方、松山市では町村会における事務経費の負担をしているだけである、ということで負担金として処理しており、そのため、仮に「委託料」として処理する場合に必要となる一連の契約事務手続き（この場合は一者特命随契の厳格な手続き）は実施されていなかつた。これに対し、「軽自動車課税資料の仕分けに係る負担金」は、制度上軽自動車税の課税資料の整理事務は県単位で行うこととされていて、愛媛県の当該事務実施団体が愛媛県町村会であることから、愛媛県町村会の会員ではない愛媛県内の各市が強制で事務経費の負担をしなければならないものである、との松山市の見解であった。松山市の担当者の話では定期的に行われる松山市内部の負担金の調査においても、負担金であることに関しての指摘を受けてはいないとのことでもあった。

(意見 8) 負担金として処理することの確認

上記「(a) 軽自動車課税資料の仕分けに係る負担金について」に記載のとおり、当該負担金は、松山市の考える支出実態及び事務処理と先方町村会が実施する契約様態及び事務処理とが一致していない。毎年度取り交わす書面は形式上「委託業務契約書」であって、一見するとこの支出は負担金ではなく、業務委託料であると思えるものである。ともすると、委託契約の事務処理の手間を省くために正しくない処理をしているかのように誤解されやすい状況であると言えた。

しかし、松山市の説明を受けると、制度上の制約があるため松山市が他の事業者との契約ができるような性質の取引ではなく、また、明確な委託金額の総額や単価があらか

じめ決められる契約でないため、各年度の最後に経費負担の一覧（精算書に相当するもの）が送られてきて相手方からの請求額が決まる取引でもあることから、毎年度初めに契約書を取り交わさなければならないような取引とは思えない支出金であった。そのため、「実態は負担金である」という松山市の見解も不合理なものとは思えない。

だとするならば、いまさらの話ではあるが、実態にあった取引形態を表す文書としては、事務経費の負担を支出することを確かめる文書、例えば「協定書」を取引開始当初に交わすべきであったと考えられ、その協定書に記した負担額の計算方法や負担条件などの諸条件が変わらない限りは毎年度契約書等の書面を取り交わす必要性はない支出金であると思われた。しかし、契約様態については、愛媛県町村会が愛媛県内の他市とも同様の契約を交わしていることから、松山市の一存で決められないため、今から協定書に変えることは容易ではないようである。

以上のことから監査人が思料するに、現状で松山市にできる「次善」の対処としては、上記のような「契約書の記載と実態の乖離」があるものの、契約方法決定などの判断時に、実態に照らせば「負担金」として処理することが妥当である、ということを明確にした上で契約の意思決定をすることではないかと考えられる。本質的な問題はないとしてもこのような乖離が生じていることを放置せず、本質への誤解が生じないような工夫をして正当性を証明できるようにしておいていただければと考えられる。

（iii）納税通知書作成発送事業

① 事業目的

納税義務者に固定資産税の納税通知書を送付し納税していただくことを目的とする。

② 予算決算

(単位：千円)			
区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
現計予算額	11,909	11,907	12,584
決算額	11,839	11,819	11,562

節	令和元年度 決算額	主な内容
需用費	0	
役務費	11,562	通信運搬費
委託料	0	
使用料及び賃借料	0	
備品購入費	0	
その他	0	
合計	11,562	

（出典：資産税課提供資料）

なお、資産税課の決算額において、上記のような個別事業に紐づかない支出を集計する「一般事務費」の中に委託料 6,929,960 円があり、この支出は納税課に執行委任をしている松山市通知書等作成・封入封緘業務（委託先（株）コーユービジネス松山営業所）に係る委託料であることがわかっている。

③ 事業内容

主な業務内容は以下のとおりである。

①業務名	②業務内容	③主な費目・金額等・支出先 (取引先)	④件数・回数等
納税通知書作成発送事業に関すること	【納税通知書郵送業務】 納税義務者に納税通知書を送付する。	【通信運搬費】 11,562千円	納税義務者 約181,000人

(出典：資産税課提供資料)

④ 監査の結果

実施した監査の結果、検出した事項及び意見は以下のとおりである。

(a) 松山市通知書等作成・封入封緘業務の計上事業について

松山市通知書等作成・封入封緘業務の委託料は納税課に執行委任され税3課まとめて契約をしている業務であるが、資産税課では個別事業に紐づけられない一般事務費で処理されている。一方、他課では「○○税賦課業務」等の個別事業の中で処理されており、事業の目的にかかる支出として計上されている。

(予算) 編成事務要領（抜粋）

3 記載要領等

(3) 予算要求書

予算要求書は、全て事業ごとに調製すること。円滑に執行し、かつ説明責任を果たすために最も合理的と思われる事業割りに再整理が必要な場合は、各政策担当課及び財政課と協議する。

（以下略）

（意見9）目的に応じた事業費の適切な集計

上記「(a) 松山市通知書等作成・封入封緘業務の計上事業について」に記載のとおり、納税課に執行委任された納税通知書等の作成・封入封緘業務の委託料が資産税課では個別事業に紐づけられない「一般事務費」で処理されている。この点、他課との処理の整合が取れないというだけではなく、目的に適合した事業に計上されていないという意味で、事業の適切なコスト評価ができなくなるという問題がある。上述のとおり、市の（予算）編成事務要領の「予算要求書」の項目にも同様の趣旨から「円滑に執行し、かつ説明責任を果たすために最も合理的と思われる事業割り」をする旨が記載されているところである。

したがって、「一般事務費」で処理されている通知書等作成・封入封緘業務の委託料はその支出の目的に合致した「納税通知書作成発送事業」で処理されるべきであつただろう。今後は目的に適合した事業費で処理されるように修正するとともに、些末な支出を除いて個別目的に応じた支出が個別事業に紐づけられない「一般事務費」の中に混入しないよう注意していただきたい。

なお、松山市によると、上述の監査人の意見を踏まえ、上記の委託料に係る支出額の検

討・整理を行い、令和3年度当初予算からは「納税通知書作成発送事業」に編成替えを行う予定とのことである。

(iv) 基準地・標準地の時点修正鑑定委託業務

① 事業目的

令和2年度における土地の価格の修正率を判断するために、地方税法附則第17条の2第1項の規定に基づく修正基準により、不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価を活用し、標準宅地の時点修正率を把握するものとする。

② 予算決算

(単位：千円)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
現計予算額	23,868	23,980	22,702
決算額	23,868	23,890	22,702

節	令和元年度 決算額	主な内容
需用費	0	
役務費	0	
委託料	22,702	委託料（基準地・標準地の時点修正鑑定委託業務）
使用料及び賃借料	0	
備品購入費	0	
その他	0	
合計	22,702	

(出典：資産税課提供資料)

③ 事業内容

固定資産税の土地の評価額は、基準年度の価格を据え置くこととされている。平成9年度以降、地価が下落したと認められる地域については、下落措置を講じることが出来ることとなった。

松山市でも、平成9年度評価替え以降、毎年度、下落率を把握するため、不動産鑑定士による鑑定を実施している。

主な業務内容は以下のとおりである。

①業務名	②業務内容	③主な費目・金額等・支出先(取引先)	④件数・回数等
基準地・標準地の時点修正鑑定委託業務	令和2年度評価額に反映させるため、基準地・標準地に係る平成30年7月1日～令和元年7月1日までの下落修正を依頼し、愛媛県不動産鑑定士協会へ委託料を支出。	委託料 22,701,600円 委託先 公益社団法人愛媛県不動産鑑定士協会	1,844 地点 単価 11,400円

(出典：資産税課提供資料)

④ 監査の結果

実施した監査の結果、特に検出した事項はなかった。

(v) 土地評価替え業務委託

① 事業目的

3年ごとの土地評価の見直しにより、公的価格の一元化及び評価の均衡化・適正化を図るとともに全路線価等の賦課資料の充実を図る。

② 予算決算

(単位：千円)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
現計予算額	23,814	0	22,201
決算額	23,814	0	22,143

節	令和元年度 決算額	主な内容
需用費	0	
役務費	0	
委託料	22,143	土地評価に係る技術支援業務（中心市街地） 3,003千円 土地評価に係る技術支援業務（評価要領等） 4,290千円 土地評価システム評価替え業務 14,850千円
使用料及び賃借料	0	
備品購入費	0	
その他	0	
合計	22,143	

(出典：資産税課提供資料)

③ 事業内容

固定資産税は、地方税法に基づき3年ごとに評価を見直すこととなっており、本業務は、令和3年度固定資産税（土地）の評価替えに向けて主に、

- (ア) 用途、状況類似地域データ更新、
- (イ) 標準地データ更新
- (ウ) 路線データ更新
- (エ) 中心市街地標準地選定支援
- (オ) 評価要領作成等評価技術支援
- (カ) 比準表データ検証

を実施するものであるが、本市においては、均衡のとれた適正な評価を合理的に実施するために平成2年度に土地評価システムを導入し、平成3年度から3年ごとに発注している業務である。

上記（ア）～（ウ）、（カ）においては、平成30年度土地評価替え業務と同内容を考えている。なお、（エ）については、地価が上昇し、複雑な土地の価格形成がされている中心市街地（番町地区）において、より細分化した土地評価を行うため、価格バランスを分析し、状況類似地区を見直した上で、標準地を選定することとしている。

主な業務内容は以下のとおりである。

①業務名	②業務内容	③主な費目・金額等・支出先(取引先)	④件数・回数等
固定資産(土地)評価に係る技術支援業務(中心市街地)委託	地価が上昇し、複雑な土地の価格形成がされている中心市街地(番町地区)において、より細分化した土地評価を行うため、価格のバランスを分析し、状況類似地域を見直した上で標準宅地を選定する。	委託料 3,003,000 委託先 公益社団法人愛媛県不動産鑑定士協会	価格形成要因が概ね同等と認められる状況類似地域の見直し数 39 地域
固定資産(土地)評価に係る技術支援業務(評価要領の作成等)委託	地方税法、固定資産評価基準及び鑑定評価並びに本市の価格事情等に精通しているものに、本市が直面している問題等の分析を委託し、本市固定資産評価事務取扱要領(土地)を、より適当で判断しやすいものに改修することとしている。	委託料 4,290,000 委託先 一般財団法人日本不動産研究所	全体研修1回、打合せ・相談6回、問合せ6件
土地評価システム評価替え業務委託	令和3年度固定資産税(土地)の評価替えに向けて、用途、状況類似地域データ更新、標準地データ更新、路線データ更新を実施するものであるが、本市においては、均衡のとれた適正な評価を合理的に実施するために平成2年度に土地評価システムを導入し、平成3年度から発注している業務である。	委託料 14,850,000 委託先 株式会社 パスコ	標準地(宅地 約1,900、田・畠・山林 約1,100地点)、用途・状況類似地域(約1,900地域)、路線(約21,000本)

(出典: 資産税課提供資料)

④ 監査の結果

実施した監査の結果、検出した事項及び指摘は以下のとおりである。

(a) 土地評価システム評価替え業務委託の随意契約について

「土地評価システム評価替え業務委託」は、評価基礎情報の設定支援(①)及び路線価算出のためのデータ基盤の作成(②)並びに路線価の算出・維持管理をする土地評価システム(③)で構成されている。

この委託は一者特命随意契約となっており、業者選定資料によると、その理由は「利用している土地評価システムの著作権が株式会社パスコにあるため」である旨が書かれている。これに関して過去について確かめたところ、当該業務委託は平成2年度に開始したものであり、上記の①、②についてはそれ以降ずっと同社と随意契約しつづけている。また③については、当初は別業者であったが経費削減を目的として平成21年度から現在の株式会社パスコと契約をしている。

さらに詳細に質問をしてみると、当該業務委託で利用される土地評価システムは当該業務委託におけるデータ基盤を反映し全路線価の算出及び維持管理をするソフトであるが、当該業務委託契約上の大きな割合を占める業務はシステム以外のところで実施されている①、②に該当する業務であるとのことであった。

資産税課で当該業務委託を随意契約としていた理由は下表のとおりである。

<随意契約の理由>

「税総合情報システム」との連携が必須であった。

平成26年度に更新された「税総合情報システム」に評価替えをする上で必要な相互に連携する仕組みを構築している。

この仕組みは、平成30年度評価替えの一度しか使用していないため、再構築するための人員確保及び構築費などを考慮した結果、継続して使用することとし、著作権を有した当該業者を選定している。

土地評価システムは、過去、富士通株式会社のシステムを使用していましたが、費用対効果（10年間で約26百万円の減額）を考慮した結果、平成21年度から現在の株式会社パスクのシステムを導入している。

「データ基盤」の管理がG I S（地理情報システム）でできない状況であった。

新G I Sでは、距離計測に使用する道路網や商業施設等の正確な位置などの路線価要因算出に必要なデータ（以下、「データ基盤」）について、維持管理できる状態となっていますが、旧G I Sでは、設計が古く、データの入出力などの管理機能が脆弱などの理由で、市で「データ基盤」を管理ができておらず、データ基盤を保有している当該業者を選定した。

委託費用（コスト）が最小となると判断した。

まず、過去の委託で作成した同業者が保有する「データ基盤」を使用することで、その修正は異動（差）分のみで済むなど、調査や作業量が最小限だった。

また、現地調査や各種要因の設定、距離計測、路線価管理ソフトなどはこれまでの市からの委託により構築された仕組みであり、他社に委託先を変更した場合は、これら仕組みの再構築と市による検証が必要となり、多額の委託費になることが推測された。

過去の評価替え年度の「路線価」を管理する必要があった。

「路線価管理ソフト」を使用して過去の路線価を再計算することがあり、過去の「路線価管理ソフト」を現在のOSで使用できるようにメンテナンスする必要があるため、これは著作権を有した当該業者でしか不可能だった。

また、平成30年に他市が実施した中核市調査の結果によると、当該業務に類似した契約に関して、一者特命随意契約としている市よりも入札を含む他の契約方法を採用する市の方が多いかった。他市の委託業者の中には、松山市と取引実績のある別の業者の名前もあった。

なお、「委託契約事務の手引き」によれば、50万円超の委託契約においては委託可能な（松山市の）登録業者数が2者以上の場合、相見積もりもしくは指名競争入札が必要となり、1,000万円以上の委託契約の場合、その際の指名業者の選定数は原則として8者以上となる。

(指摘2) 他社との業務委託の未検討について

上記「(a) 土地評価システム評価替え業務委託の随意契約について」に記載のとおり、当該業務委託は約30年間（評価替えごとに計10回）同一の事業者との随意契約をしており、システムの著作権を理由に他社との取引の可能性を検討することなく取引を実行し続けている。しかし、その契約実態を見るや、システム以外で実施される当該業者による評価のためのデータ基盤が主たる成果物であり、その成果物を基に全路線価の算出及び維持管理をする土地評価システムとは分けて発注することも可能であった。そのため、システムの著作権を一者特命の第一の理由とすることに正当性はないといえる。また、類似契約に関する他市実施の調査結果においても一者特命でない中核市が多いことからも当該評価業務ができる業者がほかに存在しないわけではないため、本来であれば随意契約に先立ち少なくとも相見積もりが必要となる契約となるはずである。

この点、上述の表<随意契約の理由>に記載の通りの松山市の回答があつたが、いつも「一者特命」であることに対する理由ではなく、「他社に依頼したとすれば追加開発コストが高くなる可能性が高い」ことを示す主観的な理由であり、他社への相見積もりや追加開発コストの試算に基づく客観的な証拠を提示するものではなかった。

そのため当該契約方法は委託契約に関する松山市のルールの趣旨に反しており、約30年もの間他社との契約の機会が失われたことで業務効率の改善の検討機会を逸失したという問題に加え、たとえその間に経費削減のための契約の一部見直しが行われていたのだ

としても、他社との相見積もりや競争入札の未実施であったために適正な取引価格であるか否かが長期間検討されていないという重大な問題があげられる。

現在はデータ基盤を管理できるシステムを導入するなど契約の見直しができる環境を整えているとの松山市の説明ではあるが、今後、実態を誤って解釈して一者特命随意契約が正当化されることがないように、「契約の実態」を意識したチェック機能が働くような松山市の対応が望まれるところである。

(vi) 基準地・標準地の鑑定委託業務

① 事業目的

基準地・標準地等について、不動産鑑定士による鑑定を行い、令和3年度固定資産税評価の基礎資料とする。

② 予算決算

(単位：千円)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
現計予算額	0	0	137,297
決算額	0	0	137,049

節	令和元年度 決算額	主な内容
需用費	0	
役務費	0	
委託料	137,049	基準地・標準地の鑑定委託業務
使用料及び賃借料	0	
備品購入費	0	
その他	0	
合計	137,049	

(出典：資産税課提供資料)

③ 事業内容

土地の固定資産評価は、固定資産評価基準に「基準年度の初日の属する年の前年の1月1日の地価公示法（昭和44年法律第49号）による地価公示価格及び不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価から求められた価格等を活用することとし、これらの価格の7割を目途として評定するものとする。」と定められている。本業務は、次回基準年度（令和3年度）に向けて、令和2年1月1日の基準地・標準地等の鑑定評価を行うものである。

主な業務内容は以下のとおりである。

①業務名	②業務内容	③主な費目・金額等・支出先(取引先)	④件数・回数等
基準地・標準地の鑑定委託業務	不動産鑑定士に宅地評価に用いる基準地・標準地の鑑定を依頼し、鑑定書を取得するため、愛媛県不動産鑑定士協会へ委託料を支出	委託料 137,049,000 委託先 公益社団法人愛媛県不動産鑑定士協会	基準地・標準地 1,905か所 県地価調査地 44か所 国地価調査地 33か所

(出典：資産税課提供資料)

④ 監査の結果

実施した監査の結果、特に検出した事項はなかった。

(vii) 固定資産税G I S（地理情報システム）再構築事業

① 事業目的

稼働開始後 20 年以上が経過し、パッケージシステムが保守限界を迎えるにあたり、さらにソフトウェアの陳腐化も進んでいることから、システムの稼働を維持させ業務継続を行うとともに、更なる業務効率化、市民サービスの向上を図るためにシステムを再構築することを目的とする。

② 予算決算

(単位：千円)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
現計予算額	0	10,734	13,020
決算額	0	10,678	13,013

節	令和元年度 決算額	主な内容
需用費	0	
役務費	0	
委託料	11,220	資産税地理情報システム再構築事業業務委託
使用料及び賃借料	0	
備品購入費	0	
職員手当等	1,793	職員手当等
その他	0	
合計	13,013	

(出典：資産税課提供資料)

③ 事業内容

- ・土地表示登記情報を管理し、地理情報を元にした評価を行う。
- ・家屋家形の新築・滅失を管理し、土地・家屋にまたがる評価を行う。
- ・登記権利情報を管理し、隣接関係を可視化し、評価に反映する。

主な業務内容は以下のとおりである。

①業務名	②業務内容	③主な費目・金額等・支出先 (取引先)	④件数・回数等
固定資産税地理情報システム再構築	土地・家屋の固定資産税を評価する上で必要な地理情報を、正確かつ効率的に使用するためのシステムを再構築する。	委託費 2年合計:20,076,000 円 株式会社パスコ愛媛支店	移行対象データ件数 ・土地地番:約 45 万件 ・家屋家形:約 30 万件

(出典：資産税課提供資料)

④ 監査の結果

実施した監査の結果、特に検出した事項はなかった。

(viii) 資産税システム運用事業

① 事業目的

資産税課で所管しているシステム（家屋評価システム（図面描画等の方法により、課税対象家屋の評価額を適正に算出できるシステム）、地理情報システム）を安定して業務へ活用するために必要な作業を行うことを目的とする。

② 予算決算

(単位：千円)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
現計予算額	0	0	12,859
決算額	0	0	12,398

節	令和元年度 決算額	主な内容
需用費	0	
役務費	0	
委託料	10,316	松山市家屋評価システム更新業務 9,570千円 地籍調査結果データ変換取込作業 746千円
使用料及び賃借料	1,012	
備品購入費	0	
その他	1,070	職員手当等
合計	12,398	

(出典：資産税課提供資料)

令和元年度の賃借料 1,012 千円は同年度に更新した松山市家屋評価システムに係る機器の賃借料であり、総額 19,160 千円の 5 ケ年の長期継続契約になっている。

③ 事業内容

新築家屋等の評価額を算出するために使用している「家屋評価システム」のリース契約が、令和 2 年 3 月末をもって満了となるため、機器更新及びソフトウェアバージョンアップ（O S 対応）対応を行うものである。

また、翌年度に向けた土地評価の元資料として活用するため、資産税地理情報システムへ測量結果の取込を行うとともに、資産税地理情報システムを十分に活用するため、職員の業務の運用支援を行う。

主な業務内容は以下のとおりである。

①業務名	②業務内容	③主な費目・金額等・支出先（取引先）	④件数・回数等
家屋評価システムの更新すること	【家屋評価システム更新業務】 家屋評価システムの機器更新 及びソフトウェアバージョンアップ対応。	【委託料】 9,570,000 円 (富士通株式会社 松山支店) 【賃借料】 19,159,800 円 (5年総額)	長期継続契約（5年）

資産税地理情報システムの維持管理に関すること	資産税地理情報システムに関して、システムやデータの改善・整備を行う。 令和元年度は、国土調査により作成された地理情報の結果を、資産税地理情報システムへ反映させた。 (地番の新規・更新・抹消)	【委託料】 745,800円 (株式会社パスク 愛媛支店) 【賃借料】 13,860,000円 (5年総額)	取込作業は年に2回から3回 国土調査・14条地図調査結果のタイミングにより調整
------------------------	---	--	--

(出典：資産税課提供資料)

④ 監査の結果

実施した監査の結果、特に検出した事項はなかった。

(ix) 市税の徴収事業

① 事業目的

市の基幹財源である市税収入の確保のため、納期内納付を基本とし、収納機会の充実・拡大や収入未済額の圧縮を行う。

② 予算決算

(単位：千円)			
区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
現計予算額	80,663	83,662	82,658
決算額	74,605	74,704	76,328

節	令和元年度 決算額	主な内容
需用費	3,853	納付書・徴収用封筒等の印刷製本費
役務費	54,731	催告書・督促状等発送郵便料金等
委託料	16,754	松山市通知書等作成・封入封緘業務委託料
使用料及び賃借料	5	
備品購入費	0	
その他	986	
合計	76,328	

(出典：納税課提供資料)

令和元年度の松山市通知書等作成・封入封緘業務委託料のうち、(株)コーユービジネス松山営業所への支払額が15,518,791円あるが、この契約は市民税課や資産税課の類似業務も納税課が取りまとめて事務を行っているため、契約事務の執行の検討はこの「(ix)市税の徴収事業」で実施した。

③ 事業内容

(ア) 収納機会の充実・拡大

- 市税の収納は、金融機関や支所等での窓口収納のほか、郵便振替や口座振替の方法で行っている。
- 収納機会の拡大策として、平成26年度からコンビニ収納を、令和2年度からスマ

ートフォン決済アプリ収納を導入した。

(イ) 収入未済額の圧縮

- ・ 納期限を過ぎた市税の滞納者に対し、地方税法に規定される督促状を発布するとともに、滞納が続く者に対しては文書による納付催告を行っている。
- ・ 督促や催告によっても納付に応じない滞納者に対しては、財産調査の後に差押等の滞納処分を行う。

主な業務内容は以下のとおりである。

①業務名	②業務内容	③主な費目・金額等・支出先(取引先)	④件数・回数等
市外出張徵収に関すること	【市外出張徵収業務】 市外で開催される研修等へ出席する。 市外金融機関へ出向き預金の差押を執行、また現地調査し納税の懇意を行う。	【旅費】 260,400 円 職員 12 名 【延人数】	研修（東京外）4人 差押（徳島外）2名 × 4回
滞納整理にかかる文書送付等に関すること	【滞納整理関係文書郵送業務】 滞納整理における処分の予告や、納税の懇意を行う。	【印刷製本費】 3,852,629 円 ・督促状・催告書・納付書 ・窓封筒（7種）等 【通信運搬費】 33,178,607 円 ・催告書・督促状・その他 催告文書等発送 【手数料】 21,551,998 円 ・郵便振替、郵便口座振替、預金口座振替、コンビニ収納等における手数料 【委託料】 16,573,791 円 ・松山市通知書等作成・封入封緘業務委託料 (株式会社コーユービジネス松山営業所)	【催告書等発送後納郵便】 ・催告書発送 130,248 件（年） ・督促状発送 100,894 件（年）

(出典：納税課提供資料)

④ 監査の結果

実施した監査の結果、検出した事項及び指摘・意見は以下のとおりである。

(a) 松山市通知書等作成・封入封緘業務の委託業者の選定過程について

松山市通知書等作成・封入封緘業務の委託は業種「情報処理」に該当し、「委託契約事務の手引き」によれば、1,000万円以上の委託契約における指名業者の選定数は原則として8者以上となる。「委託業者選定委員会資料」によれば本件業務の選定過程においては受注困難のため除外された会社が3者ほどあった旨の記載はあるものの、具体的にどのような理由により受注困難であるのかについての記載はなく、最終的に選定された業者が3

者となっていた。

これについて松山市に質問したところ、「対象業者が少ないためランクAとBの指名業者（松山市内に営業所がある）から選定を行った。また、業務を履行するための条件を満たしているかどうか、業者名簿などに記載の業務実績などを確認し選定した。（通知書の印刷及び封入封緘の実績を有する業者は少ない。）」との回答を得たが、具体的な選定過程の検討資料の提示はなかった。なお、ランクA／Bという業者ランクは経営状況・財務状況等を基に財務健全性等を評価して決められる松山市独自の業者区分である。

（指摘3）指名業者選定における根拠資料が不十分であることについて

松山市では指名競争入札の業者選定を行う際、一定金額以上の契約については委託業者選定委員会において業者選定が適切かどうかの審議を受けなければならないが、その際の「委託業者選定委員会資料」においては業者選定過程を明確に根拠づけた具体的な資料の添付がなかった。

上記「（a）松山市通知書等作成・封入封緘業務の委託業者の選定過程について」に記載のとおり、ルール上は原則として8者を選定すべきところ3者に絞っているところ、本件契約が所得等の個人情報を含む書類の大量封入封緘業務であるという特殊性を鑑みると、指名により十分な受注体制が整っている業者を選定することで、誤送付のリスクや期限内に送付できないリスクを低減する必要性はある程度理解できる。しかし、客観的に見ても問題のない選定過程であることがわかるように書面等で明確な判断過程や選定根拠は残すべきであると考えられ、そうでなければ3者が選ばれたことの正当性を証明することはできないであろう。

松山市は具体的な検討を積み上げて選定業者を絞ったという過程を示すことができず、業者選定の例外を認めるに値する根拠について監査人が把握することはできなかつたことから、現状のルール下においてもこの業者選定には少なくとも書類保存上の問題があり、例外に相当する理由を記載するにあたっては、それ相応の根拠の保存を求めるルール化すべきであるとも考えられる。

（b）印刷書面の残数について

松山市通知書等作成・封入封緘業務委託では非常に多くの種類の印刷書面があるが、そのうち、多量の残数があったものについて松山市に尋ねたところ、以下のとおり回答があった。

口座振替依頼書（プレ印刷除く）	（作製 130,000 使用 107,000 残数 23,000）
催告書（現年） 市県民税	（作製 46,000 使用 20,000 残数 26,000）
催告書（過年） 市県民税	（作製 115,000 使用 28,000 残数 87,000）
催告書（過年） 固定資産税	（作製 61,000 使用 16,000 残数 45,000）
催告書（過年） 軽自動車税	（作製 48,000 使用 24,000 残数 24,000）

（意見10）長期契約した印刷等の委託印刷数の見直しについて

松山市通知書等作成・封入封緘業務委託では非常に多くの種類の印刷書面があり、この印刷数の管理をするだけでも非常に煩雑である。そこで、監査人が印刷書面の年度末残数

を確かめたところ、「(b) 印刷書面の残数について」に記載のとおり使用数を残数が上回るものもあった。

総額での長期契約をした場合、大きく印刷数を減らしたとしても契約金額を減らすことは難しいかもしれない。しかし、印刷数を減らし残数を減らすことは「保管場所を減らすこと」「処分数(=ゴミ)を減らすこと」につながる。単に管理費用を減らすだけでなく、環境への配慮にも関係することである。

催告書は滞納債権の件数があればあるほど、滞納期間が長くなるほど発送数が多くなる書面で、毎年安定しないことから残数が出やすい傾向はあるだろうが、半数以上(ものにより使用数の3倍以上)余るのは管理不十分であると考えられよう。そのような書面については過年度数年間の使用数や課税対象者数の傾向を分析してより精緻な予測をすべきであると考えられる。

環境コストを含めたコスト削減のため、松山市では長期契約であるか否かにかかわらず、上述のように適当とは言えない書類の過量発注がないように努めるようお願いしたい。

(x) 税システム運用事業

① 事業目的

適正な税業務の推進及び税業務の効率化を目的とする。

② 予算決算

(単位：千円)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
現計予算額	10,200	69,413	16,335
決算額	9,666	62,074	12,595

節	令和元年度 決算額	主な内容
需用費	0	
役務費	0	
委託料	8,715	税総合情報システム運用支援等の業務委託料
使用料及び賃借料	0	
備品購入費	0	
その他	3,879	総合収納システム改修に伴う負担金等
合計	12,595	

(出典：納税課提供資料)

③ 事業内容

税総合情報システムの安定した稼働を維持するため運用支援や改修などの委託を行う。

主な業務内容は以下のとおりである。

①業務名	②業務内容	③主な費目・金額等・支 出先(取引先)	④件数・回数等
税総合情報シス テムの運用支援 業務	調査支援・データ保守支援 操作支援・問い合わせ(QA)対応	委託料 金額：5,918,000円 (富士通株式会社松山 支店)	年間 660 時間

税総合情報システム地方税共通納税対応に伴う技術支援業務	令和元年10月から導入される地方税共通納税システムに対応するため税総合情報システムの改修及び総合収納システムの連携テスト等を行う。	委託料 金額：1,360,700円 (富士通株式会社松山支店)	令和元年度限り
改元に伴う税総合情報システム改修対応業務	改元に対応するために税総合情報システムの改修等を行う。	委託料 金額：1,436,400円 (富士通株式会社松山支店)	令和元年度限り
総合収納システムにおける共通納税チャネル追加及びテストに伴う負担金	総合収納システムの改修及び共通納税システムとの連携テスト ※地方税共通納税システムによる電子納付に対応するため、公金収納処理業務の受託者（指定金融機関伊予銀行）が運用する総合収納システムの改修が必要となったので、応分の費用負担を行った	負担金 金額：3,780,000円 (株式会社伊予銀行松山市役所支店)	令和元年度限り

(出典：納税課提供資料)

④ 監査の結果

実施した監査の結果、特に検出した事項はなかった。

(xi) 納税推進プログラム事業

① 事業目的

市税の初期滞納者に対する納付指導や納付案内のため、市税納付推進員の臨戸訪問や市税催告センター（民間委託）の電話催告を実施している。

② 予算決算

(単位：千円)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
現計予算額	39,434	39,513	41,563
決算額	35,714	36,507	35,465

節	令和元年度 決算額	主な内容
需用費	638	
役務費	1,044	
委託料	20,422	松山市市税催告センター業務委託料
使用料及び賃借料	0	
備品購入費	164	
その他	13,197	非常勤職員報酬等
合計	35,465	

(出典：納税課提供資料)

③ 事業内容

(ア) 市税納付推進員

- ・ 少額滞納事案を対象として臨戸訪問し、納付指導や口座振替の案内を行うことで自

主納付の推進を図る。

(イ) 市税催告センター

- 民間事業者による市税催告センターを設置し、主に初期滞納者への電話催告を行うことで滞納の早期解消や徴収率の向上を図る。

主な業務内容は以下のとおりである。

①業務名	②業務内容	③主な費目・金額等・支出先(取引先)	④件数・回数等
市税納付推進員に関すること	<p>【臨戸訪問による納付指導業務】 市内及び近郊市外（伊予市、松前町、東温市、砥部町）の滞納者の自宅等を訪問し、納税指導、徴収、必要な調査等を行う。</p>	<p>【報酬】 非常勤嘱託職員 6名 × 12ヶ月 11,425,886円</p> <p>【消耗品費】 公用原付エンジンオイル等 62,896円 (株式会社アベホンダ 外)</p> <p>【燃料費】 公用原付ガソリン代 103,655円 (日興石油株式会社 外)</p> <p>【修繕料】 公用原付修理代 74,258円 (丸十商会 外)</p> <p>【備品購入費】 原付（50cc以下） 1台 164,330円 (中予ホンダ有限会社)</p>	<p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> 訪問件数 30,515件 指導件数 2,833件 納付件数 471件 徴収金額 6,362,986円
市税催告センターに関すること	<p>【電話催告業務】 現年課税分・滞納繰越1年目の滞納事案を対象として、民間事業者のオペレーターによる電話催告を行う。対象税目は市県民税（普徴・特徴）、固定資産税、軽自動車税、法人市民税。</p>	<p>【委託料】 20,421,990円 (株式会社エヌ・ティ・ティマークティングアクト四国支店カスタマーソリューション事業推進部)</p> <p>【通信運搬費】 市税催告センター電話料金 769,020円</p>	<p>【市税催告センター】 ※令和元年6月～令和2年5月 架電件数：55,630件 納付約束：7,111件 納付約束金額： 155,223,301円 納付件数：3,571件 納付金額： 70,648,200円</p>
市税の啓発活動に関すること	<p>【納期宣伝用横断幕掲示業務】 市税（固定資産税・軽自動車税・市県民税）納期限の周知を図る。</p> <p>【市税啓発チラシ作成・配布業務】 大学生を対象に、税金の種類・納付義務・納付方法などの情報を記載したパンフレットを作成し、入学ガイダンスの際に配布し啓発を行う。</p>	<p>【消耗品費】 342,300円 (有限会社ハラ工芸社)</p> <p>【印刷製本費】 54,890円 (株式会社ブロックス)</p>	<p>【掲示期間】 概ね各納期限の1ヶ月前～納期限日まで</p> <p>【作成・配布部数】 4,700枚 愛媛大学：2,100枚 松山大学：1,600枚 聖かれり大学：400枚 松山東雲女子大学： 450枚 予備：150枚</p>

	<p>【フリーぺーぺーでの市税啓発業務】 275,000 円 (株式会社えひめリビング新聞社)</p>	<p>【広告料】 275,000 円 (株式会社えひめリビング新聞社)</p>	<p>【掲載期間】 リビングまつやま令和元年11月8日号 約184,000部(松山市、東温市、伊予市、松前町、砥部町)</p>
--	--	--	--

(出典：納税課提供資料)

④ 監査の結果

実施した監査の結果、検出した事項及び指摘は以下のとおりである。

(a) 市税催告センター業務の委託業者選定について

「委託契約事務の手引き」によると、市税催告センター業務の委託は業種「その他」に該当し、松山市では積算金額1,000万円以上の案件は8者以上の業者選定を必要としているが、この点松山市に質問をしたところ、「本件委託業務は法令上徴税吏員に限定されない業務としているものの、個人情報の保護や目的外利用の防止などの観点から特に慎重な業者選定が求められると考える。したがって、過去の履行実績の有無を選定条件として指名業者を精査して選定した結果、8者ではなく7者となったものである。」との回答を得ている。

(指摘4) 過去の履行実績の有無を選定条件とすることの是非

上記「市税催告センター業務（以下、この項目において「催告センター業務」）の委託業者選定について」に記載のとおり、松山市は市税催告センター業務の委託業者の指名競争入札の選定において、過去の履行実績の有無を選定の条件としているが、契約時の資料を見ると、この履行実績とは「官公庁」における同種・類似業務の履行実績のことである。

この「官公庁」に限定する行為が催告センター業務において妥当かどうかについては、監査人が把握している限りでは「官公庁」に限定されることによるプラスの効果は「公債権の回収業務」に関する知識やノウハウがあることと考えられるが、この催告センター業務では滞留した債権の事後処理についての複雑な知識や経験を有しなければできない業務ではなく、債権回収のために架電・受電するノウハウや仕組みを持っている業者であれば履行可能な業務であると推認されることから、「官公庁」に限定されることによるプラスの効果は限定的であると考えられる。

他方、「官公庁」に限定されることは新規業者の参入を制限することになる。もしこのような選定条件をすべての官公庁が採用した場合には、新規参入業者が全く生まれなくなるという機会の公平性の阻害の要因となり、入札によるコスト遞減効果が減退するという有効性の阻害の要因にもなるからである。したがって、「官公庁」に限定されることによるマイナスの効果は決して小さいとは言えないと考えられる。

また、上述の「個人情報保護」「目的外利用の防止」などは一般商取引で当然に求められる法律上や契約上の義務であるため、民間企業相手の債権回収業者でも一定規模以上であれば必要な体制やルールを持っているはずであり、これは入札時の「仕様書」等に明示して入札前にその体制やルールの提示を求めて評価すればいいだけのことであるから、「官公庁」の受託実績に限定しうる理由になるとは思えない。

このようにして考えると、官公庁の受託実績を選定条件として、原則的な選定業者数を下回る選定業者数とする例外的な取扱いをすることは、「委託契約事務の手引き」のルールを逸脱する行為であると考えられる。今後の契約にあたっては、例えば、民間契約を含む一定規模以上の債権の催告業務の受託実績の有無にとどめて選定範囲をより広くすることや、一般競争入札を検討するなど、契約事務における適切な改善が必要と考えられる。

(xii) 愛媛地方税滞納整理共同処理事業

① 事業目的

処理困難な滞納事案を移管することで、本市の徴収体制を機能別に編成し、効率的な滞納整理に取り組むことを目的とする。また、本市から愛媛地方税滞納整理機構（以下、この項において「機構」とする。）へ職員を派遣することで、徴収実務等を通じ、徴収能力の向上に努める。

② 予算決算

(単位：千円)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
現計予算額	14,000	14,000	14,000
決算額	14,000	14,000	14,000

節	令和元年度 決算額	主な内容
需用費	0	
役務費	0	
委託料	0	
使用料及び賃借料	0	
備品購入費	0	
その他	14,000	愛媛地方税滞納整理機構負担金
合計	14,000	

(出典：納税課提供資料)

③ 事業内容

- (ア) 全市町村税（国民健康保険税含む）・個人県民税の滞納整理
- (イ) 不動産公売
- (ウ) 執行停止・不納欠損の適否判定
- (エ) 市町職員に対する実務研修の実施
- (オ) 市町への徴収業務のコンサルティングの実施 等

【令和元年度処理実績】

移管件数 130 件

移管基準：①滞納金額が 30 万円以上（延滞金含む）の滞納者、②不動産公売を要する事案、③市で判断困難な執行停止事案、④第三債務者等の非協力により立てが困難な事案、⑤訴訟を要する事案、⑥一定の財産調査によってなお財産が未発見の事案、⑦反社会的滞納者又はこれに類する滞納事案、⑧上

記に類する事案

徴収額 71,161,261 円（確定延滞金も含んでいる。）
移管額 117,653,026 円（本税 108,146,966 円、督促手数料 205,000 円、延滞金
9,301,060 円（未確定の延滞金は含めていない））

主な業務内容は以下のとおりである。

①業務名	②業務内容	③主な費目・金額等・支出先 (取引先)	④件数・回数等
処理困難な滞納事 案の処分に関する こと	【滞納処分業務】 国税徴収法に基づく滞納 処分	【負担金】 14,000,000 円 愛媛地方税滞納整理機構	機構への移管事案 130 件

（出典：納税課提供資料）

上記負担金以外に、納税課職員 2 名を派遣しており、その人件費（時間外除く）は松山市が負担している。

また、移管件数の上限が 130 件であり、上限まで活用している。

なお、機構に対しては手間や時間をかけなければ回収できそうな債権を移管しているため、徴収率が高くなっている。具体的には、機構は概ね一人当たり平均年間 80 件程度の滞納案件を専属で扱っているが、松山市納税課では滞納整理以外の業務も兼務しつつ一人当たり平均 666 件（滞納案件のみ）扱っており、当然 1 件当たりにかける手間や時間は機構の方が多く、処理できる金額も割合も大きくなるとのことである。

④ 監査の結果

実施した監査の結果、特に検出した事項はなかった。

（x iii）債権管理適正化事業

① 事業目的

全庁的な債権管理の方向性を示す「債権管理に関する基本方針（第 2 次活動目標：平成 31 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日）」に基づき、全庁的な債権管理の適正化を推進することにより、公平な市民負担の確保と未収債権の縮減を図り、円滑な行財政運営の実現を目指す。

② 予算決算

(単位：千円)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
現計予算額	-	648	29,464
決算額	-	296	28,784

節	令和元年度 決算額	主な内容
需用費	0	
役務費	159	
委託料	28,072	滞納整理システム構築事業業務委託料等
使用料及び賃借料	370	
備品購入費	0	
その他	184	
合計	28,784	

(出典：納税課提供資料)

③ 事業内容

主な業務内容は以下のとおりである。

①業務名	②業務内容	③主な費目・金額等・支 出先（取引先）	④件数・回数等
債権管理に 対する全庁 的な意識改 革の徹底	・各部局における自立 的な債権管理の実施		納税課職員によるOJTを随時実施
	・債権回収に関わる職員 教育の実施	【謝礼】 講師1名 39,000円 講師1名 111,704円 (東京からの旅費込)	研修計2回実施
効果的・効率 的な債権回 収の推進	・強制徴収公債権の一体 徴収の拡充（対象債権の 追加）		保育料及び下水道使用料の2債権を 追加
	・強制徴収公債権の移管 事務の体制づくり（職員 配置、システム構築）	謝礼 33,200円（松山 市滞納整理システム構 築事業業務委託総合評 価委員報償費） 委託料 28,072,000円 (富士通株式会社、株式 会社日立システムズ、株 式会社シンク) 使用料 369,600円（株 式会社シンク）	・評価委員4名 ・税総合情報システム（滞納整理シ ステム連携機能追加対応）改修業 務委託料 後期高齢者医療システム延滞金徴収 及び滞納整理システム連携開始に伴 う改修業務委託料 国民健康保険システム延滞金徴収及 び滞納整理システム連携開始に伴う 改修業務委託料 松山市滞納整理システム構築事業業 務委託料 介護保険システム延滞金徴収及び滞 納整理システム連携開始に伴う改修 業務委託料 ・松山市滞納整理システム賃貸借料
	・自力執行権のない債権 回収のための専門家配置 や外部委託等の導入準備		債権管理アドバイザーとして、弁護 士1名就任
	・一体徴収の実施	郵便料金 153,013円 (日本郵便株式会社) 手数料 5,572円（株式 会社四国銀行他）	移管123件に関する滞納整理の実施 に伴う郵便料金及び調査手数料

(出典：納税課提供資料)

④ 監査の結果

実施した監査の結果、特に検出した事項はなかった。

(x iv) ふるさと納税推進事業

① 事業目的

ふるさと納税推進事業では、「松山市のPR」「財源確保」「地元中小企業支援による地域の活性化」「寄附者の来松による観光振興」を目的として事業展開をしている。

② 予算決算

(単位：千円)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
現計予算額	98,158	60,557	100,644
決算額	67,633	60,499	100,604

節	令和元年度 決算額	主な内容
需用費	88,180	ふるさと納税寄付者に対する「ふるさと産品」等の消耗品費
役務費	11,351	ふるさと納税寄附金に係る業務手数料等
委託料	502	
使用料及び賃借料	392	
備品購入費	0	
その他	179	
合計	100,604	

(出典：納税課提供資料)

③ 事業内容

- ・寄附者への各種書類の送付や事務手続き。
- ・返礼品管理や送付に関するここと。
- ・松山市ふるさと納税の各種PR。

主な業務内容は以下のとおりである。

①業務名	②業務内容	③主な費目・金額等・支出先（取引先）	④件数・回数等
寄附者への対応に関するここと	<p>【高額寄附者への感謝状送付】 松山市『坂の上の雲』のまち松山応援寄附金表彰規程に基づき感謝状を送付</p> <p>【愛郷会出席】 東京で開催される愛郷会でふるさと納税をPR</p> <p>【高額寄附者・京都県人会武田道子氏への協力依頼】 京都武田病院を訪問</p> <p>【返礼品送付業務】 松山市への寄附に対する返礼</p>	<p>【報償費】 83,544 円 (額縁代金・株式会社三浦屋文具店)</p> <p>【旅費】 95,500 円 ・ 東京旅費 46,380 円 担当職員</p> <p>・ 京都旅費 49,120 円 課長</p> <p>【消耗品費】 87,769,553 円</p>	<p>購入2回</p> <p>愛郷会(東京)訪問(10月)</p> <p>京都武田病院訪問(11月)</p>

	<p>品送付</p> <p>【受領証明書等送付業務】 寄附者へ送付する受領証明書 や納付書等の印刷</p> <p>【受領証明書等郵送業務】 寄附者へ送付する書類等の郵 送料</p>	<p>(返礼品代金等(株) J T B)</p> <p>【印刷製本費】 410,460 円 (受領証明書、振込用紙等の印 刷 セキ株式会社)</p> <p>【通信運搬費】 2,037,504 円 (郵送料金 日本郵便(株))</p>	
ふるさと納 税の啓発、P R に関する こと	<p>【DMでのPR業務】 1,100,000 円 高島屋の顧客に向け、お歳暮の DMに同封しふるさと納税冊 子を送付。</p> <p>【専用HPの運用業務】 501,600 円 松山市ふるさと納税専用ホー ムページのリニューアルおよ び更新</p>	<p>【広告料】 1,100,000 円 (DM制作等費用 伊予鉄高島 屋)</p> <p>【委託料】 501,600 円 ((株)ハラプレックス)</p>	
ふるさと納 税の事務に 関すること	<p>【決済等に係る業務】 2,374,099 円</p> <p>【申込ポータルサイトに関す る業務】 5,832,412 円</p> <p>【クリーニング代】 6,690 円</p> <p>【寄附者管理業務】 392,400 円</p>	<p>【手数料】 8,213,201 円 (ヤフー(株)、(株) J T B)</p> <p>【使用料及び賃借料】 寄附者管理システム使用料 392,400 円 ((株)シフトプラス)</p>	<p>寄附合計 13,081 件 233,714,100 円</p>

(出典：納税課提供資料)

④ 監査の結果

実施した監査の結果、特に検出した事項はなかった。

第6章 包括外部監査の結果と意見（国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療保険）

1. 国民健康保険について

（1）歳入・債権管理

（i）歳入・債権管理の統計

① 嶸入の統計

一般会計 保健福祉部 国保年 嶸入

（単位：千円）

節	平成29年度 決算額	平成30年度 決算額	令和元年度 決算額
国保等対策費国負	557,780	553,930	546,166
国庫補助金	1,679	1,134	0
国民年金費委託金	104,950	105,107	92,107
国保等対策費県負	1,920,629	1,911,127	1,877,462
国民年金雑入	200	0	0
合計	2,585,238	2,571,298	2,515,735

一般会計 保健福祉部 国保年 歳出

(単位：千円)

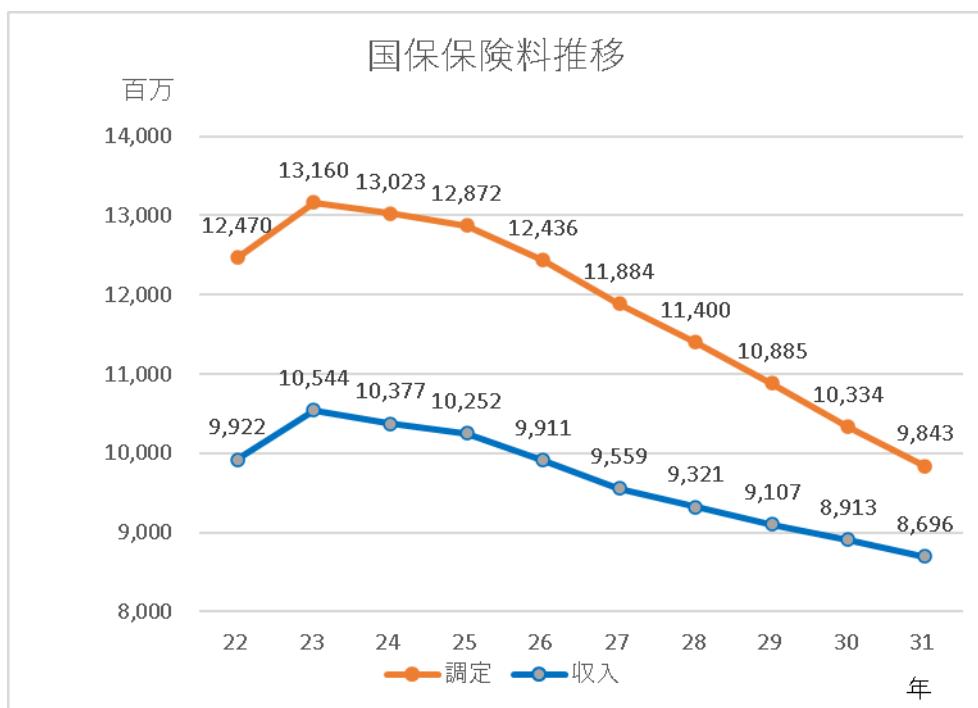
小	平成29年度 決算額	平成30年度 決算額	令和元年度 決算額
職員人件費	58,113	59,119	56,839
一般事務費	12,272	17,625	2,828
保険料申請免除、法定 免除事業	895	659	545
国庫交付金事業	165	179	184
被保険者の資格得喪・ 適用事業	2,777	2,769	1,862
被保険者当への給付・ 未支給金給付事業	272	241	284
特別会計への繰出金	5,566,530	5,590,902	5,494,261
国保・出産育児一時金 に係る繰出金	121,580	117,682	95,131
国保・財政安定化支援 事業に係る繰出金	830,925	846,785	884,238
国保・はり・きゅう助 成事業に係る繰出金	17,745	18,015	0
国保・保険基盤安定制 度に係る繰出金	3,304,545	3,286,742	3,231,505
国保・市特別軽減に係 る繰出金	322,654	321,636	316,100
国保・国庫負担金減額 に係る繰出金	303,592	293,647	283,874
国保・事務費繰出金	517,842	573,260	542,848
国保・特定健康診査・ 保険指導事業繰出	66,943	73,793	67,235
国保・非自発的失業者 軽減措置に係る繰出金	80,704	59,342	73,331
合計	5,641,023	5,671,495	5,561,298

特別会計国保 保健福祉部 国保年 歳入

(単位：千円)

款	平成29年度 決算額	平成30年度 決算額	令和元年度 決算額	主な内容（令和元年度について）
国民健康保険料	9,106,504	8,912,544	8,696,017	下記、グラフ参照
使用料及び手数料	6,270	6,673	5,785	
国庫支出金	13,721,122	641	1,770	平成30年度の国保制度改革により、都道府県が財政運営の主体となったことで愛媛県が保険給付に必要な費用を全額、市に交付することになったもの。
支払基金交付金	17,303,274	0	0	
県支出金	2,498,711	37,433,018	37,242,857	
共同事業交付金	13,407,856	0	0	
財産収入	1	0	1	
繰入金	5,566,530	5,590,902	5,494,261	
繰越金	674,448	1,981,632	2,536,642	
諸収入	113,943	143,087	250,254	
延滞金	478	734	1,505	
貸付金元利収入	2,004	323	0	
第三者納付金	95,149	121,522	115,705	
返納金	8,203	20,452	16,018	
雑入	8,109	55	21	
保険給付費精算返納金	0	0	117,005	平成30年度に愛媛県国民健康保険団体連合会に支払われた保険給付費のうち、過払い分の返還金
合計	62,398,658	54,068,497	54,227,587	

- ・国民健康保険料の推移を10年間グラフ化すると下記のとおりとなる。



平成23年度に保険料率の改定が実施されたことで一時的に増加したものの、平成24年度以降は加入者（被保険者数）の減少に伴って、国民健康保険料（調定額）は減少傾向が続いている。

② 未収債権の統計

特別会計国保 保健福祉部 国保年 岁入

(単位：千円)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予算現額	65,108,466	53,781,864	54,772,281
収入済額	62,398,658	54,068,497	54,227,587
不納欠損額	434,979	409,005	278,629
収入未済額	1,378,892	1,051,282	909,899

(収入未済額の内訳推移)

(単位：千円)

款および内訳	平成29年度 収入未済額	平成30年度 収入未済額	令和元年度 収入未済額
国民健康保険料	1,345,666	1,014,267	871,770
現年分	656,505	560,144	518,314
滞納繰越分	689,160	454,123	353,457
諸収入	33,227	37,014	38,129
延滞金	0	0	0
貸付金元利収入	4,355	4,355	4,355
第三者納付金	17,610	20,404	22,201
返納金	11,247	12,241	11,559
雑入	14	14	14
保険給付費精算返納金	0	0	0
合計	1,378,892	1,051,282	909,899

※

(ア) 監査の結果

実施した監査の結果、検出した事項及び意見は以下のとおりである。

(a) 貸付金元利金収入の推移について

上記収入未済額の内訳推移の中で、※の貸付金元利収入の金額に動きがなかった。これについて松山市にヒアリングをしたところ、貸付金（高額療養費貸付金 59 件 3,505 千円、出産費貸付金 4 件 850 千円）の回収が 3 年間ゼロであった為とのことであった。

(意見 11) 時効期間が満了した債権の不納欠損処理の実施について

上記「(a) 貸付金元利金収入の推移について」に記載のとおり、高額療養費貸付金 59 件 3,505 千円及び出産費貸付金 4 件 850 千円の回収が 3 年間ゼロであった。

松山市より入手した「高額療養費貸付金未償還者一覧表」「出産費貸付金未償還者一覧表」によると、これらの貸付金元利収入の収入未済額は平成元年度から平成 20 年度に発生した私債権であった。平成 31 年 4 月 1 日から施行された松山市債権管理条例において、

消滅時効による時効期間が満了したことにより放棄が可能であったが、当該事務が未了のままとなっていたものであり、債権放棄の手続を実施した上で既に調定された歳入が徴収し得なくなったことを表示する決算手続き上の取扱いとして不納欠損処理を実施することが望ましい。

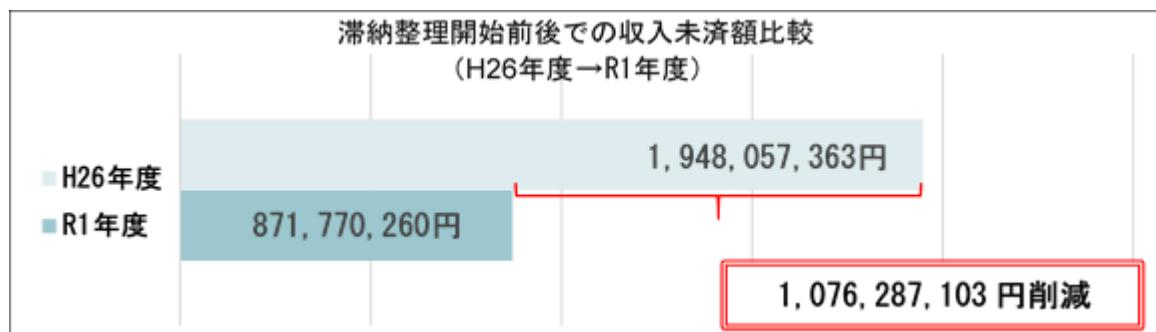
(不納欠損額の内訳推移)

(単位：千円)

款および内訳	平成29年度 不納欠損額	平成30年度 不納欠損額	令和元年度 不納欠損額
国民健康保険料	432,427	407,049	275,201
滞納繰越分	432,427	407,049	275,201
諸収入	2,552	1,956	3,428
返納金	2,552	1,956	3,428
合計	434,979	409,005	278,629

平成 27 年度から国保料滞納整理を本格的に開始し、主として預金や生命保険の差押などの実施拡大等を図ったことにより過去 3 年間の収入未済額及び不納欠損額推移は減少傾向となっている。

なお、国保・年金課作成資料による令和元年度の収入未済額は国保料滞納整理開始前の平成 26 年度から 1,076,287 千円の減少（平成 26 年度比で 55.2% の減少）と着実に成果をあげていることがわかる。



(ii) 歳入業務の流れ

- ・国民健康保険料（強制徴収公債権）

事務項目	事務項目（細目）	執行グループ
発生	調定・納入通知又は納付告知	国保賦課担当
	口座振替	国保賦課担当
↓		
納期限における納付		納期限における納付がない場合
↓		
事務項目	事務項目（細目）	執行グループ
債権回収にむけた事務	徴収員回収	国保収納担当（徴収員管理）
	督促	国保徴収担当（債権管理）
	滞納処分	国保徴収担当（債権管理）
	繰上徴収	実際の運用なし
	債権の申出等	国保徴収担当（債権管理）
	催告（督促後の請求行為）、納付相談、納付誓約、債務者死亡後の相続人調査等	国保徴収担当（債権管理）
債権回収の緩和	滞納処分の執行停止	実際の運用なし
	徴収猶予・換価猶予	実際の運用なし
	納付相談	国保徴収担当（債権管理）
日常管理	債権管理簿等にて必要事項の記録⇒事項の管理、交渉経過の記録等	国保徴収担当（債権管理）
納期限経過後の本債権外の回収事務	本債権のほか督促手数料、延滞金の回収	国保徴収担当（債権管理）
消滅にかかる事務	滞納処分の執行停止後の消滅	実際の運用なし
	消滅時効	国保徴収担当（債権管理）
	消滅時効の中止事由、時期の確認	国保徴収担当（債権管理）
	債務免除	実際の運用なし
	債権放棄	実際の運用なし
	不納欠損	国保徴収担当（債権管理）

(iii) 監査の重点及び監査手続

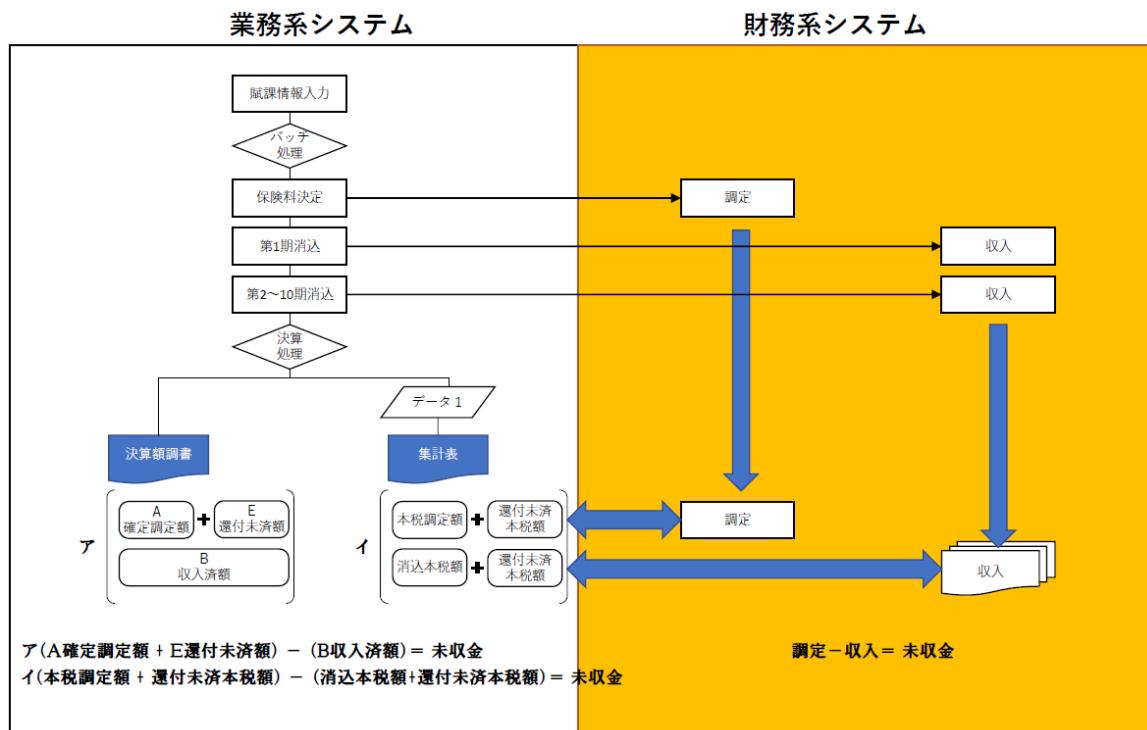
関係法令への合規性、被保険者間の公平性に重点を置いて、監査を実施した。

(iv) 歳入・債権管理の業務に係る論点

① 業務系システムと財務系システムの整合性について

(ア) 整合性確認手順

国民健康保険料業務において、業務系システムが有する大量の明細情報の合計額と財務系システムの金額の合致は下記の手順によって確かめている。



(イ) 実施した監査手続

上記の表に従い、令和元年度の業務系システム帳票（決算額調書・集計表）と財務系システム（歳入予算執行状況表）との合致を確かめたところ全て一致した。

(ウ) 監査の結果

実施した監査の結果、特に検出した事項はなかった。

② 収納状況について

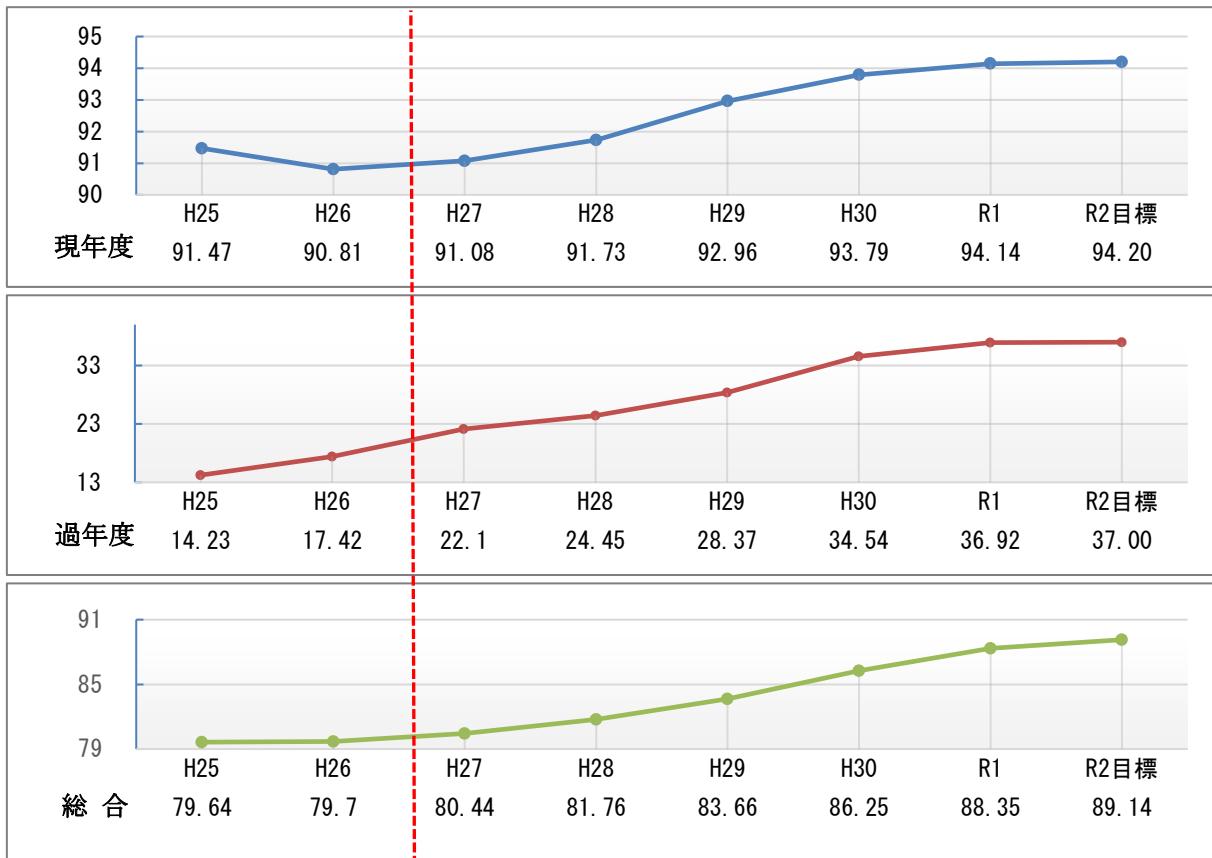
(ア) 収納率目標及び実績

		H30 年度	R1 年度		R2 年度目標
			当初目標	実績	
現年 度	調定額	9,018,372 千円	-	8,846,317 千円	-
	収入額	8,458,228 千円	-	8,328,004 千円	-
	収納率	93.79%	94.00%	94.14%	94.20%
	(前年度比)	(0.83 増)	(0.21 増)	(0.35 増)	-
過年 度	調定額	1,315,487 千円	-	996,670 千円	-
	収入額	454,314 千円	-	368,012 千円	-
	収納率	34.54%	34.50%	36.92%	37.00%
	(前年度比)	(6.15 増)	(0.04 減)	(2.38 増)	-
総合	調定額	10,333,859 千円	-	9,842,988 千円	-
	収入額	8,912,543 千円	-	8,696,016 千円	-
	収納率	86.25%	86.00%	88.35%	89.14%
	(前年度比)	(2.59 増)	(0.25 減)	(2.1 增)	-

(出典：令和 2 年度 国民健康保険料収納率向上特別対策会議 資料)

現年分過年度分のいずれも平成 30 年度および当初目標を上回る収納率となっている。

(イ) 収納率の推移



【滞納整理開始】

(出典：令和 2 年度 国民健康保険料収納率向上特別対策会議 資料)

前述のとおり、平成 27 年度から国保料滞納整理を本格的に開始し、主として預金や生命保険の差押などの実施拡大等を図っている。その結果、過去 5 年間の収納率は上昇を続けている。

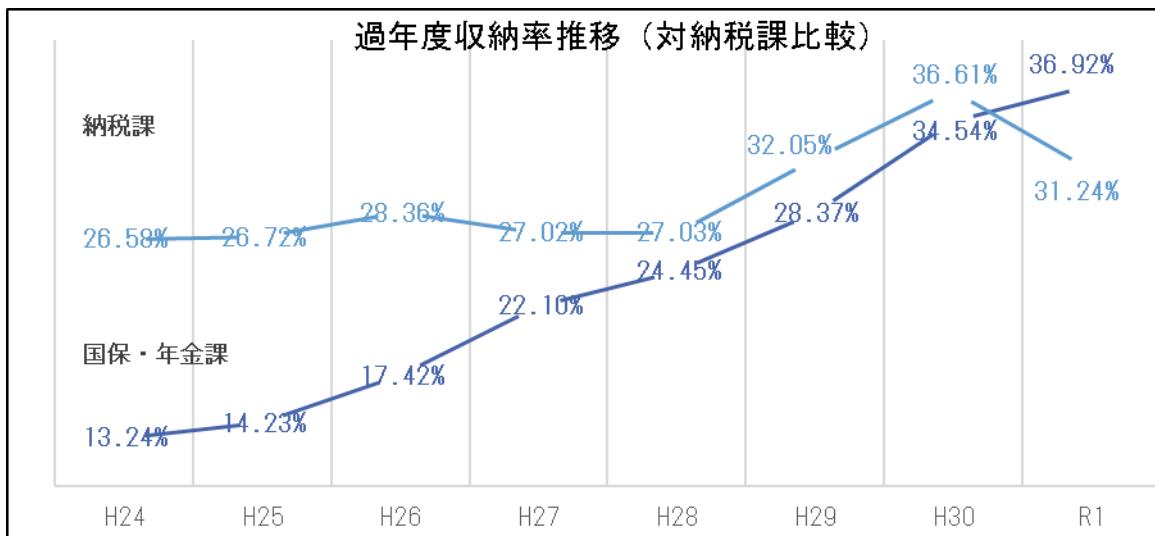
また、令和 2 年 4 月 1 日基準における他中核市との比較においても上位の収納率となっている。

現年度収納率 94.1% 中核市順位：60 市中 12 位

過年度収納率 36.9% 中核市順位：60 市中 5 位

総合収納率 88.3% 中核市順位：60 市中 2 位

(出典：令和 2 年度 国民健康保険料収納率向上特別対策会議 資料)



国保・年金課での滞納整理開始は平成 26 年度より開始

(出典：令和 2 年度 国民健康保険料収納率向上特別対策会議 資料)

(ウ) 監査の結果

実施した監査の結果、特に検出した事項はなかった。

③ 債権調査について

(ア) 概要

滞納者の資力把握および差押準備のために金融機関および生命保険会社へ預金額等の照会を実施しているもの。

	調査件数				
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
金融機関	3,086 件	4,505 件	7,645 件	12,490 件	8,624 件
生命保険会社	11,059 件	18,921 件	32,109 件	52,458 件	35,714 件
債権調査計	14,145 件	23,426 件	39,754 件	64,948 件	44,338 件

(出典：令和 2 年度 国民健康保険料収納率向上特別対策会議 資料)

調査対象者数を平成 30 年度にそれまでの月 60 名から月 200 名へ増やしたことで当該年度における調査件数が大幅に増加しているもの。

(イ) 監査の結果

実施した監査の結果、特に検出した事項はなかった。

④ 資格状況調査（二重加入調査）について

(ア) 概要

国民健康保険と社会保険の二重加入を解消するために調査を実施しているもの。

	調定減額(職権喪失または勤務先からの指導にて喪失)		
	件数	過年度喪失額	現年度調定喪失額
平成 27 年度(勤務先調査)	24 件	13,445 千円	8,344 千円
平成 28 年度(勤務先調査)	82 件	22,810 千円	18,235 千円
平成 29 年度(勤務先調査)	231 件	35,779 千円	32,125 千円
平成 30 年度(勤務先・組合調査)	203 件	10,922 千円	23,642 千円
令和元年度(勤務先・組合調査)	127 件	3,662 千円	10,402 千円
計	667 件	86,621 千円	92,750 千円

(出典：令和 2 年度 国民健康保険料収納率向上特別対策会議 資料)

国保と社保の二重加入を解消するために平成 29 年度から勤務先調査を強化し平成 30 年度以降は勤務先のみならず保険組合への調査を開始したことの影響により、資格の適正化が図られ未収となっていた保険料調定額の減額につながっている。

なお、令和 2 年度からは資格適用適正化業務としてより効率的に実施するため、課内の業務分担の見直しを検討しているとのこと。

(イ) 監査の結果

実施した監査の結果、特に検出した事項はなかった。

⑤ 督促・催告（ハガキ）について

（ア）概要

毎月、延滞者に対する督促状の送付と、偶数月と5月にハガキによる未納全世帯（納付誓約世帯除く）に対し催告を実施しているもの。

		平成30年度		令和元年度	
督促状	発送	1,327,344千円	97,242件	1,270,620千円	93,818件
	収納	173,537千円	14,978件	180,525千円	15,563件
催告書	現年度	発送	777,357千円	25,036件	660,458千円
	過年度	収納	26,476千円	2,664件	24,420千円
	現年度	発送	1,170,145千円	19,972件	1,329,901千円
	過年度	収納	8,574千円	1,409件	11,043千円
					1,127件

（出典：令和2年度 国民健康保険料収納率向上特別対策会議 資料）

現在、行き違い防止のため、支所との連携等、発送当日まで入金確認と引抜き作業を行っている。

（イ）監査の結果

実施した監査の結果、特に検出した事項はなかった。

⑥ 差押予告書、最終催告書、分納履行催告書について

（ア）概要

差押前に被保険者からの自主納付を促すために実施されている。

- ・差押予告書：財産の有無にかかわらず、納付相談のない世帯に対し送付。
- ・最終催告書：差押予告書に反応のない対応世帯に送付。
- ・分納履行催告書：分納約束に応じたにもかかわらず、分納が履行されない世帯に送付。

	送付件数、予告額、催告額				
	平成29年度		平成30年度		令和元年度
差押予告書	335,108千円	1,484件	512,865千円	5,286件	294,672千円 3,574件
最終催告書	315,921千円	1,137件	427,966千円	3,090件	340,359千円 3,900件
計	651,030千円	2,621件	940,831千円	8,376件	635,032千円 7,474件

		送付件数、催告額		履行再開件数、再開額		うち当月内収入額
分納履行 催告書	平成29年度 (金額比)	466,255千円	3,602件	187,188千円	1,538件	36,531千円
	平成30年度 (金額比)	416,565千円	4,103件	199,308千円	1,714件	20,191千円
	令和元年度 (金額比)	505,183千円	4,367件	271,046千円	2,280件	37,272千円

（出典：令和2年度 国民健康保険料収納率向上特別対策会議 資料）

令和元年度の差押予告書送付件数が減少しているのは、各種催告の効果により納付相談（分納相談）が増加したため、差押予告対象となる件数が減少したものである。

(イ) 監査の結果

実施した監査の結果、特に検出した事項はなかった。

⑦ 給与照会及び給与差押予告書、移管予告書について

(ア) 概要

平成 29 年度より、納付困難事案の解消のため下記 2 種類の文書催告を開始している。

・給与照会及び給与差押予告書

勤務先への給与照会と滞納者に対しての給与差押予告を同時にを行い、勤務先からの指導も期待しつつ、より強い文面による自主納付促進を図るもの。

給与差押予告書	送付額	実収入額
平成 29 年度	105,724 千円	7,388 千円
平成 30 年度	61,926 千円	15,601 千円
令和元年度	26,557 千円	1,803 千円

(出典：令和 2 年度 国民健康保険料収納率向上特別対策会議 資料)

・移管予告書

平成 29 年度 10 月から、納税課へ国保・介護・後期の 3 保険料の一部移管を開始。移管前に「移管予告書」を送付することを事務取扱要領にて定めており、催告効果を最大限に引き上げるため、当課独自の文面と黄色の用紙を使用し、多くの滞納者に送付することで、自力での未納解決を図ったもの。

移管予告書	送付額	実収入額	納付誓約額
平成 29 年度	243,546 千円	12,734 千円	67,932 千円
平成 30 年度	268,125 千円	28,467 千円	60,494 千円
令和元年度	77,315 千円	3,304 千円	13,720 千円

(出典：令和 2 年度 国民健康保険料収納率向上特別対策会議 資料)

(イ) 監査の結果

実施した監査の結果、特に検出した事項はなかった。

⑧ 差押実績について

(ア) 概要

	預貯金		生命保険		その他		計	
平成 29 年度	40,704 千円	154 件	29,465 千円	112 件	1,113 千円	4 件	71,283 千円	270 件
平成 30 年度	47,442 千円	298 件	24,551 千円	139 件	2,091 千円	7 件	74,085 千円	444 件
令和元年度	19,297 千円	149 件	20,654 千円	105 件	1,166 千円	6 件	41,118 千円	260 件
計	107,444 千円	601 件	74,671 千円	356 件	4,371 千円	17 件	186,487 千円	974 件

滞納整理開始（平成 27 年度）から 5 ヶ年度での差押実績 279,312 千円（1,217 件）のうち

- ・差押財産を換価し保険料に強制充当したもの … 145,158 千円 13 件・75.1%
- ・換価までに自主納付完結（または分納中）… 61,716 千円（268 件・22.0%）
- ・その他 2.9% … 満期到来待ち、換価手続き中等

		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
中核市順位	差押金額	38 位	40 位	47 位
	差押件数	34 位	34 位	40 位

（出典：令和 2 年度 国民健康保険料収納率向上特別対策会議 資料）

収納率順位が上位に位置していることに比べ、差押順位が下位であることは、自主納付を主体とした滞納整理が機能していることを表している。

よって、今後も文書催告や納付指導による自主納付を主軸とした方針は変えず、再三の催告にも応じない者については積極的な差押を執行していく方針とのこと。

（イ）監査の結果

実施した監査の結果、特に検出した事項はなかった。

⑨ 交付要求実績について

（ア）概要

滞納者の財産について差押え等の強制換価手続が行われた場合に、先に差し押された執行機関の手続に参加し、滞納国民健康保険料へ交付を求めるもの。

※金額は「交付要求額」

		競売事件		破産事件		官公庁差押		計	
平成 29 年度	1,628 千円	8 件	1,036 千円	5 件	4,437 千円	32 件	7,102 千円	45 件	
平成 30 年度	979 千円	8 件	2,509 千円	12 件	8,270 千円	42 件	11,758 千円	62 件	
令和元年度	1,404 千円	10 件	2,351 千円	7 件	4,496 千円	39 件	8,252 千円	56 件	

（出典：令和 2 年度 国民健康保険料収納率向上特別対策会議 資料）

国保・年金課では、納税課と情報共有し、地方裁判所からの「破産手続開始通知書」や「債権届出の催告書」（競売事件）の情報により、漏れのない交付要求を行っている。

また、お互いの換価代金の残余金がある場合も、交付要求し合うことで相互の収納率向上を図っているとのこと。

（イ）監査の結果

実施した監査の結果、特に検出した事項はなかった。

⑩ 夜間電話催告について

（ア）概要

再三の文書催告にも納付に至らない滞納者に対して 5 月、11 月に夜間電話催告を集中

的に実施している。

	平成 30 年度実績	(令和元年度目標)	令和元年度実績
架電日数	10 日	(8 日)	5 日
架電件数	1,443 件	(1,200 件)	577 件
収入額	18,594 千円	(12,000 千円)	14,110 千円

(出典：令和 2 年度 国民健康保険料収納率向上特別対策会議 資料)

令和元年度については、現年度高額滞納世帯を抽出し 11 月に実施。出納閉鎖期間となる令和 2 年 5 月も実施予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大の影響による催告自粛で中止。結果、架電日数や架電件数は目標値を下回ったが、収入額は令和元年度目標を上回った。

(イ) 監査の結果

実施した監査の結果、特に検出した事項はなかった。

⑪ 各種給付金の未納保険料への充当について

(ア) 概要

各種給付金について請求申請がなされた際、未納保険料があれば給付金を同意書受領のもと未納保険料に充当している。

各種給付金一覧（滞納者分のみ）

		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
高額療養費	請求金額	7,723 千円	7,096 千円	5,357 千円
	請求件数	282 件	280 件	226 件
	充当金額	3,119 千円	2,970 千円	2,071 千円
	充当件数	114 件	120 件	65 件
療養費	請求金額	2,985 千円	2,326 千円	1,704 千円
	請求件数	147 件	89 件	80 件
	充当金額	1,900 千円	1,108 千円	423 千円
	充当件数	86 件	53 件	23 件
葬祭費	請求金額	600 千円	620 千円	500 千円
	請求件数	30 件	31 件	25 件
	充当金額	292 千円	304 千円	181 千円
	充当件数	15 件	17 件	11 件
合計	請求金額	11,308 千円	10,043 千円	7,562 千円
	請求件数	459 件	400 件	331 件
	充当金額	5,312 千円	4,383 千円	2,676 千円
	充当件数	215 件	190 件	99 件

(出典：令和 2 年度 国民健康保険料収納率向上特別対策会議 資料)

令和元年度は請求金額と件数の減少により、充当金額及び件数も減少した。

(イ) 監査の結果

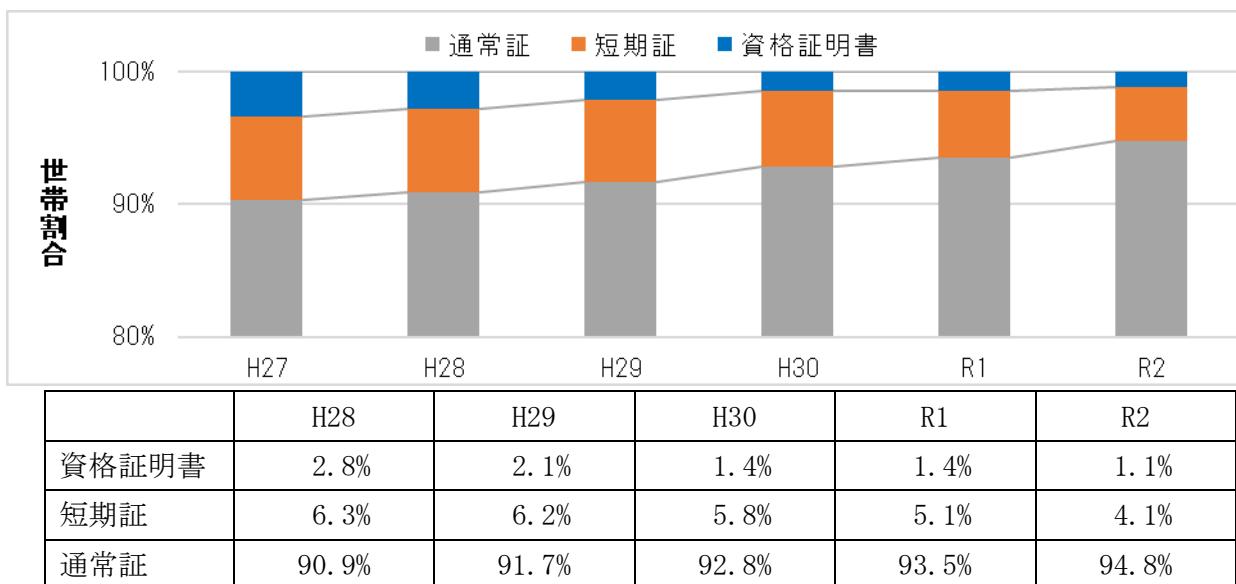
実施した監査の結果、特に検出した事項はなかった。

⑫ 被保険者証交付世帯数の割合の推移について

(ア) 概要

保険料の滞納世帯に対して、通常よりも有効期間が短い「短期被保険者証」を交付する場合や、特別な理由がなく1ヶ年度以上未納がある世帯に対しては被保険者証を返還させ「資格証明書」を交付する場合がある。この「資格証明書」では被保険者は医療機関窓口で一旦医療費の10割を支払う必要があり、後日申請により給付割合相当分を支給される制度である。

・通常証交付世帯割合の推移（※8月末時点集計）



【証交付基準】

通常証	未納なし
短期証（4ヶ月証・3割負担）	未納あり
資格証明書（10割負担）	概ね1ヶ年度以上未納あり

（出典：令和2年度 国民健康保険料収納率向上特別対策会議 資料）

・証交付に係る通知書送付実績

	対象世帯	実施回数	送付件数
相談通知（新規）	新たに短期・資格証になる世帯	年3回	2,032世帯
			993世帯
			2,083世帯
相談通知（継続資格）	既に資格証の世帯	年1回	89世帯
弁明の機会付与通知	新たに資格証になる世帯	年3回	758世帯
			383世帯
			192世帯
証返還請求通知	新たに資格証になる世帯	年3回	589世帯
			287世帯
			132世帯

（出典：令和2年度 国民健康保険料収納率向上特別対策会議 資料）

通知書の送付により、納付相談や納付へ繋げ、資格証明書や短期証の交付世帯を減少させている。各通知書にて反応がなかった世帯には、電話等での催告を行うことにより、納付相談へと繋げているとのこと。

(イ) 監査の結果

実施した監査の結果、特に検出した事項はなかった。

⑬ 不明調査員による資格喪失実績について

(ア) 概要

住所の異動の事実を届け出ることなく、国民健康保険の資格について実態を失ったまま被保険者となっている者を調査し、被保険者にかかる資格の適正化を図る。

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
調査員数	2 人	2 人	2 人
調査件数	532 件	502 件	521 件
居所判明件数	193 件	159 件	148 件

(出典：令和 2 年度 国民健康保険料収納率向上特別対策会議 資料)

(イ) 監査の結果

実施した監査の結果、特に検出した事項はなかった。

⑭ 公示送達について

(ア) 概要

送達しなければならない書類をいつでも交付する旨を、一定期間、市役所の掲示板に掲示することによって送達の効果を生じさせる方法。当事者の住居所が不明のときなどに認められる。

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初令書の郵送返戻	414 件	439 件	397 件
判明／率	170 件／41.0%	197 件／44.9%	228 件／57.4%
公示送達	244 件	242 件	169 件

令和元年度の判明率は過去 3 年間において高い結果が出ている。これは公示担当による電話調査、不明調査員との連携による現地調査などが要因と推察されるとのこと。

(イ) 監査の結果

実施した監査の結果、特に検出した事項はなかった。

⑯ 口座振替加入の推進について

(ア) 概要

口座振替は収納率の向上には効果的な手段であるため、各担当と連携しながら、被保険者との接触の機会には口座振替を推進し、加入率の向上に努めているもの。

<中核市口座加入率順位（令和元年度実績）>

順位	都市名	率
1位	豊橋市	91.1
2位	岡崎市	69.7
3位	富山市	67.1
4位	豊田市	64.2
5位	松江市	59.3
6位	八戸市	58.4
7位	長野市	57.8
8位	明石市	57.3
9位	松山市	56.6
10位	倉敷市	55.4
11位	吳市	54.2
12位	姫路市	53.9
13位	岐阜市	52.6
14位	福山市	50.9
15位	尼崎市	50.1
16位	久留米市	48.7
17位	横須賀市	48.6
18位	高崎市	46.3
19位	西宮市	46.2
20位	和歌山市	43.6

順位	都市名	率
21位	大津市	42.1
22位	福島市	41.7
23位	郡山市	41.4
24位	福井市	41.1
25位	奈良市	41.1
26位	旭川市	36.8
27位	大分市	36.5
28位	盛岡市	36.2
29位	寝屋川市	36.0
30位	八王子市	35.8
31位	甲府市	35.5
32位	川口市	35.1
33位	鹿児島市	35.0
34位	宇都宮市	34.3
35位	柏市	34.1
36位	下関市	33.1
37位	長崎市	33.1
38位	高槻市	32.1
39位	山形市	31.0
40位	吹田市	30.7

順位	都市名	率
41位	いわき市	30.6
42位	高知市	30.2
43位	秋田市	29.8
44位	函館市	29.6
45位	船橋市	29.5
46位	豊中市	29.4
47位	宮崎市	29.3
48位	前橋市	28.6
49位	東大阪市	28.0
50位	川越市	28.0
51位	佐世保市	28.0
52位	青森市	27.8
53位	水戸市	27.8
54位	那霸市	27.4
55位	鳥取市	21.4

平均 41.4%

(イ) 監査の結果

実施した監査の結果、特に検出した事項はなかった。

⑯ 年金被保険者情報の活用による国保社保加入者の国保喪失手続きについて

(ア) 概要

① 文書勧奨

年金情報を基に、社保加入が疑われる対象者をリストアップし、2回の勧奨文書を送付している。

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
対象件数	1,841 件	1,364 件	1,464 件
喪失届出件数	1,511 件	984 件	1,154 件
未届件数	330 件	380 件	310 件
届出率	82.0%	72.1%	78.8%

② 職権喪失

上記の 2 回にわたる勧奨文書に対し届出がない場合、調査後、下記要件を満たす対象者に対し、職権による喪失手続きを行う。

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
職権喪失	件数	109 件	97 件
	調定減額	9,112,750 円	8,488,362 円
			9,454,248 円

(職権による喪失手続き要件)

- ① 単身世帯であること。（世帯員がいる場合でも 1・3 号喪失一覧表により世帯全員の資格喪失年月日が確認できる場合には処理をして差し支えない。）
- ② 1 回目の文書勧奨後、1 ヶ月以上資格喪失届の提出がなく、再度の文書勧奨でも資格喪失届の提出がないこと。
- ③ 居所不明者でないこと。

(イ) 監査の結果

実施した監査の結果、特に検出した事項はなかった。

⑰ 延滞金徴収について

(ア) 概要

延滞金は国民健康保険料を期限までに納付しなかった場合に徴収され、当該納期限後の料金に、一定の割合を乗じて得た額が延滞金として徴収される。

○延滞金徴収額

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
延滞金徴収額	478 千円	734 千円	1,504 千円

(出典：令和 2 年度 国民健康保険料収納率向上特別対策会議 資料)

(イ) 監査の結果

実施した監査の結果、特に検出した事項はなかった。

(2) 歳入に関する支出

(i) 国保システム開発事業

① 概要

国民健康保険に関するシステムの改修を目的とした事業

② 予算決算

(単位：千円)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
現計予算額	54,795	47,734	70,687
決算額	52,465	46,515	30,992

節	令和元年度 決算額	主な内容
委託料	26,948	国保システム改修委託 • 賦課軽減割合小数点化対応に伴う技術支援業務委託 • 平成31年度国民健康保険等システム運用支援業務委託 • 特定保健指導データ取込機能追加対応業務委託 • 国民健康保険システム延滞金徴収及び滞納整理システム連携開始に伴う改修業務委託 • 旧被扶養者減免制度見直し対応業務委託 外
備品購入費	4,044	• 旧被扶養者減免制度見直しソフト購入 • 国保資格管理の更なる効率化に係るシステム改修ソフト購入
合計	30,992	

令和元年度に現計予算額に対し、決算額が少額となったことで不用額が生じているのは、オンライン資格確認の改修スケジュールが変更になったことに起因するものである。

③ 事業内容

国民健康保険法等の改正に対応するためのシステム改修や市の政策に対応するためのシステム改修を行うため、システム会社への委託料支払が主となっている。

主な業務内容は以下のとおりである。

①業務名	②業務内容	③主な費目・金額等・支出先 (取引先)
賦課軽減割小数点化対応に伴う技術支援業務委託	国民健康保険料は、国が定めた基準により7割・5割・2割軽減が設けられているが、本市では平成12年度から7割・5割軽減帯に1割上乗せを行い、8割・6割軽減を独自に実施してきた。今回、市特別軽減を廃止することに伴い、令和2年度賦課分について0.5割上乗せを廃止し、7.5割・5.5割の軽減ができるようシステム改修を行うことを目的とする。	【委託料】 5,995,000円 (富士通株式会社 松山支店)
平成31年度国民健康保険等システム運用支援業務委託	国民健康保険システムの利用のための「操作支援・QA対応」「EUC作成支援」「重要処理立会い」「データ保守支援」といった運用支援を委託するもの。	【委託料】 4,954,950円 (富士通株式会社 松山支店)
特定保健指導データ取込機能追加対応業務委託	特定検診等データ管理システムから出力する「FKAC165 特定検診結果等情報作成抽出(保健指導情報)ファイル」を、保健センターシステムへ一括で取り込み、管理できるようにする。	【委託料】 4,400,000円 (株式会社富士通四国インフオテック 松山事業所)

国民健康保険システム延滞金徴収及び滞納整理システム連携開始に伴う改修業務委託	国民健康保険システムについて、延滞金の管理・徴収を行うための設定、改修作業及び納税課の構築する滞納整理システムへのデータ連携機能追加対応	【委託料】 4,103,000 円 (富士通株式会社 松山支店)
旧被扶養者減免制度見直し対応業務委託	平成30年12月12日に発出された事務連絡「応益割に係る旧被扶養者減免の減免期間の見直しについて」に基づき、令和元年度分の保険料の算定から減免の期間の見直しが行われるため、国民健康保険システムの改修を行う	【委託料】 3,080,000 円 (富士通株式会社 松山支店)

上記は全て現在稼働中の情報システムの改修にあたることから、専門的知識・技術及び知的所有権を有する情報システム開発導入時のシステム会社との随意契約で実施されている。

そのため、全ての案件で随意契約チェックリストが作成され、随意契約の妥当性を検証している。

④ 監査の結果

実施した監査の結果、特に検出した事項はなかった。

(ii) 賦課収納事務管理事業

① 概要

国保加入者に納入通知書を送付し、未納となった世帯には督促状や催告書を発送し国民健康保険料の納付を促す。

② 予算決算

(単位：千円)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
現計予算額	47,040	49,145	49,250
決算額	44,884	46,524	45,185

節	令和元年度 決算額	主な内容
役務費	31,731	通知書等の郵送料 コンビニ収納事務手数料ほか
委託料	11,270	納入通知書封入封緘委託料ほか
その他	2,185	
合計	45,185	

③ 事業内容

①業務名	②業務内容	③主な費目・金額等・支出先 (取引先)
納入通知書等の発送に関すること	【郵送業務】 通知書等の郵送料	【通信運搬費】 25,273,353 円 【委託料】 通知書等作成・封入封緘業務委託 11,219,033 円 (株式会社コーユービジネス)

通知書等作成・封入封緘業務委託手数料については、国保・年金課単独ではなく、介護保険課・高齢福祉課・生活衛生課・健康づくり推進課と共同で通知書等作成・封入封緘業を一括で委託している。

④ 監査の結果

実施した監査の結果、特に検出した事項はなかった。

(iii) 保険料徴収事業

① 概要

滞納者に対して、各戸訪問し納付指導をすることにより、国保制度の趣旨を説明して納付意識の改善を図るとともに、徴収嘱託員を雇用し、収能率向上に努めることを目的とする。

② 予算決算

(単位 : 千円)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
現計予算額	47,057	46,010	43,680
決算額	36,499	33,610	30,999

節	令和元年度 決算額	主な内容
報酬	25,430	非常勤職員報酬
共済費	3,337	非常勤職員保険料
その他	2,232	
合計	30,999	

③ 事業内容

①業務名	②業務内容	③主な費目・金額等・支出先 (取引先)	④件数・回数等
保険料の徴収に 関すること	【訪問徴収業務】 松山市国民健康保険料徴収 嘱託員の勤務に関する内規 に基づく徴収。	【報酬、保険料】 28,766,699 円 (嘱託職員 17 名×12 ヶ 月)	下表を参照

徴収員 数	報酬額	訪問戸數		徴収額		
		合計	一人あたり	人(月)	合計	一人あたり
平成 29 年度	17 人	30,209 千円	1,777 千円	281 件	280,664 千円	16,509 千円
平成 30 年度	17 人	27,332 千円	1,607 千円	212 件	237,334 千円	13,960 千円
令和元年 度	17 人	25,430 千円	1,495 千円	169 件	207,077 千円	12,181 千円

(出典 : 令和 2 年度 国民健康保険料収納率向上特別対策会議 資料)

実績減少の理由については滞納整理の強化により未納額が縮減し、滞納者が減少したことがあげられる。

④ 監査の結果

実施した監査の結果、特に検出した事項はなかった。

2. 介護保険料について

(1) 歳入・債権管理

(i) 歳入・債権管理の統計

① 歳入の統計

(一般会計)

一般会計 保健福祉部 介護保険 歳入

(単位：千円)

節	平成29年度 決算額	平成30年度 決算額	令和元年度 決算額
介護保険対費国負	60,053	64,265	246,575
介護保険対策費県負	30,015	32,137	123,337
介護保険対策費県補	1,407	1,592	2,250
雑入	0	0	169,839
合計	91,475	97,994	542,001

一般会計 保健福祉部 介護保険 歳出

(単位：千円)

小	平成29年度 決算額	平成30年度 決算額	令和元年度 決算額
債権管理適正化事業	0	0	6,050
低所得者利用者負担対策事業	1,877	2,124	3,129
既存システム運用事務	0	0	771
障害福祉サービス事業	0	0	0
精神障がい者・難病患者等総合支援事業	0	0	0
離島移送費支給事業	344	540	886
離島介護サービス対策事業	431	0	0
繰出金	6,654,921	6,781,841	7,330,515
介護保険特別会計事務費等繰出金	899,686	839,242	839,273
介護保険特別会計給付費法定繰出金	5,327,581	5,456,345	5,599,017
介護保険特別会計地域支援事業費繰出金	307,592	357,703	398,879
介護保険特別会計低所得者保険料軽減繰出金	120,061	128,550	493,346
合計	6,657,573	6,784,505	7,341,351

(特別会計)

特別会計国保 保健福祉部 介護保険 歳入

(単位：千円)

款	平成29年度 決算額	平成30年度 決算額	令和元年度 決算額	主な内容（令和元年度について）
保険料	9,686,191	10,520,019	10,310,105	下記に内訳別記
使用料及び手数料	1,690	1,697	1,627	督促手数料1,531千円、許可申請手数料96千円
国庫支出金	11,329,179	11,931,264	11,992,998	
支払基金交付金	12,413,469	12,370,167	12,566,281	40歳以上65歳未満の第2号被保険者負担分
県支出金	6,276,593	6,436,594	6,657,257	
繰入金	6,654,921	6,781,841	7,330,515	
諸収入	17,094	15,958	23,472	下記に内訳別記
財産収入	530	448	722	
繰越金	729,156	641,483	1,106,574	
合計	47,108,823	48,699,471	49,989,549	

(内、保険料)

(単位：千円)

節	平成29年度 決算額	平成30年度 決算額	令和元年度 決算額
現年分特別徴収保険料	8,755,745	9,599,639	9,414,920
現年分普通徴収保険料	876,252	863,005	835,205
滞縫分普通徴収保険料	54,194	57,375	59,979
合計	9,686,191	10,520,019	10,310,105

(単位：千円)

節	平成29年度 不納欠損額	平成30年度 不納欠損額	令和元年度 不納欠損額
現年分特別徴収保険料	0	0	0
現年分普通徴収保険料	0	0	0
滞縫分普通徴収保険料	72,957	63,417	53,534
合計	72,957	63,417	53,534

(内、諸収入)

特別会計国保 保健福祉部 介護保険 歳入

(単位：千円)

節	平成29年度 決算額	平成30年度 決算額	令和元年度 決算額
包括的支援任意費雑入	752	923	3,186
介護予防等事業費雑入	2,600	2,908	1,510
返納金	698	764	3,822
第三者納付金	11,587	9,535	11,977
雑入	1,139	1,234	2,480
第1号被保険者延滞金	319	593	496
合計	17,094	15,958	23,472

(単位：千円)

節	平成29年度 不納欠損額	平成30年度 不納欠損額	令和元年度 不納欠損額
包括的支援任意費雑入	0	0	28
介護予防等事業費雑入	0	0	0
返納金	0	0	0
第三者納付金	0	0	0
雑入	0	0	0
第1号被保険者延滞金	0	0	0
合計	0	0	28

平成29年8月1日からは、資格期間が10年以上あれば老齢年金を受け取ることができるようになったことで保険料に占める特別徴収（年金から天引き）の割合が増加傾向にある（平成29年度90.3%→令和元年度91.3%）。

② 未収債権の統計

(保険料)

(単位：千円)

節	平成29年度 収入未済額	平成30年度 収入未済額	令和元年度 収入未済額
現年分特別徴収保険料	0	0	0
現年分普通徴収保険料	113,265	106,658	97,230
滞縫分普通徴収保険料	119,306	111,093	103,011
合計	232,571	217,751	200,241

特別徴収と普通徴収

	対象者	納付方法
特別徴収	●老齢年金、遺族年金、障害年金を年額 18 万円以上受給している方	受給している年金から自動徴収
普通徴収	<ul style="list-style-type: none"> ●年金を受給されていない方 ●年金の受給額が年額 18 万円未満の方 <p>(特別徴収の要件をみたしていても、普通徴収になる場合)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、65 歳になった場合 2、他の市区町村から松山市へ転入した場合 3、年度の途中で所得段階の区分が変更となった場合 4、年金の再裁定などにより年金の種類や金額が変更された場合（特別徴収が継続される場合もあります。） 5、年金の支払いが停止（一部停止）になった場合 <p>上記 1 から 4 の場合、通常は半年から 8 ヶ月後で、自動的に特別徴収に切替わる。</p>	納付書で、納付もしくは口座振替納付

(諸収入)

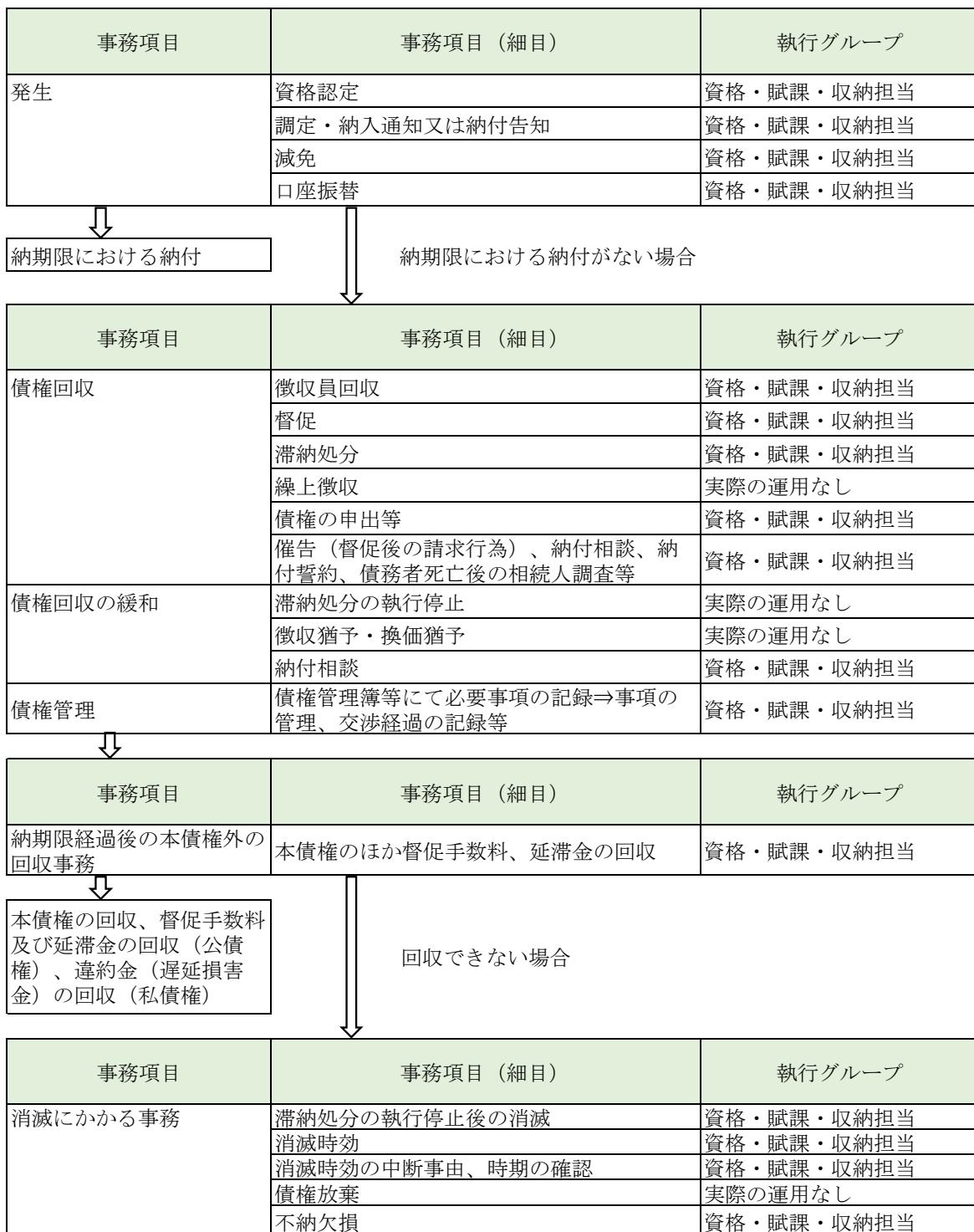
(単位：千円)

節	平成29年度 収入未済額	平成30年度 収入未済額	令和元年度 収入未済額
包括的支援任意費雑入	537	565	434
介護予防等事業費雑入	3	8	0
返納金	4,587	3,822	0
第三者納付金	1,203	1,203	1,203
雑入	0	0	113
第 1 号被保険者延滞金	0	0	0
合計	6,329	5,599	1,750

保険料・諸収入のいずれの収入未済額も減少傾向となっている。これは、「①歳入の統計」に記載しているとおり、平成 29 年 8 月 1 日からは、資格期間が 10 年以上あれば老齢年金を受け取ることができるようになったことで、特別徴収（年金から天引き）が増加したことが要因と考えられ今後も同様の傾向が継続すると考えられる。

(ii) 歳入業務の流れ

- ・介護保険料（強制徴収公債権）



なお、保険料滞納者に対しては保険給付の制限を課している。

(ア) 滞納状況による措置の種類

- ・1年以上滞納すると・・・支払方法の変更（償還払い化）

償還払いとは、サービスを利用した際に、いったん利用料の全額（10割）を自己負担

し、その後、市に申請することで利用者負担割合に応じた利用者負担額との差額が支給される支払方法である（利用者負担割合が1割の人→9割、2割の人→8割、3割の人→7割を支給）。

※次の場合は、弁明書を提出することで適用されない

災害その他の特別事情が生じた場合

公費負担医療を受給することになった場合

※受領委任払いはできない

- ・1年6ヶ月以上滞納すると・・・保険給付の支払いの一時差止

1年以上の滞納により償還払いされる給付額の全部又は一部が一時差止される。保険料の滞納状況が改善されない場合は、通知したうえで保険料に充当されることとなる。

- ・2年以上滞納すると・・・・保険給付の額の減額

松山市が、保険料を徴収する権利は2年で時効を迎えるため、納付期間と滞納期間により計算された一定の期間、保険給付率が引き下げられる（保険給付率8割または9割の人→7割、7割の人→6割）。高額介護（介護予防）サービス費・高額医療合算介護（介護予防）サービス費・特定入所者介護（介護予防）サービス費・特例特定入所者介護（介護予防）サービス費は、当該期間中は支給されない。

※公費負担医療受給者にも適用される

(参考) 減額期間の計算式

減額期間の計算式

保険料徴収権消滅期間

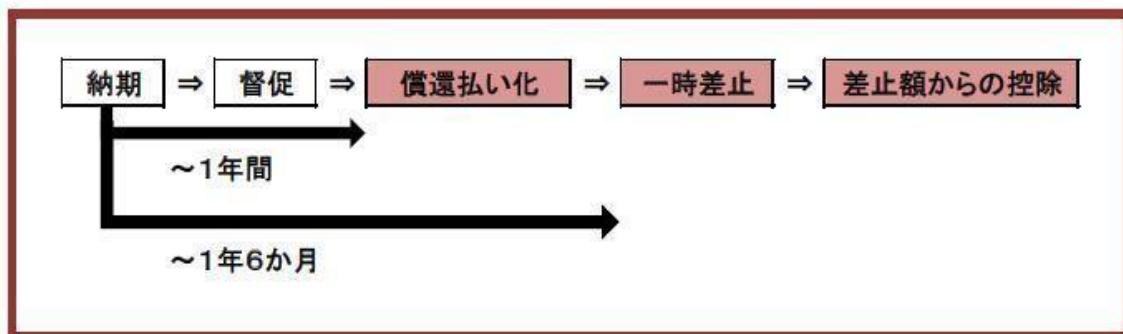
$$\frac{\text{保険料徴収権消滅期間}}{\text{保険料徴収権消滅期間} + \text{保険料納付済期間}} \times 1/2 \times 12$$

(イ) 該当者への説明・相談・事務処理

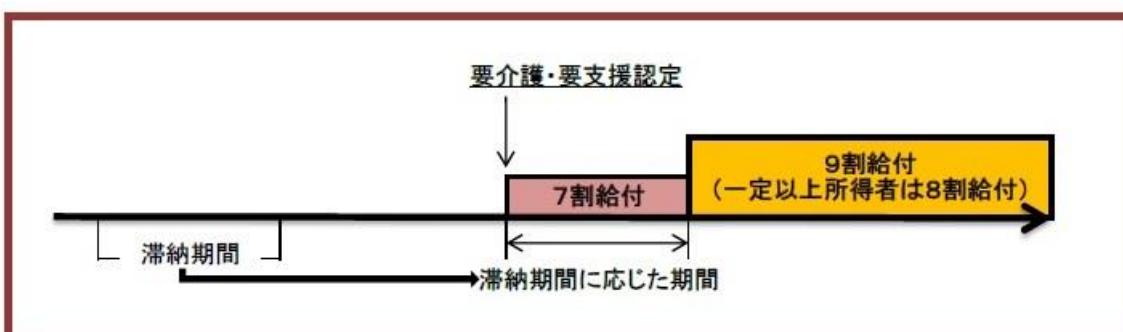
- ・本人や家族に、措置に関する説明と、保険料滞納状態の解消に向けて相談を実施する。
- ・保険料滞納状態のまま弁明書も提出されることなく認定結果が出た場合は、措置内容と期間（償還払い化は開始日のみ）を記載した被保険者証及び通知書等を送付する。
- ・償還払い化+給付額減額の両措置が同時に実施されることがある。
- ・両措置の期間中に生活保護の認定があった場合は、生活保護の申請日に遡って期間の終了決定を行う。
- ・生活保護受給者であっても、保護開始以降に保険料滞納期間がある場合は、通常の給付制限措置を行う。

(ウ) 概念図

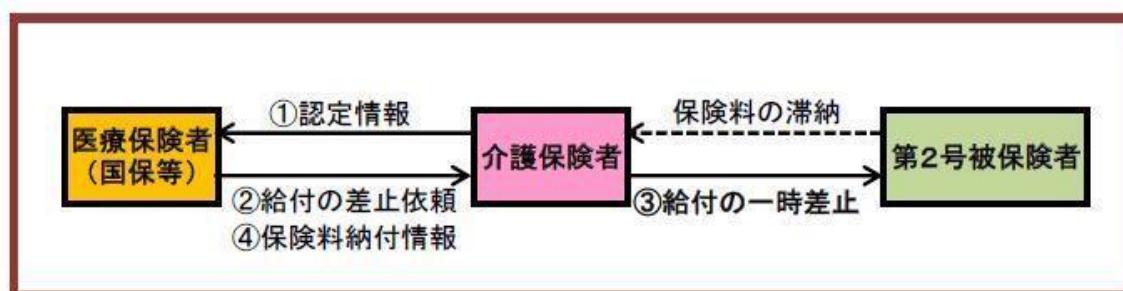
- ・滞納者対策（督促から給付の差止めまで）



- ・過去の滞納に対する給付額減額 ※自己負担割合が1割または2割の人の場合



- ・医療保険料滞納者（第2号被保険者）に対する措置



(iii) 監査の重点及び監査手続

関係法令への合規性、被保険者間の公平性に重点を置いて、監査を実施した。

(iv) 歳入・債権管理の業務に係る論点

① 介護保険システムと財務会計システムの整合性について

介護保険の保険料徴収に係る調定収入調書の作成、および、調定。財務会計における歳入と介護保険システムでの収入の整合性を確認している。

(ア) 介護保険システムでの収入調定情報

月初に前月の介護保険システムより、前月末時点での「歳入情報リスト」、「収納実績表」を出力、歳入情報リストをもとに、督促手数料が保険料に含めて収納されてしまうコンビニ収納について、保険料から督促手数料への歳入更正処理を行う。

(イ) 財務会計システムの歳入確認

財務会計システムから「予算執行状況」、「月経累計」、「歳入予算整理簿」を出力し、データの整合性を確認する。不整合のある場合は、「予算執行状況」を基準に「歳入予算整理簿」の内容をチェックする。

(ウ) 「歳入簿」、「調定収入調書」の作成

- ・「歳入予算整理簿」をもとに督促手数料歳入更正を加味して、「歳入簿」を作成する。
- ・「歳入簿」と「収納実績表」での収入済額を突合確認。一致しない場合は、収入処理において、前月末以降に行った処理の有無、その他、一致しない原因を解明し、更正等の必要な処理を行う。「歳入簿」は修正に係る処理を行ったのもとして、修正。
- ・「調定収入調書」を「収納実績表」の調定額、収入額をもとにして作成する。

(エ) 実施した監査手続

令和元年度の介護保険システムの「収納実績表」と「調定収入調書」の調定額、収入額との合致を確かめたところ一致した。

(オ) 監査の結果

実施した監査の結果、特に検出した事項はなかった。

② 収納率について

(ア) 年次比較

令和元年度までの収納率に関する推移は下記のとおり。

○平成29年度

(単位：千円)

科 目			予算現額	調定額	収入済額	収納率
保 險 料	現年度	特別徴収	8,394,388	8,755,745	8,755,745	100.00%
		普通徴収	857,000	989,517	876,252	88.55%
		小計	9,251,388	9,745,262	9,631,997	98.84%
	滞納繰越・普通徴収		45,000	246,457	54,194	21.99%
	合 計		9,296,388	9,991,719	9,686,191	96.94%

○平成30年度

(単位：千円)

科 目			予算現額	調定額	収入済額	収納率
保 險 料	現年度	特別徴収	9,221,576	9,599,639	9,599,639	100.00%
		普通徴収	874,000	969,663	863,005	89.00%
		小計	10,095,576	10,569,302	10,462,644	98.99%
	滞納繰越・普通徴収		45,000	231,885	57,375	24.74%
	合 計		10,140,576	10,801,187	10,520,019	97.40%

○令和元年度

(単位：千円)

科 目			予算現額	調定額	収入済額	収納率
保 險 料	現年度	特別徴収	9,107,319	9,414,920	9,414,920	100.00%
		普通徴収	874,000	932,436	835,205	89.57%
		小計	9,981,319	10,347,355	10,250,125	99.06%
	滞納繰越・普通徴収		45,000	216,525	59,979	27.70%
	合 計		10,026,319	10,563,880	10,310,105	97.60%

(出典：松山市提出「介護保険事業状況報告年報」)

過去3年間にわたって収納率は現年度・滞納繰越・普通徴収のいずれも改善傾向にあり、業務効率に悪化の兆候はみられない。

(イ) 他市比較

下記のとおり令和元年度の他中核市との比較においても中位以上の結果となっており、著しく業務効率が劣っている兆候はみられない。

現年度収納率 中核市順位：60市中34位

過年度収納率 中核市順位：60市中10位

総合収納率 中核市順位：60市中26位

(出典：松山市提出「2019年度（令和元年度）介護保険料の決算状況について（照会）」)

(ウ) 監査の結果

実施した監査の結果、特に検出した事項はなかった。

③ 督促・催促について

(ア) 督促

a. 書類作成

- ・納期限の翌日から 20 日以内に介護保険システムのサーバー機で普通徴収の第 1 号被保険者の調定情報と収納情報を照合し、納付がない督促状発送対象者データを抽出
- ・抽出した発送データをもとに ICT 戦略課へ出力印刷（プリントアウト）依頼
- ・印刷した督促状（連続帳票）の記載内容に不備がないか確認し、事後処理室でカッティングする。

b. 発送

- ・直近の納付状況などを確認して督促状を引き抜き、不要な発送を中止する。
- ・発送件数を確認して、発送内容を起案。事前に各支所への通知も行う。
- ・督促状を郵便番号別にとりまとめ文書法制課へ発送を依頼する。
- ・督促状の使用期限を待って、納付が確認できない被保険者へ徴収嘱託員による臨戸訪問等を行う。

c. 督促状発送状況

令和元年度

(単位：千円)

期	督促件数	本料督促額	督促料 発生額	合計額
1 期	2, 362	17, 944	255	18, 199
2 期	2, 486	18, 464	268	18, 732
3 期	2, 422	17, 412	257	17, 668
4 期	2, 493	17, 886	264	18, 150
5 期	2, 078	14, 321	214	14, 535
6 期	2, 444	17, 198	257	17, 455
7 期	2, 200	15, 217	228	15, 445
8 期	2, 382	16, 989	251	17, 240
9 期	2, 296	16, 404	236	16, 640
10 期	2, 336	17, 410	0	17, 410
11 期	55	354	0	355
合計	23, 554	169, 599	2, 230	171, 829

↓

督促状での
納付収納額

32, 001

d. 介護保険料徴収嘱託員について (単位 : 千円)

		平成30年度	令和元年度
人数		5人※	5人※
報酬額	合計	8,826	8,727
	1人あたり	1,765	1,745
訪問個数	人(月)	341	360
徴収額	合計	45,822	43,854
	1人あたり	9,819	9,397

※うち、4ヶ月は4人で実施

(イ) 催告状

a. 書類作成

- ・納期限の翌日から3ヶ月過ぎても完納していない普通徴収の第1号被保険者の調定情報と収納情報を照合し、催告状発送対象者データを抽出
- ・抽出した発送データをもとにICT戦略課へ出力印刷（プリントアウト）依頼
- ・印刷した催告状（連続帳票）の記載内容に不備がないか確認し、事後処理室でカッティングする。

b. 催告状発送状況

令和元年度 (単位 : 件数)

催告時期	催告件数
5月	2,368
9月	1,883
12月	2,040
3月	2,221
合計	8,512

(ウ) 夜間電話催告

- ・電話番号登録情報を確認し、5・12・3月の土曜日曜に資格収納担当者と徴収嘱託員が電話納付勧奨を行う。
- ・架電する電話情報はできるかぎり他課の登録状況も確認する。
- ・年末や、出納整理期間が終わる5月には徴収担当全員で特別催告を行う。

休日電話勧奨状況

令和元年度 (単位 : 件数)

時期	平成30年度	令和元年度
5月	252	248
12月	274	230
3月	171	199
合計	697	677

(エ) 公示送達

介護保険料納入通知書について、郵送戻りになったものを調査し、徴収嘱託員および職員による住所地訪問や現地調査の上で、年3回公示送達を行っている。

(送付実績)

平成 30 年度 100 件

令和元年度 84 件

(才) 監査の結果

実施した監査の結果、特に検出した事項はなかった。

④ 不納欠損処理について

介護保険加入者のうち、第 1 号被保険者（65 歳以上の市民）に請求した保険料等で消滅時効が成立したもののが決算処理を行うもの。

（参考）介護保険法第 200 条（時効）

保険料、納付金その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利及び保険給付を受ける権利は、これらを行使することができる時から 2 年を経過したときは、時効によって消滅する。

2 保険料その他この法律の規定による徴収金の督促は、時効の更新の効力を生ずる。

(ア) 不納欠損の推移

(単位：千円)

節	平成29年度 不納欠損額	平成30年度 不納欠損額	令和元年度 不納欠損額
現年分特別徴収保険料	0	0	0
現年分普通徴収保険料	0	0	0
滞縫分普通徴収保険料	72,957	63,417	53,534
合計	72,957	63,417	53,534

(イ) 介護保険料不納欠損理由別内訳（令和元年度）

理由		発生年度	件数	人数（延べ）	金額(千円)
1 所在不明	所在不明	平成28年度	104	67	455
		平成29年度	594	83	2,421
		計	698	150	2,876
2 生活困窮	生活困窮	平成26年度	12	11	34
		平成27年度	53	26	319
		平成28年度	1,798	926	11,207
		平成29年度	6,059	1,012	34,647
		計	7,922	1,975	46,206
3 その他	その他	平成26年度	1	1	5
		平成27年度	21	12	97
		平成28年度	208	110	1,119
		平成29年度	614	157	3,232
		計	844	280	4,452
合計			9,464	2,405	53,534

(ウ) 情報抽出

介護保険システムで調定情報と収納情報を照合し、消滅時効成立が予測される期別保険料等のデータを抽出し、

- ・納付誓約書の提出（債務承認）で時効成立日が延長されていないか、
- ・差押や交付要求の換価配当後に残った滞納保険料で時効が延長されていないか等のチェックを踏まえて不納欠損対象者リストを作成している。

(エ) 不納欠損処理

- ・作成した不納欠損対象者リストの記載内容に不備がないか最終確認して課内決裁を行う。
- ・会計管理者へ通知し、介護保険システムの納付原簿情報に不納欠損情報を反映させる。
監査人にて令和元年度における「不納欠損対象者対象リスト」「介護保険不納欠損保険料集計表」と会計上の不納欠損処理額を照合したところ一致した。

(ウ) 監査の結果

実施した監査の結果、特に検出した事項はなかった。

(2) 歳入に関する支出

(イ) 第1号保険料賦課調定検収事業

① 概要

第1号被保険者の資格や賦課状況を適正に管理することにより、介護保険財政の健全化を図ることを目的とする。国の介護保険制度の創設を受けて、平成12年度から実施。

第1号被保険者(松山市に住所を有する65歳以上の者:平成31年4月1日現在141,799人)に対して、適正な介護保険料を定めることで、本市の介護保険事業の円滑な運営に資する。

② 予算決算

(単位:千円)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
現計予算額	12,963	12,728	12,893
決算額	12,092	11,436	11,395

節	令和元年度 決算額	主な内容
需用費	599	文具等消耗品費、介護被保険者証等の印刷製本費等
役務費	10,746	介護保険料納入通知書等の後納郵便料金等
委託料	50	
合計	11,395	

③ 事業内容

第1号被保険者(外国人・住所地特例を含む)の資格を管理し、新規及び内容変更者に

対して被保険者証を交付する。併せて算定基礎に基づく第1号保険料を賦課し、納入通知書を発行・送付する。

なお、賦課根拠に変更があった者に対しては、随時変更通知を行う。

また、特別徴収について、年金保険者との情報交換を適切に処理し、対象者の管理を行う。

- ・第1号被保険者の管理（資格賦課、喪失）
- ・介護保険料の賦課
- ・納入通知書の発行 等

④ 監査の結果

実施した監査の結果、特に検出した事項はなかった。

（ii）第1号保険料収納管理事業

① 概要

介護保険事業の健全な運営のため、第1号保険料（特別徴収・普通徴収）に係る収納消し込み管理及び保険料未納者への滞納・滞納処分を行う。また、滞納対策として、徴収嘱託員を雇用することで収納率の向上を図る。なお、特別徴収分について、年金保険者との情報交換を適切に処理し、収納消込を行う。

② 予算決算

（単位：千円）

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
現計予算額	26,178	25,481	24,180
決算額	22,210	19,895	19,791

節	令和元年度 決算額	主な内容
報酬	8,727	非常勤嘱託員報酬（徴収嘱託員）能率給分含む
共済費	1,180	臨時職員等の社会保険料
需用費	1,845	印刷製本費：1,452千円等 (主に下記の印刷物) 介護保険料預金口座振替依頼書 徴収員パンフレット 口座振替開始・変更通知書 介護保険料納付書兼領収済通知書 介護保険料還付通知書 窓口封筒（還付口座依頼用）料金後納エコ窓 介護保険料督促状 介護保険催告書 返信用封筒 窓付封筒 等
役務費	8,039	通信運搬費：5,168千円 後納郵便料金等 手数料：2,864千円 介護保険料口座振替手数料 コンビニエンスストア収納事務委託に伴う手数料
合計	19,792	

③ 事業内容

国の介護保険制度の創設を受けて、平成 12 年度から実施。

第 1 号被保険者(松山市に住所を有する 65 歳以上の者:平成 31 年 4 月 1 日現在 141,799 人)に対して、適正に介護保険料を収納することで、本市の介護保険事業の円滑な運営に資する。

- ・滞納となった介護保険料の督促と納付相談
- ・督促をしてなお、納付されない介護保険料の滞納整理
- ・給付担当と給付制限の事務連携
- ・関係法令に基づく不納欠損処理
- ・市の強制徴収公債権の未収金を一元的かつ効率的に強制徴収公債の徴収に係る移管
- ・その他収納事務に関連する証明書発行

④ 監査の結果

実施した監査の結果、特に検出した事項はなかった。

3. 後期高齢者医療保険料について

(1) 歳入・債権管理

(i) 歳入・債権管理の統計

① 歳入の統計

(一般会計)

一般会計 保健福祉部 後期高齢 歳入

(単位：千円)

節	平成29年度 決算額	平成30年度 決算額	令和元年度 決算額	主な内容（令和元年度について）
養護老人ホーム費負担金	64,750	63,866	62,300	2,042人から収受
老人福祉使用料	3,017	2,455	1,938	軽費老人ホーム恵原荘使用料
老人福祉センター使用料	135	151	130	
総合福祉センター使用料	906	816	861	
老人福祉費国庫補助金	19,595	7,559	75,250	地域会後・福祉空間整備等施設整備交付金68,699千円、高齢クラブ運営助成事業12,162千円等
後期高齢者医療対策費県負担金	918,284	951,711	966,335	後期高齢者医療保険基盤安定事業費
老人福祉費県補助金	917,964	722,007	260,587	介護基盤整備事業費補助金
老人福祉費雑入	25,268	13,638	14,581	生きがいデイサービス利用者負担金
後期高齢者医療対策費雑入	232,883	214,403	213,634	愛媛県後期高齢者医療広域連合からの前年度精算還付 152,119千円 広域連合へ派遣された職員の人事費 61,064千円 等
老人福祉センター費雑入	101	101	242	鷹子老人福祉センター自販機等
総合福祉センター費雑入	1,983	2,694	1,518	総合福祉センター光熱水費自販機等
合計	2,184,886	1,979,401	1,597,376	

一般会計 保健福祉部 後期高齢 歳出

(単位：千円)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予算現額	6,532,518	6,770,259	6,963,595
支出済額	6,495,896	6,698,384	6,926,145
配当予算残額	36,622	71,875	37,450

(単位：千円)

小	平成29年度 決算額	平成30年度 決算額	令和元年度 決算額	主な内容（令和元年度について）
職員人件費	51,289	57,567	59,246	
後期高齢者医療管理事業	128,690	158,422	124,449	
療養給付費負担金事業	4,962,036	5,068,094	5,282,205	
後期・事務費繰出金事業	115,837	131,396	154,519	
保険基盤安定事業費繰出金事業	1,224,379	1,268,948	1,288,446	
後期・はりきゅう扶助事業費繰出金事業	13,665	13,956	17,279	
合計	6,495,896	6,698,384	6,926,145	

(特別会計)

特別会計後期高齢者医療 保健福祉部 後期高齢 歳入

(単位 : 千円)

款	平成29年度 決算額	平成30年度 決算額	令和元年度 決算額	主な内容（令和元年度について）
保険料	4,434,191	4,477,210	4,681,077	下記に内訳別記
使用料及び手数料	608	631	558	
諸収入	76,471	102,544	127,820	受託事業収入等
保険料還付金及び加算金	4,350	3,846	3,309	
国庫	0	5,724	0	
繰入金	1,353,881	1,414,300	1,460,245	
繰越金（歳出超過分）	-47,209	35,800	-13,851	
合計	5,822,292	6,040,055	6,259,158	

(内、保険料)

特別会計後期高齢者医療 保健福祉部 後期高齢 歳入

(単位 : 千円)

節	平成29年度 決算額	平成30年度 決算額	令和元年度 決算額	主な内容（令和元年度について）
現年分特別徴収保険料	1,937,114	1,998,280	2,142,745	
現年分普通徴収保険料	2,475,870	2,457,831	2,518,233	
滞縫分普通徴収保険料	21,207	21,099	20,099	
合計	4,434,191	4,477,210	4,681,077	

特別会計後期高齢者医療 保健福祉部 後期高齢 歳入

(単位 : 千円)

節	平成29年度 不納欠損額	平成30年度 不納欠損額	令和元年度 不納欠損額	主な内容（令和元年度について）
現年分特別徴収保険料	0	0	0	
現年分普通徴収保険料	0	0	0	
滞縫分普通徴収保険料	6,804	7,451	9,592	
合計	6,804	7,451	9,592	

② 未収債権の統計

(保険料)

(単位 : 千円)

節	平成29年度 収入未済額	平成30年度 収入未済額	令和元年度 収入未済額	主な内容（令和元年度について）
現年分特別徴収保険料	0	0	0	
現年分普通徴収保険料	26,624	25,977	27,642	
滞縫分普通徴収保険料	22,036	19,635	15,457	
合計	48,660	45,612	43,099	

監査人にて令和元年度の「現年分普通徴収保険料」3,249件の合計値が会計上の収入未済額27,642千円と一致していることを確かめた。なお、滞縫分普通徴収保険料については、下記の差異があったものの、差異調整内容に異常性はない。

項目	金額（千円）
滞納者一覧の収納未済額	15,507
集計処理後に収納確認し、未納分として計上	▲50
滞縫分普通徴収保険料	15,457

(ii) 歳入業務の流れ

- ・後期高齢者医療保険料（強制徴収公債権）



(iii) 監査の重点及び監査手続

関係法令への合規性、被保険者間の公平性に重点を置いて、監査を実施した。

(iv) 歳入・債権管理の業務に係る論点

- ① 後期高齢者医療システムと財務会計システムの整合性について
財務会計における歳入と後期高齢者医療システムでの収入の整合性を確認している。

(ア) 実施した監査手続

令和元年度の後期高齢者医療システム「繰越対象者一覧表」と「節別決算明細書(歳入)」の収入未済額との合致を確かめたところ双方は一致した。

(イ) 監査の結果

実施した監査の結果、特に検出した事項はなかった。

② 収納率について

(ア) 年次比較

令和元年度までの収納率に関する推移は下記のとおり。

○平成29年度 (単位 : 千円)					
科 目		調定額	収納額	不納欠損	還付未済
保 險 料	現年度	4,439,608	4,412,984	0	2,574
	滞納繰越・普通徴収	50,046	21,207	6,804	0
	合 計	4,489,654	4,434,191	6,804	2,574
99.48% 42.37% 98.76%					

○平成30年度 (単位 : 千円)					
科 目		調定額	収納額	不納欠損	還付未済
保 險 料	現年度	4,482,088	4,456,111	0	2,512
	滞納繰越・普通徴収	48,144	21,100	7,451	41
	合 計	4,530,232	4,477,211	7,451	2,553
99.42% 43.79% 98.83%					

○令和元年度 (単位 : 千円)					
科 目		調定額	収納額	不納欠損	還付未済
保 險 料	現年度	4,688,621	4,660,978	0	2,670
	滞納繰越・普通徴収	45,112	20,099	9,592	36
	合 計	4,733,733	4,681,077	9,592	2,706
99.41% 44.55% 98.89%					

過去3年間にわたって収納率は現年度・滞納繰越・普通徴収のいずれも改善傾向にあり、業務効率に悪化の兆候はみられない。

(イ) 口座納付率

	納付額※ (千円)	口座納付額 (千円)	口座納付率
平成29年度	2,475,870	2,074,589	83.79%
平成30年度	2,457,831	2,062,386	83.91%
令和元年度	2,518,233	2,097,216	83.28%

※普通徴収現年分

(ウ) 監査の結果

実施した監査の結果、特に検出した事項はなかった。

③ 督促・催促について

(ア) 督促

a. 書類作成

- ・納期限の翌日から 30 日以内に後期保険システムのサーバー機より、納付がない督促状発送対象者データを抽出
- ・抽出した発送データをもとに I C T 戦略課へ出力印刷（プリントアウト）依頼
- ・印刷した督促状（連続帳票）の記載内容に不備がないか確認し、事後処理室でカッティングする。

b. 発送

- ・直近の納付状況などを確認して督促状を引き抜き、不要な発送を中止する。
- ・発送件数を確認して、発送内容を起案。事前に各支所への通知も行う。
- ・督促状を郵便番号別にとりまとめ文書法制課へ発送を依頼する。

c. 督促発送件数

期	平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	件数（人）	保険料（千円）	件数（人）	保険料（千円）	件数（人）	保険料（千円）
1	1,266	10,669	1,179	10,712	1,337	11,222
2	1,100	9,297	1,017	9,213	1,140	9,949
3	1,297	12,833	1,250	12,387	1,192	12,269
4	764	8,375	776	7,823	724	8,166
5	871	8,598	896	8,236	898	9,250
6	771	7,277	777	7,378	748	7,921
7	871	9,001	977	9,663	824	8,465
8	850	8,233	825	8,594	816	8,181
9	894	8,480	879	8,456	853	8,296
計	8,684	82,763	8,576	82,463	8,532	83,719

(イ) 催告状

a. 書類作成

- ・偶数月および5月の発送時点で過去督促状を発送していない未納被保険者の調定情報と収納情報を照合し、催告状発送対象者データを抽出
- ・抽出した発送データをもとに I C T 戰略課へ出力印刷（プリントアウト）依頼
- ・印刷した催告状（連続帳票）の記載内容に不備がないか確認し、事後処理室でカッティングする。

b. 催告状発送件数

催告月	平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	件数(件)	未納保険料(千円)	件数(件)	未納保険料(千円)	件数(件)	未納保険料(千円)
4	1,082	40,958	1,156	39,121	1,091	36,241
5	1,051	43,345	1,181	41,692	1,071	38,589
6	869	39,174	947	35,526	890	31,926
8	691	31,456	685	26,351	687	25,515
10	1,227	28,937	1,145	25,263	1,186	23,409
12	1,264	33,278	1,186	30,400	1,224	29,622
2	1,139	35,370	1,059	31,965	1,121	30,318
計	7,323	252,518	7,359	230,318	7,270	215,620

(ウ) 休日訪問および電話催告

- ・電話番号登録情報を確認し、年2回休日訪問および電話催告を行う。

5月	訪問(人)	電話(人)	徴収額(千円)	
平成29年度	69	41	710	※
平成30年度	74	42	774	
令和元年度	71	43	1,771	

12月	訪問(人)	電話(人)	徴収額(千円)	
平成29年度	64	48	621	※
平成30年度	40	63	1,485	
令和元年度	46	46	875	

※訪問のみの額

(エ) 公示送達

保険料納入通知書について、郵送戻りになった相手先に対し公示送達を行っている。

(送付実績)

	郵送戻り(件)	公示送達(件)	現地調査件数(件)
平成29年度	234	111	21
平成30年度	261	129	16
令和元年度	240	103	14

令和元年度は件数103件に対し、重複を除いた実人数は60人。

現地調査の対象者は、当初および隨時で新規に発生した保険料通知書郵送戻り分としており、死亡者・転出者・前年度公示者・現地調査済みについては対象外としているもの。

(オ) 監査の結果

実施した監査の結果、特に検出した事項はなかった。

④ 納付相談、納付誓約について

(ア) 所得未申告者に対する簡易申告勧奨

対象：確定申告等、税の所得情報がない者。（無収入の場合でも、申告がなければ低所得者軽減が受けられない。）

	送付人数	受付人数	申告率
平成29年度	3,135	3,003	95.78%
平成30年度	3,784	3,512	92.81%
令和元年度	3,557	3,358	94.41%

※当初通知（6月）に対する数値

(イ) 通常証と短期証の割合

	一般証交付数	短期証交付数	一般証割合	短期証割合
平成29年度	64,834	475	99.27%	0.73%
平成30年度	66,071	495	99.26%	0.74%
令和元年度	68,110	491	99.28%	0.72%

※7月の一般証一斉送付時の数値

※短期証は、7月の発送時点で前年度までに未納がある人が対象

(ウ) 資格取得者の滞納

金額	収入未済総額 (現年。千円)	資格取得者の 未済額(千円)	割合
平成29年度	26,624	2,744	10.31%
平成30年度	25,977	3,017	11.61%
令和元年度	27,642	3,290	11.90%

※現年分で、当該年度中に資格取得した人

※資格取得者＝75歳、障害認定、県外からの転入、生活保護受給廃止などの新規取得者

人数	滞納者数(現年)	資格取得滞納者数	割合
平成29年度	735	138	18.78%
平成30年度	750	174	23.20%
令和元年度	895	182	20.34%

※現年分で、当該年度中に資格取得した人

※資格取得者＝75歳、障害認定、県外からの転入、生活保護受給廃止などの新規取得者

(エ) 監査の結果

実施した監査の結果、特に検出した事項はなかった。

④ 消滅にかかる事務

(ア) 高額充当

	請求件数（件）	請求金額（千円）	充当件数（件）	充当額（千円）
平成29年度	9	183	6	131
平成30年度	24	405	14	282
令和元年度	28	396	16	217

(イ) 不納欠損処理について

請求した保険料等で消滅時効が成立したものの決算処理を行うもの。

特別会計後期高齢者医療 保健福祉部 後期高齢 歳入

(単位：千円)

節	平成29年度 不納欠損額	平成30年度 不納欠損額	令和元年度 不納欠損額
現年分特別徴収保険料	0	0	0
現年分普通徴収保険料	0	0	0
滞繰分普通徴収保険料	6,804	7,451	9,592
合計	6,804	7,451	9,592

- 作成した不納欠損対象者リストの記載内容に不備がないか最終確認して課内決裁を行う。

- 会計管理者へ通知し、後期高齢保険システムの納付原簿情報に不納欠損情報を反映させる。

監査人にて「不納欠損リスト」（986件分）の合計値と会計上の不納欠損額が一致していることを確かめた。

(ウ) 欠損者の内訳

令和元年度欠損発生者の内訳は以下の通り。

◇令和元年度欠損発生者 214人（うち、移管者は11人）

　うち、前年度発生者 103人（同4人）

　うち、29・30年度発生者 44人（同3人）・・・3年連続発生者

※欠損理由はすべて時効によるもの

◇3年連続発生者の内訳

死亡 11人/失踪・行方不明 9人/生活保護3人/借金および支払い困難 21人

(エ) 繼続発生者への対応状況

不納欠損発生者に対しては、滞納発生時から、呼出通知（保険証交付を保留し、窓口呼出し）、訪問・電話による催告、債権移管予告通知を行い、再三にわたり納付催促を行っている。

※死亡、失踪・行方不明、生活保護者は除く

(オ) 監査の結果

実施した監査の結果、特に検出した事項はなかった。

(2) 歳入に関する支出

(i) 後期保険料収納管理事業

① 概要

口座振替など、保険料徴収事務の適切な運営を図り、後期高齢者医療制度の適切な運用に努める。

- ・口座振替にかかる被保険者への各種通知、金融機関などへの徴収手数料支払い
- ・未納者に対する督促および催告に関する各種通知

② 予算決算

(単位：千円)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
現計予算額	7,753	8,356	8,703
決算額	6,267	8,321	8,703

節	令和元年度 決算額	主な内容
需用費	857	
役務費	4,748	口座振替通知書、督促・催告状などの発送
手数料	3,096	金融機関およびコンビニエンスストアなどに支払う徴収手数料
償還金利子及び割引料	2	
合計	8,703	

③ 事業内容

主な業務内容は以下のとおりである。

①業務名	②業務内容	③主な費目・金額等・支出先(取引先)	④件数・回数等
口座振替開始、停止などの通知業務 および、関係機関への手数料支払い	・口座振替開始および停止通知書の作成、発送 ・金融機関およびコンビニエンスストアへの保険料徴収手数料および、郵便振替手数料の支払い	【印刷製本費】856,811円 【通信運搬費】4,747,974円 【手数料】3,096,384円 ※支出先…伊予銀行	【口座振替通知】 3,478件 【口座振替不納通知】 3,180件 【振替手数料】 金融機関…204,665件 コンビニ…9,682件
督促および催告事務	・督促および催告書の作成、発送 ・過誤納に伴う督促手数料の還付		【督促】8,653件 【催告】7,270件

④ 監査の結果

実施した監査の結果、特に検出した事項はなかった。

(ii) 後期保険料賦課調定検収事業

① 概要

広域連合が賦課した情報を基に、納期を定め保険料の納入通知の発送を行い、後期高齢者医療制度の財政の健全化を図る。

- ・保険料の決定・変更通知の作成、発送

- ・収入の調定・検収

② 予算決算

(単位：千円)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
現計予算額	5,970	5,837	5,992
決算額	5,839	5,505	5,784

節	令和元年度 決算額	主な内容
需用費	350	
役務費	5,434	保険料決定通知書の発送
合計	5,784	

③ 事業内容

①業務名	②業務内容	③主な費目・金額等・支出先(取引先)	④件数・回数等
保険料の決定・変更通知の作成、発送	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料決定および同変更通知書の作成、発送 ・保険料決定に必要な申告書発送のための封筒印刷および発送 	<p>【印刷製本費】 349,844 円</p> <p>【通信運搬費】 5,434,073 円</p>	<p>【決定および変更通知書】 78,213 件</p> <p>【特徴開始通知書】 773 件</p> <p>【簡易申告書発送】 年次更新 3,557 件 年次更新再勧奨 309 件 ※その他随時送付月数件あり</p>
収入の調定・検収	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料収入の調定等事務処理 ・収納した保険料を広域連合に納付 		

④ 監査の結果

実施した監査の結果、特に検出した事項はなかった。

第7章 包括外部監査の結果と意見（資産関連収入）

1. 住宅管理使用料及び駐車場管理使用料について

(1) 島入・債権管理

(i) 松山市営住宅の概要

平成31年4月1日現在における松山市営住宅の施設一覧は以下の通りである。

施設名	所在地	敷地面積	構造・階層 延べ面積・建築年	管理形態	敷地の状態
小栗	小栗七丁目 1-32	1,898 m ²	鉄筋コンクリート造・地上4階 1,204 m ² ・昭和 50 年	指定管理	市有地
富久	富久町 515	22,791 m ²	鉄筋コンクリート造・地上5階 18,476 m ² ・昭和 49 年	指定管理	市有地
南江戸	南江戸六丁目 3-5	7,045 m ²	鉄筋コンクリート造・地上5階 5,684 m ² ・昭和 55 年	指定管理	市有地
大峰	南江戸六丁目 8-14	2,346 m ²	鉄筋コンクリート造・地上3階 1,944 m ² ・昭和 57 年	指定管理	市有地
生石	生石町 433	7,706 m ²	鉄筋コンクリート造・地上5階 6,007 m ² ・平成 2 年	指定管理	市有地
朝美	朝日ヶ丘二丁目 1-50	3,081 m ²	鉄筋コンクリート造・地上3階 1,307 m ² ・昭和 63 年	指定管理	市有地
三津口	萱町六丁目 103	3,243 m ²	鉄筋コンクリート造・地上9階 4,925 m ² ・平成 20 年	指定管理	市有地
高砂	高砂町三丁目 3-2	2,227 m ²	鉄筋コンクリート造・地上12階 5,311 m ² ・平成 24 年	指定管理	市有地
本町	山越町 460-1	7,104 m ²	鉄筋コンクリート造・地上5階 6,150 m ² ・昭和 58 年	指定管理	市有地
山越	山越一丁目 6-1	7,549 m ²	鉄筋コンクリート造・地上3階 4,791 m ² ・昭和 58 年	指定管理	市有地
松末南	松末二丁目 11-2	9,952 m ²	鉄筋コンクリート造・地上3階 10,004 m ² ・昭和 60 年	指定管理	市有地
山西	山西町 169-2	28,863 m ²	鉄筋コンクリート造・地上5階 23,859 m ² ・昭和 51 年	指定管理	市有地
高岡	高岡町 728-2	7,364 m ²	鉄筋コンクリート造・地上4階 6,485 m ² ・平成 6 年	指定管理	市有地
古三津	古三津三丁目 26-1	10,220 m ²	鉄筋コンクリート造・地上3階 6,883 m ² ・昭和 53 年	指定管理	市有地

松ノ木	松ノ木一丁目 6 -25	3, 863 m^2	鉄筋コンクリート造・地上 6 階 3,755 m^2 ・平成 8 年 木造・地上 1 階 35 m^2 ・昭和 28 年	指定管 理	市有 地
松ノ木(除却予定)				直営	市有 地
志津川(除却予定)	安城寺町官有地	750 m^2	木造・地上 1 階 86 m^2 ・昭和 23 年	直営	県有 地市 有地
潮見	谷町 34	5, 161 m^2	鉄筋コンクリート造・地上 3 階 3,614 m^2 ・昭和 59 年	指定管 理	市有 地
吉藤	吉藤二丁目 1-1	3, 970 m^2	鉄筋コンクリート造・地上 5 階 4,276 m^2 ・昭和 59 年	指定管 理	市有 地
馬木	馬木町 2304	10, 378 m^2	鉄筋コンクリート造・地上 5 階 6,255 m^2 ・平成 7 年	指定管 理	市有 地
太山寺	太山寺町 2384	40, 755 m^2	鉄筋コンクリート造・地上 4 階 37,703 m^2 ・昭和 45 年	指定管 理	市有 地
三光	太山寺町 333-1	34, 971 m^2	鉄筋コンクリート造・地上 4 階 32,250 m^2 ・昭和 48 年	指定管 理	市有 地
内宮	内宮町 2041-1	10, 560 m^2	鉄筋コンクリート造・地上 5 階 9,943 m^2 ・平成 1 年	指定管 理	市有 地
鎌田	余戸南四丁目 12 -14	3, 037 m^2	鉄筋コンクリート造・地上 4 階 3,116 m^2 ・昭和 57 年	指定管 理	市有 地
余土南	余戸南六丁目 2 -8	4, 888 m^2	鉄筋コンクリート造・地上 4 階 3,572 m^2 ・平成 4 年	指定管 理	市有 地
久米南	来住町 1207	2, 230 m^2	鉄筋コンクリート造・地上 5 階 2,183 m^2 ・平成 4 年	指定管 理	市有 地
日浦(除却予定)	河中町甲 187	575 m^2	木造・地上 1 階 138 m^2 ・昭和 29 年	直営	市有 地
大野	北梅本町 672	2, 981 m^2	鉄筋コンクリート造・地上 4 階 2,759 m^2 ・昭和 63 年	指定管 理	市有 地
与力	平井町 3645	2, 495 m^2	鉄筋コンクリート造・地上 5 階 5,361 m^2 ・平成 13 年	指定管 理	市有 地
森松上(除却予定)	森松町 386	2, 785 m^2	木造・地上 1 階 111 m^2 ・昭和 28 年	直営	市有 地
上川原	上川原町 1554-1	4, 193 m^2	鉄筋コンクリート造・地上 5 階 3,543 m^2 ・昭和 54 年	指定管 理	市有 地
西石井(除却予定)	西石井六丁目 4 -22	2, 484 m^2	木造・地上 1 階 287 m^2 ・昭和 28 年	直営	市有 地
椿野	西石井四丁目 11-16	13, 506 m^2	鉄筋コンクリート造・地上 3 階 8,638 m^2 ・平成 5 年	指定管 理	市有 地

和泉(除却予定)	和泉南五丁目 5-1	12,190 m ²	コンクリートブロック造・地上 1 階 2,787 m ² ・昭和 39 年	直営	市有地
和泉西(除却予定)	和泉南六丁目 9-2	14,568 m ²	コンクリートブロック造・地上 2 階 6,586 m ² ・昭和 42 年	直営	市有地
第一和泉	和泉南五丁目 12-1	10,231 m ²	鉄筋コンクリート造・地上 6 階 13,124 m ² ・平成 31 年	指定管理	市有地
市坪	市坪北一丁目 19-1	11,195 m ²	鉄筋コンクリート造・地上 5 階 6,904 m ² ・平成 3 年	指定管理	市有地
市坪西	市坪北二丁目 16-1	11,064 m ²	鉄筋コンクリート造・地上 5 階 11,020 m ² ・昭和 60 年	指定管理	市有地
中村(除却予定)	中村四丁目 3-17	214 m ²	木造・地上 1 階 34 m ² ・昭和 32 年	直営	市有地
湯渡	紅葉町 3-66	2,313 m ²	鉄筋コンクリート造・地上 5 階 3,425 m ² ・昭和 63 年	指定管理	市有地
八反地(除却予定)	八反地甲 1664-1	535 m ²	木造・地上 1 階 120 m ² ・昭和 35 年	直営	市有地
児玉(除却予定)	土手内 124-3	1,774 m ²	コンクリートブロック造・地上 1 階 476 m ² ・昭和 35 年	直営	市有地
住吉(除却予定)	土手内 120	2,844 m ²	木造・地上 1 階 594 m ² ・昭和 36 年	直営	市有地
美住(除却予定)	土手内 142-1	1,933 m ²	木造・地上 1 階 697 m ² ・昭和 37 年	直営	市有地
新開(除却予定)	北条辻 807	9,093 m ²	木造・地上 1 階 2,876 m ² ・昭和 38 年	直営	市有地
鹿峰	久保 445-2	15,821 m ²	鉄筋コンクリート造・地上 3 階 9,515 m ² ・平成 9 年	指定管理	市有地
恵良	北条 238	3,321 m ²	鉄筋コンクリート造・地上 5 階 1,859 m ² ・昭和 53 年	指定管理	市有地
第 2 新開	北条辻 805-5	837 m ²	鉄筋コンクリート造・地上 3 階 947 m ² ・平成 6 年	指定管理	市有地
山狩	中島大浦 3156	538 m ²	鉄筋コンクリート造・地上 2 階 538 m ² ・平成 6 年	指定管理	市有地

※小栗住宅の敷地面積は小栗寮を含めた面積である。

※所在地は、施設の代表地番を記載している。

※構造及び階層は、施設内の主たる建物の構造と階層を記載している。

※建築年は、施設内の主たる建物のうち一番古い建物の建築年を記載している。

また、平成 31 年 4 月 1 日現在における松山市営住宅の施設概要は以下のとおりである。

設置目的	住宅に困窮する低額所得者を対象に、低廉な家賃の住宅を賃貸することによる市民生活の安定と社会福祉の増進を目的として設置。
施設の構成	住戸(1DK・24戸、2K・127戸、2DK・632戸、2LDK・49戸、3K・84戸、3DK・3,458戸、4DK・157戸)、物置、駐車場、駐輪場、ごみ置き場、集会所、児童遊園
事業概要	住宅に困窮する低額所得者を対象に、市営住宅を低廉な家賃で賃貸している。
使用方法	市営住宅の空き部屋の入居者を決定する募集を毎年度 3 回行っているほか、一部の団地では入居者を公開抽選ではなく、申込み先着順で決定する募集も行っている。
使用料	公営住宅法第 16 条及び松山市営住宅管理条例第 14 条、第 45 条による。
施設を取り巻く状況や課題	市営住宅の現況は、48 団地、259 棟、4,531 戸を管理しており、そのうち一部では既に耐用年数を経過しているほか、設備や機能面においても老朽化が進んでいるため、今後は、耐震性を有しない住宅は計画的な建替え又は用途廃止による除却を予定しています。なお、戸別の耐震化率は約 91% に達している。

松山市では平成 21 年度より松山市営住宅の運営管理に関して指定管理者制度を導入している。今後も継続して運用していく物件については日常の管理業務や入居者募集、収納業務(集金等)を指定管理者(監査対象年度現在、指定管理者は日本管財・長崎商事グループ)に委ねており、耐震上の問題等から新規募集を停止し、今後除却予定とされている住宅のみ、松山市が直営で管理している。

松山市営住宅の住宅管理使用料は、団地ごとや部屋ごとに広さなどの条件が異なるため団地別や階層別等で家賃が設定されているが、家賃算定に築年数が考慮されることから毎年見直しが行われている。

また、所得や世帯の事情に応じて使用料が設定されており、市営住宅の入居者には、毎年度 1 回所得に関する証明を松山市に提出する義務がある。松山市ではその所得に関する証明等に基づき入居者の所得を 8 段階に区分し、区分ごとの家賃の基準額に各団地の立地条件や部屋の床面積、経過年数などを加味して、各入居者が負担すべき住宅管理使用料を決定している。

なお、現在の住宅管理使用料の分位表の定義は以下のようになっている。

分位表

《公営住宅》		分位	月額所得	《更新住宅》	
一般世帯 一般世帯:入居収入基準	一般世帯	1	0 ~ 104,000	一般世帯 入居収入基準	
		2	104,001 ~ 123,000		
		3	123,001 ~ 139,000		
		4	139,001 ~ 158,000		
裁量階層世帯:入居収入基準 裁量階層世帯:(※1)	裁量階層世帯 (※1)	5	158,001 ~ 186,000	収入超過者 (※2)	
		6	186,001 ~ 214,000		
	収入超過者	7	214,001 ~ 259,000	収入超過者	
		8	259,001 ~		

※1 子育て世帯・高齢者世帯等

※2 公営住宅の裁量階層世帯と同一の世帯には割増料が発生しない

(ii) 歳入・債権管理の統計

① 歳入の統計

住宅課全体としての収入(調定額及び収入額)、不納欠損の状況は次のとおりである。

<歳入額の推移>

(単位 : 千円)

節	平成29年度 決算額	平成30年度 決算額	令和元年度 決算額	備考
住宅管理使用料	856,937	857,220	883,119	
住宅管理使用料	796,775	796,761	820,302	
うち収入額	743,351	740,853	764,916	
駐車場管理使用料	60,162	60,459	62,818	
うち収入額	59,758	59,874	62,257	
参考：予算現額 住宅	738,300	744,800	773,500	
駐車場	60,000	60,300	63,000	

(出典：住宅課歳入予算整理簿)

<不納欠損額の推移>

(単位 : 千円)

節	平成29年度 決算額	平成30年度 決算額	令和元年度 決算額	備考
住宅管理使用料	7,591	8,588	4,479	
住宅管理使用料	7,591	8,588	4,393	
駐車場管理使用料	0	0	86	

(出典：住宅課歳入予算整理簿)

② 未収債権の統計

令和元年度末現在で未回収となっている住宅管理使用料及び駐車場管理使用料に係る件数及び金額は、それぞれ次のとおりである。

- ・住宅管理使用料： 現年度分 合計 235 世帯 残高 17,810 千円
過年度分 合計 149 世帯 残高 33,181 千円
- ・駐車場管理使用料： 現年度分 合計 95 世帯 残高 368 千円
過年度分 合計 17 世帯 残高 105 千円

(iii) 歳入業務の流れ

住宅及び駐車場に係る使用料の収納・徴収に関する手続きは、市の直営となる住宅と指定管理者に管理業務の大部分を委託している住宅との2つに分かれる。現在、新規募集している住宅は、指定管理者に委託している物件のみであり、使用料の大部分が指定管理者委託物件からの収入であることから、「(iii) 歳入業務の流れ」における記述では指定管理者委託物件における歳入業務の流れを前提としている。

① 口座振替

口座振替の場合の手続きは、入居者が『松山市営住宅使用料等預金口座振替依頼書』の用紙に必要事項を記入、引き落とし希望の銀行窓口で自ら手続きを行うことで、毎月の住宅管理使用料等を指定の口座から自動的に支払うことができる。

手続き方法は、松山市営住宅管理センターのホームページにも記載があり、ある月の1～20日に口座振替の手続きをした場合は翌月の25日、21～月末に口座振替の手続きをした場合は翌々月の25日から口座振替が始まる。令和2年3月度現在では、住宅管理使用料2,677世帯、駐車場管理使用料2,058世帯が利用しており、全体の70%程度となっている。

② 集金

入居者からの希望がある場合、指定管理者が毎月個別に訪問し、入居者から直接集金を行うことがある。集金先については、松山市より提出される台帳に基づき把握可能で、各入居者と集金予定日を調整したうえで集金がなされる。集金業務の流れは概ね以下のとおりである。

＜標準的な集金のケース＞

2週間前までに訪問予定表を指定管理者が作成



松山市より家賃台帳を入手



指定管理者の収納員は実際に入居者を訪問し、使用料を回収

結果は、家賃台帳等にコメントを記載



収納員が収入金を回収日の翌日に松山市に金融機関経由で納金



家賃台帳を松山市へ返却

集金では、入居者との家賃の受け渡しの際に松山市所定の領収証を使用することになっており、その控えは当該指定管理者が松山市営住宅管理センター内の金庫室で過去の分も保管している。

③ 納付書による銀行納付等

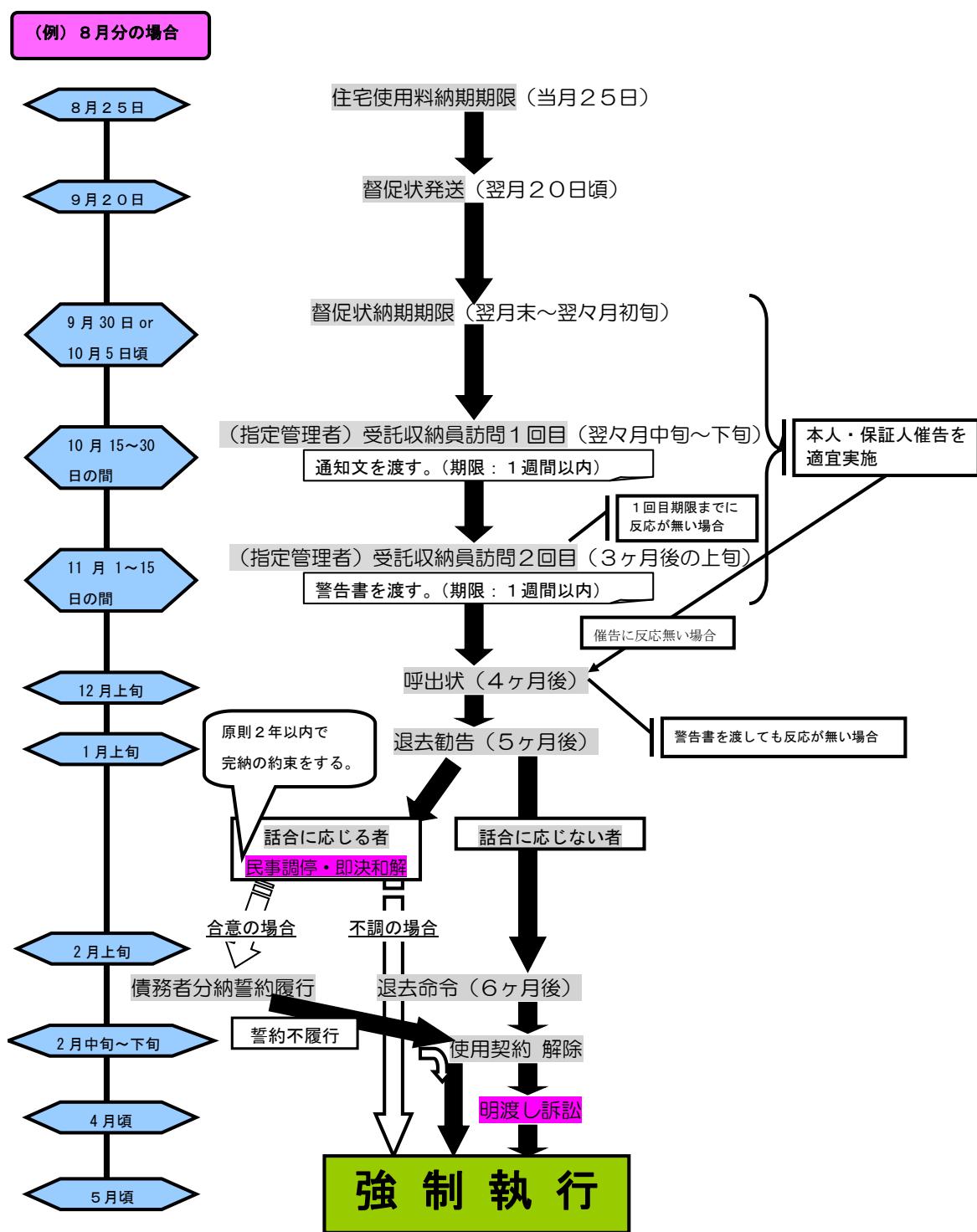
口座振替や集金を行わない入居者の場合、納付書による銀行納付等によって収納が行われる。収納は市役所や各支所の窓口、指定金融機関等の窓口のほか、バーコード決済もできることからコンビニで納付をすることもできる。また、監査対象年度ではないが、令和2年4月1日以降ではスマートフォン決済アプリでの納付もできるようになっている。

④ 徴収及び滞納整理

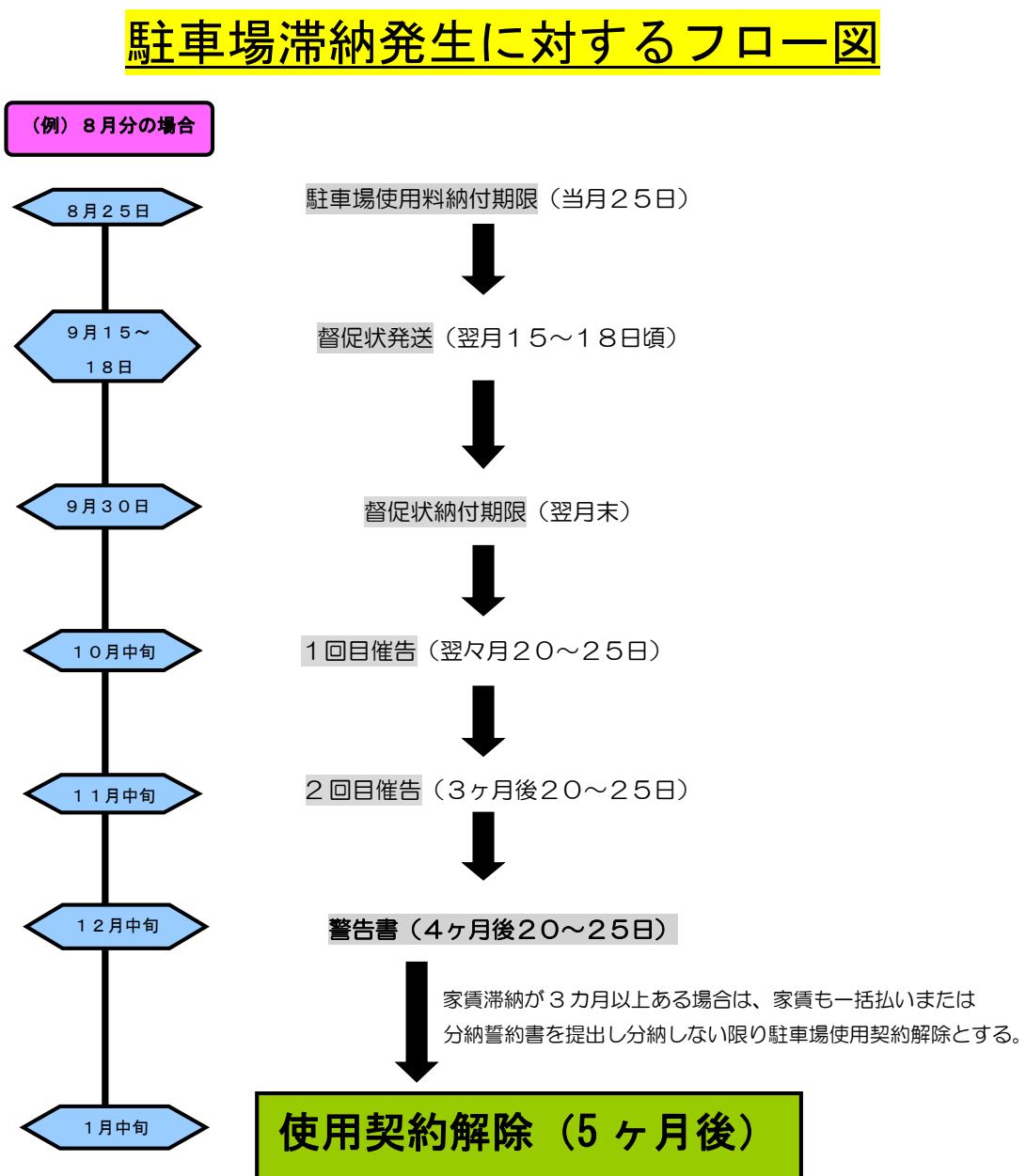
納期限までに使用料の納付がない場合、使用料の徴収及び滞納整理の業務に移行する。住宅及び駐車場に係る使用料の滞納に関する手続きは次のとおりである。

<住宅管理使用料の場合>

滞納発生に対する取組 フロー図



<駐車場管理使用料の場合>



(iv) 監査の重点及び監査手続

入居者及び契約者への取り扱いの公平性、住宅及び駐車場管理使用料の徴収方法の合理性、各使用料の滞納に関する対応の合理性、関係法令への合規性などを勘案したうえで、監査を実施した。

(v) 歳入・債権管理の業務に係る論点

① 使用料に関する減免制度

(ア) 住宅管理使用料等に関する減免制度

当該住宅管理使用料に関する減免制度は松山市営住宅管理条例第16条、駐車場管理使用料に関する減免制度は松山市営住宅管理条例第62条の7に、それぞれの根拠となる条

文がある。それを受け、住宅管理使用料については「松山市営住宅家賃及び敷金の減免取扱要領」に、駐車場管理使用料については「松山市営住宅管理条例施行規則第36条の11」に、それぞれの具体的な取り扱いが記述されている。

住宅管理使用料の減免制度については、一般減免と特別減免があり、それぞれ以下の取り扱いとなっている。

<一般減免>

減免対象	減 免 基 準	
	区 分	減免率
生活保護世帯	住宅扶助費を超える額	100%
市民税 非課税世帯	家賃のうち5,000円以下の額	30%
	〃 5,000円を超え15,000円以下の額	35%
非課税世帯	〃 15,000円を超え20,000円以下の額	40%
	〃 20,000円を超える額	45%

<特別減免>

(1)入居者又は同居者（以下「入居者等」という。）の収入が著しく低額で、次に掲げる場合、家賃の収入区分に基づき、入居者等の変動後の収入に応じた額

ア 入居者等が退職し、失業し、若しくは転職し、又は入居者等に係る雇用の形態若しくは賃金の体系が変更されたことにより収入が減少したとき。

イ 入居者等のうち所得のある者が死亡し、又は転出したとき。

ウ 出生、婚姻等により扶養親族が増え、かつ、各種控除額が増加したとき。

(2)入居者等が療養を要する疾病にかかった場合

収入月額から減免の申請をした日のおおむね3ヶ月前から当該申請日までにおいて療養に要した自己負担額の月平均の額を減じた額について、家賃の収入区分に応じた額

(3)入居者等が水害、火災その他これらに類する災害により、容易に復旧し難い災害を受けた場合

収入月額から当該災害により破損、亡失その他の被害を被った生活必需品の復旧に要した費用の月平均の額を減じた額について、家賃の収入区分に応じた額

(4)それ以外の場合で、市長が特別の事情があると認めたとき

(1)～(3)に準じた額

駐車場管理使用料の減免制度については、以下の取り扱いとなっている。

(1) 松山市市税賦課徴収条例(昭和25年条例第25号)第76条の規定により軽自動車税の減免を受けている自動車である場合

(2) 他の地方公共団体の障害者に対する自動車税又は軽自動車税の減免に関する条例の規定により自動車税又は軽自動車税の減免を受けている自動車である場合

(1) (2)のいずれかに該当する場合に、駐車場管理使用料の半額を免除。

なお、令和元年度を調定年度とする住宅管理使用料等の減免金額は、以下のとおりである。

(単位：千円、%)

区分	本来負担額	減免額	減額割合
住宅使用料	31,670	10,964	34.6
駐車場使用料	147	74	50.0

(イ) 監査の結果

実施した監査の結果、特に検出した事項はなかった。

② 未収使用料の管理方法について

(ア) 未回収の住宅及び駐車場管理使用料について

松山市は個別世帯ごと及び発生した月ごとに家賃や駐車場について期限管理を行っており、個別世帯ごと及び発生した月ごとの納期限の管理や滞納事案ごとの交渉記録等を行っている。

これらの滞納債権のうち、監査人にて一定の条件で抽出した結果を以下に記載する。金額は千円単位である。

抽出基準は次のとおりである。

- 1 家賃の過年度分について、1世帯当たり500千円以上の案件
- 2 駐車場の過年度分については、1世帯当たり500千円以上の案件
- 3 家賃の現年度分について、6ヶ月以上滞納がある案件
- 4 現年度分滞納が6ヶ月未満であっても、過年度分の滞納額が1に該当する案件
- 5 駐車場の現年度分について、3に該当する案件

<家賃等滞納者リスト(一定基準による抜粋)>

(単位：千円；世帯)

連番	家賃			駐車場			世帯合計	備考
	過年度	現年	計	過年度	現年	計		
1	961	0	961	0	0	0	961	滞納月数：家賃46か月(うち過年度分46か月)
2	0	61	61	0	0	0	61	滞納月数：家賃8か月
3	0	215	215	0	1	1	217	滞納月数：家賃8か月 駐車場1か月
4	606	404	1,011	0	0	0	1,011	滞納月数：家賃37か月(うち過年度分25か月)
5	0	97	97	0	11	11	108	滞納月数：家賃7か月 駐車場5か月
6	0	274	274	0	2	2	276	滞納月数：家賃7か月 駐車場1か月
7	694	0	694	0	0	0	694	滞納月数：家賃33か月(うち過年度分33か月)
8	715	0	715	0	0	0	715	滞納月数：家賃19か月(うち過年度分19か月)
9	0	110	110	0	0	0	110	滞納月数：家賃6か月
10	0	58	58	0	0	0	58	滞納月数：家賃7か月
11	0	164	164	0	8	8	172	滞納月数：家賃10か月 駐車場4か月
12	0	70	70	0	0	0	70	滞納月数：家賃6か月
13	0	118	118	0	0	0	118	滞納月数：家賃10か月
14	0	69	69	0	16	16	85	滞納月数：家賃8か月 駐車場8か月
15	816	416	1,232	0	0	0	1,232	滞納月数：家賃39か月(うち過年度分27か月)
16	0	284	284	0	0	0	284	滞納月数：家賃12か月
17	0	108	108	0	0	0	108	滞納月数：家賃12か月
18	0	129	129	0	0	0	129	滞納月数：家賃11か月
19	694	0	694	0	0	0	694	滞納月数：家賃20か月(うち過年度分20か月)
20	0	220	220	0	1	1	221	滞納月数：家賃7か月 駐車場1か月
21	902	0	902	0	0	0	902	滞納月数：家賃24か月(うち過年度分24か月)
22	0	346	346	0	0	0	346	滞納月数：家賃7か月
23	0	124	124	7	6	14	139	滞納月数：家賃11か月 駐車場13か月(うち過年度分6か月)
24	568	0	568	0	0	0	568	滞納月数：家賃30か月(うち過年度分30か月)
25	0	88	88	0	10	10	98	滞納月数：家賃9か月 駐車場8か月
26	0	74	74	9	3	12	87	滞納月数：家賃11か月 駐車場13か月(うち過年度分6か月)
27	0	327	327	0	0	0	327	滞納月数：家賃11か月
28	1,862	0	1,862	0	0	0	1,862	滞納月数：家賃33か月(うち過年度分33か月)
29	0	218	218	0	0	0	218	滞納月数：家賃6か月
30	0	178	178	0	3	3	182	滞納月数：家賃6か月 駐車場3か月
31	585	0	585	9	0	9	594	滞納月数：家賃12か月(うち過年度分12か月)
32	1,867	0	1,867	0	0	0	1,867	滞納月数：家賃60か月(うち過年度分60か月)
33	0	88	88	0	0	0	88	滞納月数：家賃6か月
34	0	131	131	0	5	5	136	滞納月数：家賃8か月 駐車場4か月
35	0	72	72	0	0	0	72	滞納月数：家賃8か月
36	618	204	822	0	0	0	822	滞納月数：家賃59か月(うち過年度分47か月)
37	0	37	37	0	0	0	37	滞納月数：家賃6か月
38	1,393	0	1,393	0	0	0	1,393	滞納月数：家賃45か月(うち過年度分45か月)
39	925	0	925	0	0	0	925	滞納月数：家賃29か月(うち過年度分29か月)
40	0	90	90	0	0	0	90	滞納月数：家賃8か月

連番	家賃			駐車場			世帯合計	備考
	過年度	現年	計	過年度	現年	計		
41	560	589	1,149	0	0	0	1,149	滞納月数：家賃23か月(うち過年度分11か月)
42	0	79	79	0	5	5	84	滞納月数：家賃6か月 駐車場3か月
43	1,624	0	1,624	0	0	0	1,624	滞納月数：家賃52か月(うち過年度分52か月)
44	0	53	53	0	0	0	53	滞納月数：家賃10か月
45	0	190	190	0	0	0	190	滞納月数：家賃11か月
46	611	0	611	0	0	0	611	滞納月数：家賃35か月(うち過年度分35か月)
47	0	97	97	0	0	0	97	滞納月数：家賃6か月
48	1,021	261	1,283	0	0	0	1,283	滞納月数：家賃50か月(うち過年度分38か月)
49	0	179	179	0	0	0	179	滞納月数：家賃9か月
50	0	328	328	0	3	3	332	滞納月数：家賃12か月 駐車場2か月
51	0	124	124	0	0	0	124	滞納月数：家賃10か月
52	0	414	414	0	0	0	414	滞納月数：家賃11か月
53	0	120	120	0	0	0	120	滞納月数：家賃8か月
54	0	102	102	0	0	0	102	滞納月数：家賃12か月
55	0	29	29	0	0	0	29	滞納月数：家賃10か月
56	0	173	173	15	0	15	188	滞納月数：家賃9か月 駐車場8か月(うち過年度分8か月)
57	524	99	623	0	0	0	623	滞納月数：家賃75か月(うち過年度分63か月)
58	0	149	149	0	0	0	149	滞納月数：家賃9か月
59	0	74	74	0	0	0	74	滞納月数：家賃6か月
60	0	63	63	0	0	0	63	滞納月数：家賃7か月
61	0	99	99	0	0	0	99	滞納月数：家賃6か月
62	1,149	416	1,566	2	0	2	1,568	滞納月数：家賃56か月(うち過年度分44か月) 駐車場3か月(うち過年度分3か月)
63	0	286	286	2	0	2	289	滞納月数：家賃12か月 駐車場2か月(うち過年度分2か月)
64	0	175	175	0	2	2	177	滞納月数：家賃12か月 駐車場2か月
65	0	105	105	0	0	0	105	滞納月数：家賃12か月
66	0	231	231	14	0	14	245	滞納月数：家賃12か月 駐車場7か月(うち過年度分7か月)
67	0	159	159	0	0	0	159	滞納月数：家賃10か月
68	0	275	275	0	0	0	275	滞納月数：家賃9か月
69	0	100	100	0	0	0	100	滞納月数：家賃9か月
70	0	106	106	0	0	0	106	滞納月数：家賃10か月
71	0	137	137	0	0	0	137	滞納月数：家賃11か月
72	0	90	90	0	1	1	92	滞納月数：家賃6か月 駐車場1か月
73	921	440	1,362	0	0	0	1,362	滞納月数：家賃33か月(うち過年度分24か月)
74	0	123	123	0	0	0	123	滞納月数：家賃8か月
75	0	152	152	0	0	0	152	滞納月数：家賃10か月
76	0	93	93	0	2	2	95	滞納月数：家賃7か月 駐車場1か月
77	0	98	98	0	0	0	98	滞納月数：家賃9か月
78	0	267	267	0	5	5	272	滞納月数：家賃12か月 駐車場4か月
79	0	123	123	0	0	0	123	滞納月数：家賃8か月
80	0	123	123	0	0	0	123	滞納月数：家賃8か月
81	0	144	144	0	26	26	171	滞納月数：家賃52か月(うち過年度分46か月)
合計	19,625	11,664	31,290	60	118	179	31,469	

上記表は個人の特定につながるおそれのある部分を監査人にて削除の上まとめたものである。記載順についてはランダムとなっている。

表を見ていくと、滞納月数が数年にわたるケースが多い。既に現年度分全額が滞納になっているケースや、現年度分と過年度分を合算すると、滞納額が1,000千円程度か、それ

を超えてるものもある。

(イ) 監査の結果

実施した監査の結果、検出した事項及び意見は以下のとおりである。

(a) 過年度分が1ヶ月だけ未回収となっているケースについて

上述の「(ア) 未回収の住宅及び駐車場管理使用料について」で抽出した滞納債権以外にも過年度の未回収の使用料が1ヶ月のみ残ったままになっているケースがあり、これらは口座振替になる前の月の納付漏れ、特定の月だけ口座振替不能になったがその後に送付した納付書による納付がなかったことなどのケースがあるとのことであった。

(意見 12) 滞納債権の管理方法の見直し

上記「(a) 過年度分が1ヶ月だけ未回収となっているケースについて」に記載のとおり、特定月のみ過年度の未回収残高が残るケースがあり、数千円から多くても1, 2万円の債権で、中には2015年や2016年に発生したものもあった。このようにわずかな額だけが未回収となるケースは、適時に対応していればその多くは簡単に回収できたはずで、現在のようにここまで多くの件数が放置されたまま滞留することはなかつたであろう。

これに対し住宅課の滞納債権の管理上では、納付指導や連帯保証人への催促について「6ヶ月分の滞納」、退去勧告については「6ヶ月分の滞納」または「10万以上」といった条件があることから「何ヶ月分」の滞納があるか、「いくら」の滞納があるかに注目されており、ここまで滞納整理において「納期限を超過した期間」が注視されてこなかつたことが原因であると考えられる。

金額が小さくとも滞納は滞納である。そこで今後は将来の負担を減らす意味でも、滞納債権の管理方法の見直し、適時の対応を心掛けていただきたい。

③ 住宅管理使用料等の滞納分の回収を外部者に委託することについて

(ア) 外部者への委託状況について

松山市営住宅の住宅管理使用料等に関しては現在のところ滞納者への対応は、市職員が行っているとのことであった。過去の状況もヒアリングしたところ、退去者に関しては弁護士委託の実績があり、その時点では、入居者への対応は現在同様市職員が行っていたとのことである。

(イ) 監査の結果

実施した監査の結果、検出した事項及び意見は以下のとおりである。

(a) 弁護士等への滞納債権の回収事務の委託について

現在のところ回収困難な状況になっている住宅管理使用料等の債権に関して弁護士等への滞納債権の回収事務の委託はなされていない。過去に退去者の滞納債権の回収事務を弁護士に委託していたが、これは退去勧告等が意味をなさない退去者については自力解決する手段が限られていて、居所の調査も簡単ではないためとのことだった。一方、非強制

徴収公債権である住宅管理使用料等の債権の場合は独自に財産調査を行う権限はないことから、入居者の滞納債権の回収事務についても自力解決には限界があるとのことであった。

（意見 13）法律専門家や債権回収業者等への滞納債権の回収業務の委託の検討

上記「（a）弁護士等への滞納債権の回収事務の委託について」に記載のとおり、現在のところ回収困難な状況になっている住宅管理使用料等に関して弁護士等への滞納債権の回収事務の委託はなされていないが、市営住宅の債権の区分は強制徴収公債権ではないため、通常の徴収手続を実施しても使用料債権を回収できない場合は、裁判上の手続きを実施するしかない。入居者については明け渡しに至る過程で債権回収への交渉ができる余地はあるものの、明け渡しにも応じないようなケースでは自力解決は困難になる。

そのため、毎年 10 百万円程度の水準で滞納が発生していることを考えると、コストに見合うのであれば弁護士等外部専門家へ外部委託を検討するべきである。また、明け渡し訴訟に至るような滞納案件は長期化して高額な滞納額となることが多いため、債権回収の比較的早い段階から弁護士等への委託を行い明け渡し交渉も含めて早期解決を目指すことは一定の意義はあると考えられる。

他市においても弁護士への回収委託をして実績を出している事例はあり、また、サービスなどの一般の債権回収事業者も非弁行為にならない限り選択肢に入る可能性がある。松山市は「債権管理基本方針」の基本方針 2 「効果的・効率的な債権回収の推進」の活動目標として「自力執行権のない債権回収のための専門家配置や外部委託等の導入」を掲げていることから、松山市はこの基本方針に則り、使用料の滞納債権の回収業務の委託を具体的に検討するべきと考えられる。

（2）歳入に関連する支出

（i）市営住宅維持管理事業

① 事業目的

松山市営住宅管理条例に基づき、市営住宅入居者の収入状況や家族構成等を収入報告等により的確に把握することで、適正な入居者管理に努めるとともに、良好な住環境が保てるよう維持管理を行うこと、また、住宅管理使用料や駐車場管理使用料が適切に徴収できるよう、納付指導を行うとともに滞納整理に取り組むことを事業目的としている。

② 予算決算

(単位 : 千円)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
現計予算額	245, 129	256, 553	251, 833
決算額	234, 024	251, 694	245, 413

節	令和元年度 決算額	主な内容
報償費	3, 602	市営住宅管理人謝礼金
需用費	6, 609	市営住宅消火器の購入 他
役務費	2, 557	家賃等口座振替手数料 他
委託料	227, 081	市営住宅維持管理に係る指定管理料 他
使用料及び賃借料	1, 682	A E D 賃貸借料、システムリース料 他
その他	3, 882	嘱託員報酬 他
合計	245, 413	

③ 事業内容

保有する市営住宅 48 団地・4, 531 戸（令和元年度末）について、大きく分けて次の 4 つの業務である。

- ・市営住宅の入居者管理業務の実施
- ・市営住宅の設備等の維持管理業務の実施
- ・指定管理者制度を導入し、一部の住宅を除き指定管理料を支出のうえ、市営住宅の維持管理業務・使用料収納業務を実施（監査対象年度現在、指定管理者は日本管財・長崎商事グループ）
- ・市営住宅管理使用料及び駐車場管理使用料等の徴収業務及び滞納整理事務の実施

具体的な業務の内容としては以下のとおりである。

①業務名	②業務内容	③主な費目・金額等・支出先(取引先)	④件数・回数等
市営住宅の管理に関すること	【市営住宅の維持管理業務】 市営住宅の設備等の維持管理を行う。	※募集団地の維持管理費用について、指定管理者が実施のため、指定管理料に含む。 【消耗品費】 4,130,728円 (消火器購入費) 【手数料】 165,720円 (水質検査手数料) 35,000円 (浄化槽法定点検料) 【保険料】 312,280円 (施設賠償保険料) 【委託料】 440,000円 (水道設備保守点検委託) 148,500円 (受水槽清掃委託) 110,000円 (消防設備点検委託) 978,487円 (草木管理委託) 【使用料及び賃借料】 988,848円 (AEDリース料：39台分)	市営住宅管理戸数 募集団地：36団地 4,110戸 非募集団地：13団地 421戸
入退去に関すること	【新規入居者の募集業務】 空き部屋に新規入居者を募集し、入居させる。	※指定管理者が実施のため、必要経費は指定管理料に含む。	令和元年度 入居申込者数：841世帯 新規入居者数：152世帯
	【入居者管理業務】 入居者及び退去者の管理を行う。	【委託料】 877,800円 (システム運用支援委託) 【使用料及び賃借料】 689,472円 (システムリース料) ※そのほか、指定管理者が実施する部分は、指定管理料に含む。	令和2年3月末現在 入居世帯数：3,881世帯
管理業務の委託に関すること	【市営住宅管理人任免業務】 市営住宅管理人の任免等を行う。	【報償費】 3,602,179円 (市営住宅管理人謝礼金)	令和元年度 市営住宅管理人：152名
指定管理者の管理に関すること	【指定管理者管理業務】 指定管理者が実施する市営住宅の維持管理等の業務について、監理する。	【委託料】 217,870,000円 (指定管理者指定委託)	平成21年度から開始 現在は第3期 指定期間：平成29年4月1日～令和4年3月31日
使用料徴収に関すること	【口座振替収納業務】 住宅管理使用料及び駐車場管理使用料を口座振替により収納する。	【手数料】 577,293円 (口座振替手数料)	口座振替件数 住宅使用料 29,790件 駐車場使用料 23,382件

本市では公営住宅の維持管理の手法として指定管理者制度を導入している。民間のスキルを有効活用することで、松山市としては、より効率的な市営住宅の管理業務運営が行え

るほか、管理コストを圧縮できる可能性が高まる一方、入居者にとっても住宅費に見合う住環境を得ることにつながり、松山市と入居者の双方にとってメリットがあるという判断のもと導入されている。

次に、指定管理の対象となっている物件の、賃料収入と修繕費等の関係をまとめた表を以下に記載する。

団地別収支(2019年4月～2020年3月)

(単位：千円)

団地名	建築年	空家率	収入(A)			支出(B)				収支 (A)-(B)	備考
			家賃	駐車場	計	一般修繕	空家	緊急対応	計		
小栗	昭和50年	0.0	2,146	536	2,682	39	0	8	47	2,634	
富久	昭和49年	6.4	39,953	6,003	45,956	2,024	4,078	908	7,010	38,946	11棟合計
南江戸	昭和55年	10.0	14,474	1,520	15,994	434	860	86	1,380	14,614	3棟合計
大峰	昭和57年	3.3	5,384	748	6,132	202	705	56	963	5,169	2棟合計
生石	平成2年	5.0	20,153	1,827	21,980	926	3,040	526	4,492	17,488	3棟合計
朝美	昭和63年	10.0	3,121	0	3,121	233	0	70	303	2,818	2棟合計
三津口	平成20年	8.3	14,019	963	14,982	36	537	88	661	14,321	
本町	昭和58年	2.2	17,981	1,783	19,764	378	1,013	184	1,575	18,189	3棟合計
山越	昭和58年	2.8	15,556	1,340	16,897	377	679	160	1,216	15,681	3棟合計
松末南	昭和60年	5.3	29,408	2,818	32,227	962	2,563	594	4,120	28,107	7棟合計
山西	昭和51年	14.0	53,657	4,938	58,596	1,680	0	774	2,454	56,142	11棟合計
高岡	平成6年	6.0	23,714	1,915	25,630	928	1,220	428	2,577	23,053	3棟合計
古三津	昭和53年	12.0	15,615	1,325	16,940	623	0	178	801	16,138	6棟合計
松ノ木	平成8年	1.9	11,014	464	11,478	340	2,241	226	2,807	8,671	3棟合計
潮見	昭和59年	3.7	10,584	1,228	11,812	1,231	1,943	130	3,304	8,508	3棟合計
吉藤	昭和59年	4.6	13,079	1,105	14,184	754	627	144	1,525	12,659	3棟合計
馬木	平成7年	3.8	23,243	1,253	24,497	207	186	224	617	23,879	3棟合計
太山寺	昭和45年	19.3	91,027	5,981	97,008	4,100	5,757	1,484	11,342	85,666	19棟合計
三光	昭和48年	9.6	96,187	5,624	101,811	5,926	6,766	1,502	14,194	87,617	13棟合計
内宮	平成1年	16.7	28,583	2,377	30,960	1,174	0	356	1,530	29,430	5棟合計
鎌田	昭和57年	6.3	7,856	839	8,696	259	0	176	435	8,260	2棟合計
余土南	平成4年	3.6	12,614	926	13,540	600	0	158	758	12,781	2棟合計
久米南	平成4年	3.3	7,411	790	8,202	450	170	72	692	7,510	
大野	昭和63年	0.0	9,924	663	10,587	979	0	70	1,049	9,538	2棟合計
与力	平成13年	1.5	15,781	817	16,598	2,552	2,998	528	6,079	10,519	2棟合計
上川原	昭和54年	16.7	9,308	697	10,005	1,069	1,389	316	2,774	7,230	2棟合計
椿野	平成5年	4.2	30,515	2,118	32,633	1,098	836	689	2,623	30,009	6棟合計
市坪	平成3年	2.7	23,422	1,683	25,105	1,287	0	404	1,691	23,414	3棟合計
市坪西	昭和60年	4.2	29,213	3,185	32,398	1,739	4,290	1,052	7,081	25,316	5棟合計
湯渡	昭和63年	8.0	9,494	0	9,494	248	1,104	174	1,526	7,968	2棟合計
恵良	昭和53年	20.0	3,779	379	4,158	133	0	204	337	3,821	
第2新開	平成6年	8.3	3,725	0	3,725	113	0	6	119	3,605	
鹿峰	平成9年	3.6	31,170	1,818	32,989	3,955	0	396	4,351	28,638	7棟合計
山狩	平成6年	50.0	1,030	29	1,059	24	0	22	46	1,013	
高砂	平成24年	1.4	16,255	1,260	17,516	489	909	238	1,636	15,880	
第一和泉	平成31年	2.3	27,311	3,296	30,608	895	0	179	1,074	29,533	4棟合計
団地全体(共通)	－	－	0	0	0	5,756	0	4,913	10,670	△ 10,670	
合計			767,722	62,262	829,985	44,234	43,914	17,723	105,872	724,112	

※1 収入金額は請求額であり、実際の納付額ではない。

※2 支出欄の各区分の内容は次の通り。

一般修繕：現在入居者がいる部屋の修繕に係る費用。下記緊急対応以外の一般修繕である。

空家：空き室部分の修繕。退去する場合の原状回復費用も含まれている。

緊急対応：一般修繕であるが、長崎商事に発注した案件。

※3 表には、指定管理者に委託を行っている団地のみ記載し、松山市直営の住宅は含まれていないため、他の個所の収入額合計とは一致しない。

※4 支出額は、経常的に発生する維持更新費用であり、大規模修繕等別途松山市が負担するべき臨時的費用と住宅課の人件費は含まれていない。

表の支出額について、市営住宅の所有者は松山市であるため、修繕費等の負担は本来市になるが、指定管理者には少額かつ日常的に発生する修繕等について、委託料の中で賄う部分がある。この点、市負担部分との区分は、以下のようになっている。

＜松山市負担の修繕＞

- ・災害等により毀損した部分に係る修繕
- ・1件当たりの金額が1,000千円以上の修繕

この条件に該当するケース以外は指定管理者が指定管理料の中で支出することになる。「修繕」と似た概念に「改修」あるが、両者の相違は、松山市住宅課によれば「修繕」は原則現状復旧を行う工事、「改修」は設備等を更新により機能向上する工事として区分しているとのことである。

どちらが負担するかどうかの判断においては、修繕費の見積もりが適正なものかが関係してくるが、基本は指定管理者が過去の取引実績がある者に見積もり依頼をし、概算額を入手、その内容について松山市で項目等もあわせて精査しているほか、必要な場合は自ら別途現地確認を行い、市独自で積算もしているとのことである。

④ 監査の結果

実施した監査の結果、検出した事項及び意見は以下のとおりである。

(a) 指定管理者のアンケート結果への対応の実施状況について

指定管理者は毎年度1回入居者に対するアンケートの実施及び回答の集計を行っている。令和元年度分の当該アンケートの概要は次のとおりである。

回答数：1,393戸(配布数に対する比率37.3%)

総戸数：4,110戸(うち空き部屋378戸)

配布数：3,732戸

回答数のうち性別の割合：男性40% 女性60%

同上 年齢構成：～30代6% ～50代25% 60台以上69%

同上 居住年数構成：5年以下26% 10年以下15% 20年以下21% 20年超38%

同上 世帯構成：単身者40% 2名41% 3名以上19%

回答は選択肢によるものと自由回答からなっている。選択肢による設問は全部で14項目あり、市営住宅そのものや指定管理者の対応に関する満足度を4段階評価するもの、駐車場の利用ルールや市営住宅での禁止事項に関する認知度などについて2択による回答をするようになっている。これに自由回答項目が追加されており、令和元年度における自由回答欄の意見は524件であった。

回答のうち多くはペットに関するもの、自治会に関するもの及び近隣トラブル(設置不可のものを通路に置くことや迷惑駐車に関するものを含む)である。これに関連して、指定管理者自身に対する意見も多く寄せられている。

これらの意見の対応窓口は指定管理者になるが、最終的には松山市がその権限と責任に

おいて対応することになっており、アンケート結果を考慮して防犯カメラを設置したりするなどのいくつかの対応を実施しているようである。

一方、アンケートの意見の中には「アンケート結果が公表されていない」「アンケートしても進歩がない」旨の自由回答が多数寄せられており、アンケート自体への不満と言える内容も散見された。

(意見 14) 指定管理者のアンケート結果への対応状況の公表について

アンケートが無記名である以上は団地全体または市営住宅全体への広い対応にならざるを得ないが、アンケートに寄せられた意見は入居者の数だけ種類も多く、予算も限られていることからすべての要望を解消していくことは難しいであろう。入居者の考えによつても満足の程度も異なることから、要望の多いものや問題の優先度合いの高いものから対応していくことになる。

その結果、指定管理者や松山市もある程度の対応はしているものの、対応がなされず自身の要望が実現しないケースでは無視されているなどの感覚を持たれる可能性も高い。このような状況が続けば、要望が通らないアンケートに対する入居者のモチベーションが下がり、アンケートが形骸化する可能性もある。

また、松山市の担当者によれば、アンケートの結果は各団地の自治会長には伝達しているとのことであるが、アンケート後に指定管理者や松山市がどのような対応をしたか、対応しないことに関してどのように判断しているのか、一般の入居者はおそらくほとんど知りえない状態である。

これに関して、アンケートに寄せられた意見の内容、指定管理者又は松山市がアンケートに寄せられた意見に対応して完了した実績、対応中の事案の進捗状況、未対応のものについてはその理由や今後の計画を住民に伝えることが必要ではないだろうか。現在は意見が多かった内容についての注意喚起を、指定管理者が年4回発行する広報誌に掲載し各戸配布しているとのことだが、より具体的な公表等をしてもいいのではないだろうか。公表の方法は、ホームページ上に載せることや、ある程度の期間ごとに入居者への具体的な説明を行うという方法もある。指定管理者が発行する広報誌での注意喚起程度では従来の状況となんら変わらないので効果的な手段を複数検討する必要がある。

アンケートに現れる意見の多さは入居者と指定管理者や松山市とのコミュニケーション不足を示しているように感じられる。アンケートそのものへの不満があるのはそのためであろう。アンケートへの対応を誠実に行うことは入居者の満足度向上につながると思われるため、できるだけ早い対応が望ましいであろう。

(b) 市営住宅での禁止事項について①

ペット飼育については、糞尿、悪臭、騒音被害問題等から松山市営住宅では従来から禁止の立場をとっている。また、令和元年度の松山市営住宅入居者アンケート調査によっても「ペット（犬、猫等）の飼育が禁止されていること」については毎回99%以上の方が「知っている」と回答している。

しかし、アンケートの自由回答欄には、多くのペットに関するクレームが記載されており、毎年近隣迷惑になっていそうな回答があるようである。

(意見 15) 市営住宅でのペット飼育について

「(b) 市営住宅での禁止事項について①」に記載のとおり、松山市営住宅ではペット飼育について、糞尿、悪臭、騒音被害問題等から従来から禁止の立場をとっている。また、市営住宅入居者アンケート調査によても「ペット（犬、猫等）の飼育が禁止されていること」については毎回 99%以上の方が「知っている」と回答している。にもかかわらず、アンケート調査の自由回答欄には、毎回多くのペットに関するクレームが記載されている。これはどういう事であろうか。

確かに、一人暮らしや高齢者に対して癒しや新たな生きがいを提供すると言う点において、ペットの飼育が有効であることは十分に理解できる。しかしながら、市営住宅入居のしおりにも『動物の飼育は他人の迷惑になりますから絶対にしないこと。(犬、猫、ハト、ニワトリなど)』と明確に記載されている以上明らかな違反行為である。そして、そのほとんどは禁止されていることを知りながら飼育しているのである。多くの入居者はルールに従って我慢していることを考えると、そのような住民との公平性の問題等も発生しており、速やかに何らかの対応が必要ではなかろうか。そうでなければ松山市の市営住宅においては今後ルール違反者が一層増えて入居者間のトラブルにまで発展することが容易に想像できる。

公営住宅はセーフティネットとしての性格を有することから、違反者に対していきなり退去を求めるることは適切でないかもしれないが、他の住民に迷惑を与えることは十分に想像できるので、管理者である市がその状況を把握しながら違反者に対し厳格な対応を行っていかなければならない。

そこで、松山市はペットの飼育を認めないとする立場を今後も継続する場合は、このままの状態を続けることは許されず、現在飼育している入居者に対してルール遵守を徹底していくための厳しい対応を検討していく必要がある。一方、一人暮らしや高齢者に対してペット飼育が有効であるという世の中の流れを考慮すると、今後は一部の団地をペット可住宅とするという選択肢も考えられるかもしれない。その場合は、家賃負担増や引越し費用の問題、防音防臭設備の設置、ペット可団地内のルールの整備等を自治会も交えて事前に十分に検討しなければならない。

松山市や指定管理者は、住民からの通報等を参考にして、巡回訪問や管理人等による一斉調査を行うなど、まずは積極的に実態の把握を行って問題解決の糸口を見出すことが必要であろう。

(c) 市営住宅での禁止事項について②

駐車場についても、令和元年度の松山市営住宅入居者アンケート調査において、市営住宅においてのルールを守らない入居者や来客者等に関する苦情が多く記載されている。団地によって苦情の内容は異なるが、来客用駐車場もしくは他の場所への無断駐車などは多数の団地でトラブルがあるものと見受けられた。

駐車場は一般的のマンション等でもトラブルが多く、国土交通省の「マンション総合調査」でも「違法駐車」は毎回上位のトラブルとされている。しかし、違法駐車といつても私有地内の場合、警察は民事不介入の立場をとっているため、当事者間で解決するしかない問

題となっている。ただし、裁判上の手続き等を経ずに自らレッカー移動をしたり違法駐車車両の移動をできなくしたりすることは法的に禁止されているとのことであった。

（意見 16）市営住宅での迷惑駐車について

「（c）市営住宅での禁止事項について②」に記載のとおり、ペットの件と同様に市営住宅内での迷惑駐車についても、市営住宅入居者アンケート調査によって多く指摘されている。ほとんどの入居者がルールに従って適切に駐車場を使用しているにもかかわらず、アンケート調査において迷惑駐車が毎回指摘されていることを考えると、この問題に対処しないことは松山市として適切な対応とは言えない。

迷惑駐車が何度も繰り返し行われている実情を鑑みると、車両所有者に対して注意指導を行うだけでなく、実力行使といった厳しい対策も行いたいところではあるが、上述のとおり法律上そのような対応は難しいとのことであった。

しかし、効果的な対策を講じなければ今後も迷惑駐車がなくなる事は期待できず、最悪緊急自動車の走行にも支障をきたすような事態も想定される。そのため、現時点で可能な対応方法は限られているかもしれないが、他の自治体の対応も参考にしながら法律上可能な範囲内でできる限り効果的な対策を検討していただきたい。

（ii）市営住宅修繕事業

① 事業目的

市営住宅で発生する緊急修繕や空家修繕等の工事を実施し、市営住宅としての機能の維持・改善を図り、良好な居住環境の実現を目的とする事業である。

② 予算決算

（単位：千円）

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
現計予算額	69,493	78,483	110,712
決算額	69,321	78,216	90,302

節	令和元年度 決算額	主な内容
需用費	0	
役務費	0	
委託料	0	
使用料及び賃借料	0	
工事請負費	90,175	市営住宅の緊急修繕及び空家修繕等工事
その他	127	
合計	90,302	

令和元年度の予算に比して決算額が少ない主な理由は、他課が発注した平成30年豪雨災害を受けての多数の工事入札と重なり、住宅課の出した一部の工事入札が不調となって翌年度へ繰り越したためであった。

③ 事業内容

市営住宅の修繕として、工事請負業者（松山市登録業者）へ工事請負費を支出するが、

大きく分けて次の3つに区分される。

- ・維持保守修繕の実施
- ・一般修繕の実施
- ・空部屋修繕等の実施

また、具体的な業務の内容としては以下のとおりである。

①業務名	②業務内容	③主な費目・金額等・支出先(取引先)	④件数・回数等
市営住宅の保全に関すること	<ul style="list-style-type: none">・一般修繕（建築・給排水・電気設備・外構工作物工事）・太山寺団地給水ポンプ改修工事・コンクリートブロック塀撤去その他工事	<p>【工事請負費】 90,175,155円 (山本設備株式会社他)</p>	

④ 監査の結果

実施した監査の結果、検出した事項及び意見は以下のとおりである。

（a）修繕に係る支出額の内容の検討

市営住宅の修繕について、指定管理者と松山市の分担・支出の負担が適正になされていることの確認を目的に、令和元年度分の歳出予算整理簿のうち、指定管理対象物件かつ金額が1,000千円未満の支出について検討を行った。なお、手続きの結果、昨年度竣工したばかりの第一和泉団地に関する支出が多数発見された。

内容を見ると、建替工事竣工後間もない改修工事で、物理的に足りない部分を敷地や建物に付加する工事や足りない機能を補完する工事がほとんどであった。

（意見17）適切な事業区分での支出額計上について

上記「（a）修繕に係る支出額の内容の検討」に記載の通り、修繕事業の支出として計上すべきとは言えない、建替工事竣工後間もない改修工事が多数発見された。これらの多くは竣工後の利用の中での予期せぬ不具合を直す比較的少額の工事であり、工事全体の金額の割合から見ると明らかに事後の工事であることが問題と言えるほどではなかった。

しかしながら、計上されている工事支出が「修繕事業」であることには違和感を覚える。工事完成直後の手直しの工事は本来「建替事業」の予算の中で実行されるべきものであったはずだからであり、適切な事業での予算要求と事業実績の把握をすべきと考えられる。

（iii）市営住宅改修事業

① 事業目的

市営住宅の長寿命化を図るために必要な改修を計画的に実施し、入居者の安全安心な住

環境の実現を目的とする事業である。

② 予算決算

(単位：千円)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
現計予算額	271,710	218,367	283,636
決算額	233,636	138,554	206,515

節	令和元年度 決算額	主な内容
需用費	180	
役務費	0	
委託料	11,292	市営住宅外部改修工事設計業務委託
使用料及び賃借料	0	
工事請負費	195,043	市営住宅外部改修及び埋設ガス管改修工事
その他	0	
合計	206,515	

令和元年度の歳出では、予算 283,636 千円に対して実績 206,515 千円となっている。支出減の要因は設計精査及び入札による事業費減少であり、翌年度への繰越はないとのことである。また、当該事業は住宅マスタープランにおける成果目標に該当せず、令和 5 年の目標値に与える影響はないとの住宅課の回答であった。

③ 事業内容

主な内容としては次の 2 点であり、市営住宅の改修として、工事請負業者（松山市登録業者）へ工事請負費を支出するものである。

ア) 外部改修工事

外部の老朽化が目立つ市営住宅について、外部改修工事を令和 9 年度までに計画的に実施する予定となっている。

イ) 埋設ガス管改修工事

経済産業省より経年埋設ガスの改修依頼のあった 5 団地について、令和 2 年度までに改修工事を実施する予定となっている。

具体的な業務の内容としては以下のとおりである。

①業務名	②業務内容	③主な費目・金額等・支出先(取引先)	④件数・回数等
市営住宅の改修工事に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・外部改修工事設計業務委託 ・外部改修工事 ・埋設ガス管改修工事 	<p>【工事請負費】 195,043,300 円 (朝日建設株式会社他)</p> <p>【委託料】 11,292,000 円 (株式会社大野設計)</p>	

上記表は松山市より入手した資料によっているが、工事請負費については実際に別の資料で確認したところ金額の詳細は次のとおりであったため以下に補足する。

<工事請負費>（いずれも一般競争入札）

- ・古三津団地1号棟：44,182千円（事業者：株式会社びるり）
- ・古三津団地2号棟：54,127千円（事業者：朝日建設株式会社）
- ・古三津団地4号棟：44,128千円（事業者：株式会社山装）
- ・古三津団地6号棟：41,384千円（事業者：株式会社建芯）

いずれも同規模の工事であったため、このうち平成30年度からの明許繰越に該当する4号棟の工事について各種資料を閲覧、ヒアリングしている。

④ 監査の結果

実施した監査の結果、特に検出した事項はなかった。

(iv) 市営住宅建替事業

① 事業目的

以下のような点を目的とした事業である。

- ・耐震性を有した建築物となり居住者の安全性を確保すること。
- ・バリアフリー化やエレベーターの設置など適切な整備の更新の実施。
- ・居住者への良質で快適な住環境、安全で安心な暮らしの提供を実施。

② 予算決算

（単位：千円）

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
現計予算額	1,794,803	2,722,041	94,279
決算額	914,602	2,472,280	55,491

節	令和元年度 決算額	主な内容
需用費	296	
役務費	0	
委託料	16,515	第一和泉団地建替事業に伴う建物等事後調査業務委託・計画改定業務委託
使用料及び賃借料	0	
工事請負費	31,666	市道舗装補修工事・第一和泉団地建替事業に伴う空家修繕工事
その他	7,014	
合計	55,491	

令和元年度の歳出を拝見すると、予算94,279千円に対して実績55,491千円となっている。支出減の要因は、入札による事業費減少及び委託業務対象件数の減少のためとのことである。

なお、和泉地区にある市営住宅4団地の建替計画を進める中、建替え工事が完了した第一和泉団地の車両の通行ルートであった周辺の市道の補修工事及び入居者の民間賃貸住宅退去費用補償、周辺住民の工損調査委託等を行っている。

③ 事業内容

具体的な業務の内容としては以下のとおりである。

①業務名	②業務内容	③主な費目・金額等・支出先(取引先)	④件数・回数等
市営住宅の整備に 関すること	<ul style="list-style-type: none">・第一和泉団地建替事業に関する工事実施(通行車両ルートの市道舗装補修工事)・松山市公営住宅等長寿命化計画改定業務委託	<p>【工事請負費】 23,158,300 円 (株式会社愛亀他)</p> <p>【委託料】 6,674,400 円 (株式会社建設技術研究所 松山事務所)</p>	

④ 監査の結果

実施した監査の結果、特に検出した事項はなかった。

2. 財産運用収入及び財産売払収入について

(1) 歳入・債権管理

(i) 歳入・債権管理の統計

① 歳入の統計

監査対象年度を含む直近3ヶ年の収入額（調定ベース）は以下の通り。

節	平成29年度 決算額	平成30年度 決算額	令和元年度 決算額	備考
使用料及び手数料				
財産管理使用料	10,794	12,693	11,004	
財産管理手数料	27	21	20	
小計	10,822	12,714	11,023	
財産収入				
土地建物貸付料	28,321	28,081	25,541	各年度とも、収入額とは一致しない。令和元年度の主な売却資産と金額は次の通り。 ・西垣生町土地：16,387千円。 ・清水町二丁目：1,188千円。
利子及び配当金	79,756	75,902	72,225	
小計	108,077	103,983	97,766	
財産売払収入				
不用物品売払収入	7,679	8,617	11,751	
土地建物売払収入	79,201	33,342	419,681	対象財産は、用途廃止した土地である。
小計	86,880	41,959	431,432	
雑収入				
財産管理費雑入	24,123	19,787	21,795	
雑入	99,610	108,970	102,785	
小計	123,733	128,757	124,580	
合計	329,512	287,414	664,801	
参考：予算現額	166,605	168,413	165,344	

(出典：管財課歳入予算執行状況表(節別))

※1 各年度の調定額には、次の収入未済額が含まれている。

平成29年度：土地建物貸付料1,525千円、財産管理雑入53千円、雑入3,217千円。

平成30年度：土地建物貸付料1,656千円、財産管理雑入53千円、雑入3,470千円。

令和元年度：土地建物貸付料1,607千円、財産管理雑入53千円、雑入2,279千円。

当初の予算では推定に限界がある土地建物売払収入と雑入で、実績額との乖離が生じている。それ以外の項目では概ね予算と同水準で実績は推移している。

また、表の※1に、調定はされたものの、その年度の決算完了までに実際には未回収となっている金額の概要を記載している。毎年度、土地建物貸付料、財産管理費雑入及び雑入から未回収は発生しており、概ね同額で推移している。

② 未収債権の統計

監査対象年度を含む直近3ヶ年の未収債権の金額は以下のとおり。

(単位 : 千円)

節	平成29年度 決算額	平成30年度 決算額	令和元年度 決算額	備考
財産収入				
土地建物貸付料	1,525	1,656	1,608	令和元年度は、不納欠損209千円実施後の残高となっている。
雑収入				
財産管理費雜入	54	54	54	
雑入	3,217	3,470	2,280	令和元年度は、不納欠損867千円実施後の残高となっている。
小計	3,271	3,524	2,333	
合計	4,796	5,180	3,941	

(出典 : 管財課歳入予算執行状況表(節別))

また、不納欠損額の推移は以下のとおりである。

(単位 : 千円)

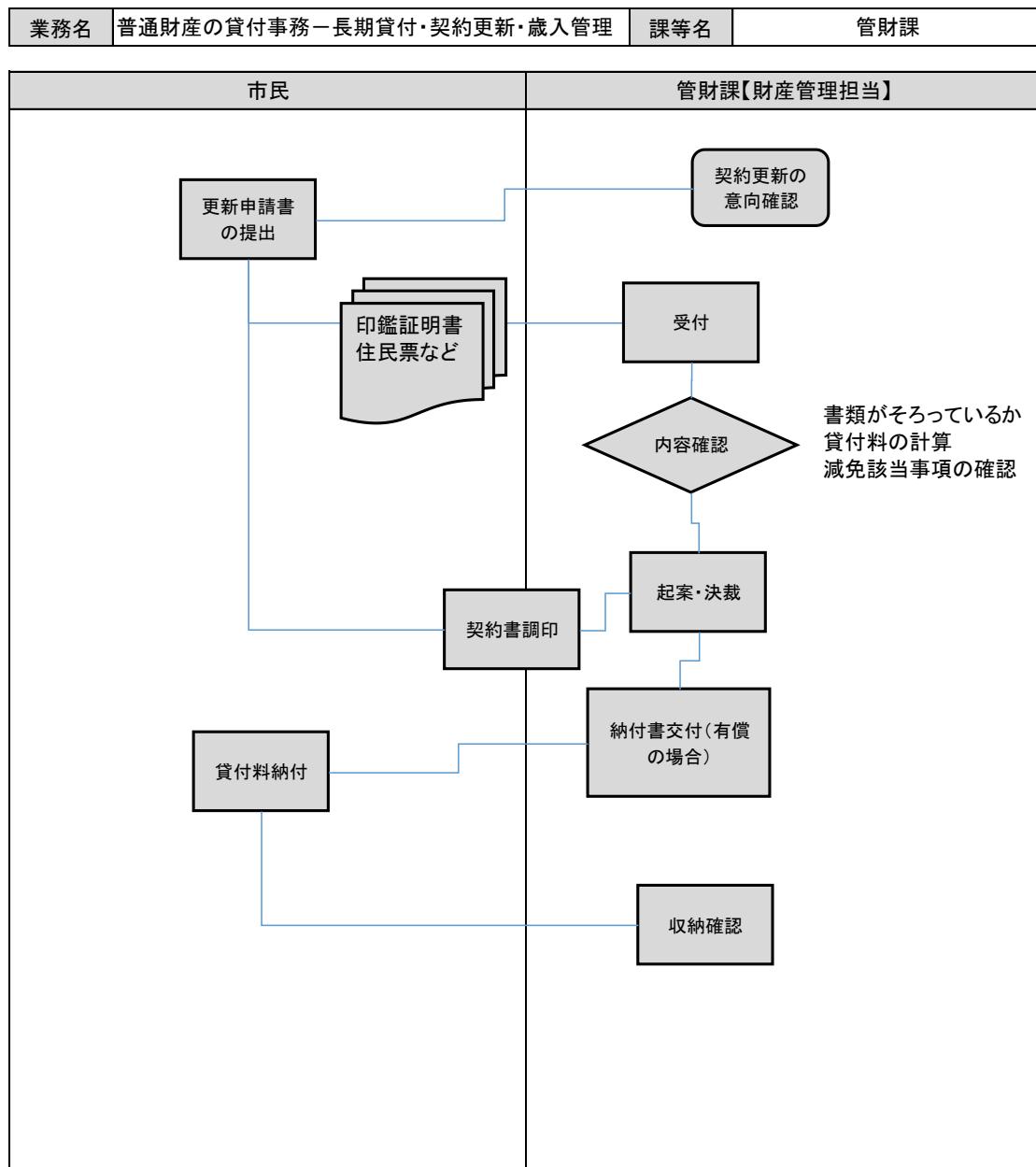
節	平成29年度 決算額	平成30年度 決算額	令和元年度 決算額	備考
使用料及び手数料				
財産管理使用料	0	0	0	
財産管理手数料	0	0	0	
小計	0	0	0	
財産収入				
土地建物貸付料	0	0	209	
利子及び配当金	0	0	0	
小計	0	0	209	
財産売払収入				
不用物品売払収入	0	0	0	
土地建物売払収入	0	0	0	
小計	0	0	0	
雑収入				
財産管理費雜入	0	0	0	
雑入	0	0	867	
合計	0	0	1,076	

(出典 : 管財課歳入予算執行状況表(節別))

(ii) 歳入業務の流れ

歳入に関する業務フローを以下に記載する。

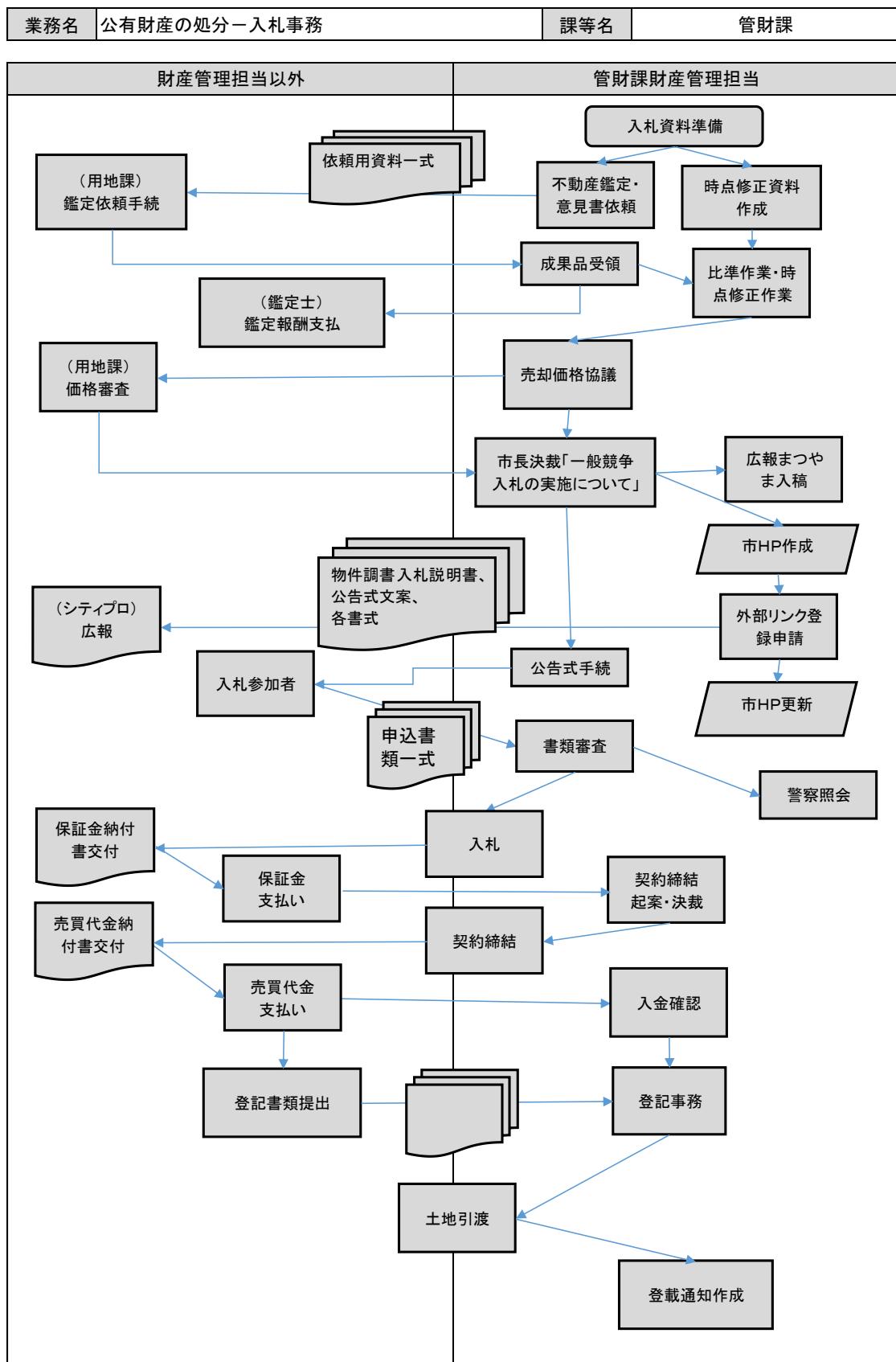
① 普通財産の貸付事務－長期貸付・契約更新・歳入管理



貸付については、その賃料は土地であれば適正な価格に 100 分の 4 を乗じた金額、建物であれば適正な価格に 100 分の 4.4 を乗じた金額となる。建物の貸付の際にはその底地部分も貸し付けることになるため、前述の算定方法に従って算出された土地及び建物の賃料の合計額となる(松山市財務会計規則 321 条(以下、会計規則という))。

会計規則が指す「適正な価格」の算定にあたり、現在は固定資産税評価額を基礎としている。本報告書でサンプルとした継続貸付のケースでは、賃料算定の際にスライド率として地価変動率を織り込むことになっているが、この地価変動率の算出も 1 m²当たりの固定資産税評価額の前期と進行期の比率によっている。市所有の土地については、通常固定資産税評価額は公表されていないが、当該賃料算定に必要であるため管財課が所管部署から入手しているものである。

② 公有財産の処分ー入札事務



売却については、上記フロー図では入札のみを記載しているが、松山市では処分方法として、次の3つのケースに分類される。

a) 民間サイトを利用した、インターネットオークションによる売却。

これは、ヤフー株式会社が提供する、インターネット公有財産売却システムを利用した方法で、当該システムで参加仮申し込みを行い、その後市のホームページから必要書類をダウンロードし、市へ当該必要書類を提出することによって正式な参加申し込みとなる。

対象となる財産は、市所有の乗用車、原動機付き自転車、塵芥収集車などの特殊車両等の動産で、入札予定価格が数十万円程度の少額なものである。いずれも耐用年数を経過したものなどであり、老朽化などが原因となっている。

参加条件等は「松山市インターネット公有財産売却 ガイドライン」及び「誓約書」として公表されており、欠格事由、申込方法、入札保証金を含む決済に関する事項及び売却の決定方法に関する定めがある。

b) 市所有の土地に隣接する他の所有者との間で、相対取引による土地売却。

下記のc)にあるケース以外に、市内に分散して所有する土地が複数あり、市としての活用が制限される（活用予定がない）物件について、都度その物件に隣接する土地の所有者との個別取引で売却するケースがある。

これは、「松山市法定外公共物処分規則」（平成14年6月26日 規則第45号（最終改正 平成22年8月18日規則第47号））の4条以降に定めがあり、随意契約が認められているものである。

c) 一般競争入札等の公募による市の所有地売却。

当該方法による処分が原則であり、入札に当たっては、事前に松山市公共施設マネジメント推進委員会において、市としての今後の利活用が見込めず売却処分妥当として承認された案件となっている。

③ 滞納整理業務

滞納となった案件については、管財課では対象者の生活状況を勘案して、分納による納付指導という対応を行っている。また、これ以外にも、債権管理条例17条に定める債務者死亡による限定承認、相続放棄等のケースに該当する債権放棄を行っている。

債権の回収に関して管財課では方針や目標を次のように設定している。（管財課の令和元年度「債権管理シート」より抜粋）

a) 全体：文書による催告及び電話による督促の早期実施と、現年度分発生かつ、主契約者が存命のケースでは完納を目指すとともに、前年並みの未収残高の水準を維持すること。

b) 過年度発生分：催告状発送を年1～2回だったものを、毎月実施すること。

c) 現年度発生分：連絡が取れない債務者に対する臨戸訪問、住民票・戸籍調査の実施。外国籍の者に対しては推定相続人への接触方法の検討。

（iii）監査の重点及び監査手続

各契約者間での貸付条件等の取り扱いの公平性に問題はないか、また、契約方法、滞納に関する対応の差異など、関係法令への合規性も勘案したうえで、監査を実施した。

(iv) 歳入・債権管理の業務に係る論点

① 普通財産の貸付事務について

(ア) 貸付に係る契約の締結、請求事務、回収に関する事項

普通財産の貸付について、契約の締結、貸付料の算定、賃借人への請求と回収状況を検討した。具体的には、(ii) 歳入の流れに記載のフロー図に沿った手続きがなされていることの確認と、実際の賃料確定作業に関する手続きの検討を含んでいる。また、無償貸付の物件及び相手先の合規性についても検討している。

(イ) 監査の結果

監査において、検証した事項は以下のとおりである。

(a) 有償取引に係る諸手続きについて

次の3案件について実施した内容は以下のとおりである。

i) 西垣生町土地

相手先は独立行政法人 愛媛県職業能力開発促進センターで、年間の貸付料は16,387千円である。令和元年5月15日に1年分を全納している。利用目的は同施設建物敷地である。

賃料については固定資産税評価額の見直しにあわせて、3年に1度契約上も賃料を見なおす取り決めになっている。見直しの方法は、従前の貸付料にスライド率を乗じて算出するものである。金額改訂にあたっては、相手先の独立行政法人がその積算書を提示し、松山市と交渉するという手続きになっている。

スライド率は、「(消費者物価指数+地価変動) ÷ 2」で算定し、消費者物価指数は総務省統計局のデータを、地価変動率は固定資産税評価額の増減率となっている。

監査対象年度の賃料は、このうちスライド率が減少方向に働き、前年比で97.2%となっている。なお、この算式だと前年の賃料が適正であることを前提に、増減を加味するという方法であることから、一定の指標となるるべき賃料の算定が必要になる。そこで管財課では、固定資産税仮評価額を基に、財務会計規則にしたがい「適正な価格」として4/100を評価額に乘じた貸付基準額とを比較することで、提示された金額の妥当性検証をあわせて実施している。

監査対象年度の資料の閲覧からは、その検証手続きの結果でも独立行政法人側の提示額が松山市の基準額を上回っており、前年より収入が減少するが一定の合理性があるとしてやむをえないと判断していた。これについては、監査人もそのように理解するところである。

契約は平成31年4月1日付で締結され、契約締結前の松山市の決裁も含む一連の手続きに問題となる事象は発見されなかった。

以上より、実施した監査の結果、特に検出した事項はなかった。

ii) 清水町二丁目土地

相手先は個人で14名に対する貸付となっている。年間の貸付料は1,261千円で、利用

目的は各人居住の住宅用建物の敷地である。

貸付先ごとに面積が異なるため、個別には年額等が異なり 72 千円から 147 千円までの幅があるが、1 m²当たりの単価は同一である。

管財課の保管資料を閲覧したところ、契約書の作成・保管、当初契約書が死亡等で相続人が引き継いだ場合の「市有地継続借用申請書」の作成・保管等については問題となる事項は発見されなかった。

なお、当該貸付料については、別に未回収となっているものがあり、「未収債権の統計」に記載の状況である。これについては、③を参照のこと。

少なくとも当物件に関しては、現在のところ少額の未納が発生している状況である。

以上より、実施した監査の結果、特に検出した事項はなかった。

iii) 南斎院町定期借地権付き土地

相手先は個人で4名に対する貸付となっている。年間の貸付料は 718 千円で、利用目的は各人居住の住宅用建物の敷地である。

貸付先ごとに面積が異なるため、個別には月額等が異なり 14 千円から 15 千円までの幅があるが、1 m²当たりの単価は同一である。

なお、令和元年 6 月 1 日に賃料が改訂され、契約書にその算定方法が明記されている。賃料改定は 3 年ごとで、改訂の算式を以下に記載する。月額の算出式である。

$$(\text{従前の賃料} - \text{前回改定時公租公課} \div 12) \times \text{変動率} + \text{賃料改定時の公租公課} \div 12$$

公租公課の部分は固定資産税相当額の変動を加味するための調整である。また、変動率は総務省統計局による消費者物価指数の当年と前年の変動率となっている。これにより、従前の年額総額 734 千円から 718 千円に減額となったものである。

また、全貸与先が口座振替制度を選択しており、口座振替結果明細表の令和元年度分を閲覧したところ、振替不能は発生しておらず、滞納がないことを確認している。

管財課の保管資料を閲覧したところ、契約書の作成・保管等問題となる事象は発見されなかった。

以上より、実施した監査の結果、特に検出した事項はなかった。

(b) 無償取引に係る諸手続きについて

無償貸与先となっている、愛媛県を含む 9 者について、契約の閲覧及び無償貸与の判断過程を検討した。

無償貸与の根拠となっている「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」では、次の場合に無償又は時価より低い価額での貸し付けを可能と定めている。

i) 他の地方公共団体、その他公共団体または公共的団体が、公用、公共用、または公益事業の用に供するとき。

ii) 地震、火災、水害等の災害により普通財産の貸付を受けた者が、当該財産を使用の目的に供しがたいと認められるとき。

iii) 離島または辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第2条第1項に定める辺地もしくはこれに準じる地域の振興に資するため、特に市長が特に必要があると認めるとき。

現状の無償貸付先について、その経緯を管財課から説明を受けており、例えば相手が愛媛県（警察署用地及び歩道橋敷地）や松山衛生事務組合、和気浜土地改良区については明らかに上記i)に該当するという説明は概ね理解するところである。

それ以外には町内会、老人会や地域代表者会に無償貸与しているケースもあるが、整理としてはi)又はiii)に該当すると判断しているとのことである。

町内会は地域行事で使用する用具の格納庫や子供の遊び場目的、老人会は老人クラブの集会施設等、記念碑の敷地というケースもあり、少々広めの解釈とも思われるが、明らかにi)ではないとも言えない状況であった。

以上より、実施した監査の結果、特に検出した事項はなかった。

② 財産の売扱事務について

(ア) 売却に係る各種手続き、契約の締結、請求及び回収に関する事項

売却に関する決裁等の意思決定の過程、入札の場合はその手続き、相対取引の場合は相手方との交渉経過、価格決定過程及び契約締結とその後の決済状況に関して検討を行った。

a) インターネット利用のケース

インターネット利用の物品売却について、売却実施時の保管資料の閲覧、オークションによる代金の回収状況、「松山市インターネット公有財産売却 ガイドライン」に沿った運用がなされているかの検討を行った。

b) 相対取引によるケース

相対取引となった者との交渉経過、価格決定過程及び契約締結とその後の決済状況に関して資料の閲覧や質問を行った。

随意契約による方式となるため、その方法による売却となった経緯の確認や方法が妥当であったかの検討も行っている。

c) 一般競争入札によるケース

公告の実施状況、入札手続き過程、落札者との契約締結、売却代金回収の状況等一連の状況を、資料の閲覧、質問等により検討した。

(イ) 対象サンプルの抽出について

それぞれ、以下のとおりとしている。

a) インターネットによる売却

松山市管財課が保管する資料の中から、令和元年4月実施の第1回から第3回実施分を対象とした。

b) 相対取引による土地の売却

松山市管財課から入手した令和元年度歳入予算整理簿の中から、令和元年9月10日に調定となった松山市石手町の案件を対象とした。

c) 一般競争入札による土地の売却

松山市管財課から入手した令和元年度歳入予算整理簿の中から、令和元年 10 月に実施した案件を対象とした。

(ウ) 監査の結果

監査において、検証した事項は以下のとおりである。

(a) インターネット利用のオークションについて

松山市インターネット公有財産売却ガイドラインに沿った運用となっているか確認した。参加条件の確認（欠格事由等）、参加申し込みに関する事項（入札保証金関係等）、売却決定及び売却代金の決済等、併せて、当該システムの使用に伴う、システム使用料の支出に関しても検討を実施した結果、問題となる事象は発見されなかった。

なお、令和元年度の実績は次のとおりとなっている。

a) 第 1 回実施分

塵芥収集車（日野デュトロ（平成 20 年式 走行距離 145,332 km））落札価格 1,410,000 円（開始価格 200,000 円）をはじめとする、全 11 物件合計 5,571,118 円の収入となっている。開始価格の合計は 634,000 円で、それに対して 8.7 倍の金額で処分がされている。システム利用料の負担が消費税込み 180,604 円で別途発生している。

b) 第 2 回実施分

塵芥収集車（日野デュトロ（平成 20 年式 走行距離 184,454 km））落札価格 700,000 円（開始価格 200,000 円）をはじめとする、全 5 物件合計 1,996,440 円の収入となっている。開始価格の合計は 900,000 円で、それに対して 2.2 倍の金額で処分がされている。システム利用料の負担が消費税込み 84,124 円で別途発生している。

c) 第 3 回実施分

支援車（日野レンジャー（平成 10 年式 走行距離 20,787 km）登録一時抹消済み）落札価格 2,222,000 円（開始価格 400,000 円）をはじめとする、全 12 物件合計 3,976,922 円の収入となっている。開始価格の合計は 704,000 円で、それに対して 5.6 倍の金額で処分がされている。システム利用料の負担が消費税込み 131,237 円で別途発生している。

いずれのケースも、ヤフーが提供する官公庁オークションシステムを利用しておらず、その使用料は落札価格に 3 % を乗じて算出するものである。当該使用料についても、管財課での決裁は適正であり、ヤフーから送付される請求書と金額は一致し、請求日と起票日の関係も合理的な期間であった。

以上より、実施した監査の結果、特に検出した事項はなかった。

(b) 隨意契約による土地の売却について

当該案件の対象物は、法定外公共物を用途廃止した土地である。もともと里道や水路として利用されていた敷地で、地形狭長等単独利用が困難な土地であった。それまで買受希望者は現れなかつたが、今回分譲住宅敷地の一部として令和元年 7 月 18 日に購入希望の

申し出がなされている（市有財産売払い申請書より）。

購入希望者は当該土地の隣接地所有者であること、松山市法定外公共物処分規則にしたがつたものであることを、普通財産管理処分調書(松山市作成)で確認している。

売却価格の算定については、日本不動産鑑定株式会社に業務を委託し、同社より入手した鑑定額が基礎となっている。鑑定業務は、令和元年7月19日付で依頼がなされ、事業者からの鑑定結果報告は令和元年7月29日となっている（事業者作成 業務報告書及び完成届より）。

契約締結等のスケジュールは以下のとおりであった。

- ・契約締結に関する決裁：令和元年9月12日
- ・売買契約書日付 : 令和元年9月18日
- ・収入調定（決裁） : 令和元年9月13日
- ・納付書兼領収証書 : 令和元年9月18日

以上より、実施した監査の結果、特に検出した事項はなかった。

（c）一般競争入札による土地の売却について

令和元年8月28日に公告がなされた案件である。売却対象は松山市余戸東四丁目の土地で、3,788.47m²と170.65m²の2つの物件が一般競争入札により売払いされたものである。

以下、両物件の売却過程に関する詳細である。

i) 松山市余戸東四丁目312番8 面積3,788.47m²

旧余土中学校跡地である。管財課内での一般競争入札の実施については、令和元年7月11日起案、同月22日に決裁されている。売却までのスケジュールについては以下のとおりである。

募集期間：令和元年9月2日から同年9月30日まで

入札日 : 令和元年10月24日

公告に先立ち、令和元年7月8日に不動産鑑定士より宅地としての評価書を入手し、併せて令和元年7月17日には松山市資産税課より、固定資産税の評価にもとづく仮評価額を入手している。鑑定評価額は固定資産税仮評価額の1.1倍強であり、両者に大きなかい離は見られない。なお、公告の際に明記された最低売却価格は、鑑定評価額を基礎としている。

反社勢力排除の要請で、入札参加者の資格に関する照会が松山東警察署に対して行われているが、これは「松山市土地等の売払いに係る暴力団排除に関する合意書」の規定3条に基づく調査である。調査の結果入札参加者で該当する者はいなかった。

入札参加者は落札者である株式会社ミサワハウスを含む11事業者で、1回の入札で決定している。なお、入札辞退が4事業者、書類の記載漏れによる無効が2事業者発生している。

売買契約は令和元年11月1日に締結され、落札者からの送金は最終的に令和元年12月4日であった。契約締結時に契約保証金を預かっており、同日付で売買代金に充当している。契約上の最終決済日の定めは令和元年12月13日であり、所定の期間内に決済が完了

していた。

ii) 松山市余戸東四丁目 301 番 2 面積 170.65 m²

旧余土保育園跡地である。管財課内での一般競争入札の実施に係る起案及び決裁、入札までのスケジュールも i) と同様である。

公告に先立ち、令和元年 7 月 8 日に不動産鑑定士より宅地としての評価書を入手し、併せて令和元年 7 月 17 日には松山市資産税課より、固定資産税の評価にもとづく仮評価額を入手している。鑑定評価額は固定資産税仮評価額の 1.4 倍強であるが、金額自体は i) に比して少額で、当該かい離の額も高額なものではない。なお、公告の際に明記された最低売却価格は、鑑定評価額を基礎としている。

反社勢力排除の要請で、入札参加者の資格に関する照会が松山東警察署に対して行われているが、これは「松山市土地等の売払いに係る暴力団排除に関する合意書」の規定 3 条に基づく調査である。調査の結果入札参加者で該当する者はいなかった。

入札参加者は結果的に落札者であるミセスホーム株式会社のみとなった。1 回の入札で決定している。なお、応募は 3 事業者であったが残り 2 事業者は入札辞退となっている。

売買契約は令和元年 11 月 1 日に締結され、落札者からの送金は最終的に令和元年 11 月 19 日であった。契約締結時に契約保証金を預かっており、翌日には売買代金に充当している。契約上の最終決済日の定めは令和元年 12 月 13 日であり、所定の期間内に決済が完了していた。

以上より、実施した監査の結果、特に検出した事項はなかった。

③ 未収債権の管理と不能欠損処理について

(ア) 未回収となっている貸付料について

令和元年度の物件別及び発生年度別の、未収金残高の内訳を下記に記載している。令和元年度で不納欠損の処理を実施しており、残高はその処理をした後のものである。

物件	R2.6.1現在		現状等
	未納額	件数	
清水町二丁目貸付地	72	1	平成28年度より滞納あり。契約者は亡くなり、相続人に引き継がれているが、相続人の所在不明で、現在納税課と対応を協議中。
土橋町貸付地	108	6	滞納発生は最も古いもので平成20年度より発生しているケースがある。多くのケースで当初の契約者が亡くなり、相続人に引き継がれるも、相続人との連絡が取れないケースや、納付に応じないケースも多い。
収入未済(平成30年度)	170	4	
収入未済 (平成20年度～平成29年度)	1,257	6	
合計	1,608	17	

普通財産の貸付料のうち上記の未回収となっている案件に関して、状況のヒアリングを行うほか、不納欠損が行われている場合は、判断とその手続きの妥当性についても検討している。

(イ) 監査の結果

監査において、検証した事項は以下のとおりである。

(a) 管財課での未回収先の状況の把握について

それぞれ以下のとおりであった。

i) 清水町二丁目土地（現年分）

対象者は1名。契約者は死亡しており、相続人が国外在住者と想定される。平成28年度より滞納があり、下記iii)の金額に一部含まれているものがある。回収が非常に困難と考えており、納税課と対応を協議中。

ii) 土橋町（現年分）

対象者は複数名。いずれも契約者は死亡している。その中でも次のような状況である。

- ・保証人兼相続人に請求するも、当該者自身の病気理由で収入なく、回復後自営業による収入が発生すれば分納を開始する予定。平成23年度より滞納あり。
- ・保証人兼相続人への書面通知や訪問を試みるも、コンタクトが取れない。平成27年度より滞納が発生しており、回収予定は未定。
- ・相続人の所在はわかつており、書面及び電話連絡による納付指導を行っているが、支払い実績なし。平成28年度より滞納が発生しており、回収予定は未定。相続人は遠方に居住。
- ・相続人への連絡の結果相続放棄の旨の回答あり。他の相続人を確認中。本人死亡は令和元年度の案件で新しいものである。

iii) 過年度分

- ・平成20年度より滞納発生しているケース。配偶者死亡により残された家族の住居の敷地。現年度分の滞納はなく、過年度分は分納で回収を予定。
- ・平成23年度より滞納発生しているケース。本人存命で、現年度分の滞納はなく、過年度分は分納で回収を予定。

なお、分納について触れているが、管財課としては任意の措置で、対象者の生活状況を勘案して対応しているとのことである。

以上より、実施した監査の結果、特に検出した事項はなかった。

(b) 不能欠損処理の網羅性について

監査対象年度に実施した不能欠損の金額は1名に対する209千円であった。この案件は、被相続人かつ債務者であった者自身が死亡し、司法書士によりその相続財産の管理清算手続きの結果、積極財産が皆無となったことに起因して、債権管理条例17条を適用したものである。

交渉経過に関する資料の閲覧により、平成 22 年以降の記録を確認した。平成 24 年 11 月の過年度分支払いを最後に、同月中に本人死亡となっていた。その後、督促状も平成 25 年 3 月以降発送しているが、この時点では戸籍調査等の対応は未だ行っておらず、管財課で本人死亡の確認をしたのは平成 25 年 6 月である。相続人調査等は本人死亡後ただちに行い、該当者なしを確認していた。

また、監査手続の一環で、その前年以前の他の債務者の状況も確認したが、前 2 年間での発生ではなく、監査対象年度（令和元年度）のみで不能欠損処理が発生している理由を確認したところ、次の回答であった。

- i) 平成 31 年 4 月 1 日に松山市債権管理条例が施行され、債権放棄の要件が明確になったことから、当該年度に債権放棄及び不納欠損の処理を行った。なお、平成 29 年度及び平成 30 年度においては、債権放棄以外の不納欠損の要件に該当する事案はない。
- ii) 今後も松山市債権管理条例に基づいて実行することになる。手続きは納税課作成の「松山市債権管理マニュアル（私債権編）」も参考にしている。

過年度発生の債権で未回収の残高が 1,427 千円あり、今後はこれらについても適時の不能欠損等の処理が必要になってくる。

以上より、実施した監査の結果、特に検出した事項はなかった。

（c）放置された空き家の現状について

長期間未回収となっている債権に関して、未収債権の発生経緯や滞納整理の手続きをヒアリングしている際に、松山市役所管財課が管理する物件（土地）の上に借地人が建てた住居が放置され、空き家となっているケースがあることを把握した。松山市の話では放置された空き家は長期間手入れがなされていないため、中には老朽化が進み建屋の損傷が見られ倒壊の危険性が増してきていると感じるものも含まれているようであった。

法律上は空き家であってもその管理権限と責任は第一義的に建屋の所有者にある。上述の管理物件上に放置された空き家の所有者に関しては、松山市が所在を把握しているケースもあるが、把握しきれていないケースもある。所在がわかつても、借地人が死亡し、相続人が相続放棄しているケースや相続人への督促や納付指導をしてもコンタクトが取れないケース、相続人の一部が相続放棄し、残りの相続人が海外に居住して正確な所在がつかみきれないケースがあるなど、貸地料が長期滞納のなるケースでは家屋所有者が十分な責任を果たさないケースが多いようである。

なお、管財課の話では老朽化が進んでいる空き家への対処について、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下、「空家法」という。）による市の空き家対策を所管する住宅課に対して令和 2 年度（5 月）に質問を行っており、まずは所有者への連絡を取ることが必要である旨の回答を得ているとのことであった。

また、管財課の把握している市有地上の空き家（6 件）に関しては、住宅課が不良度（空き家の老朽度危険度）ランク判定を実施しており、ランク C が 5 件、ランク E が 1 件となっている。この中には最終的に空家法に基づく行政代執行による取り壊し等が可能となる「特定空家等」に指定されている空き家はない。しかし、監査人が管財課にヒアリングを

実施した際（令和3年1月時点）において、上述の市有地上の空き家に関する不良度の判定結果を具体的に話し合った事実は確認できなかった。

＜参考＞（「松山市空家等対策計画【概要版】」より抜粋）

不良度ランク判定基準

- A 小規模の修繕により再利用が可能
- B 管理が行き届いていないが、当面の危険性は少ない
- C 管理が行き届いておらず、損傷がみられる
- D 建物に損傷がみられ、修繕や解体などの必要性が高い
- E 倒壊の危険性があり、解体などの緊急措置の必要性が高い

（意見18）市有地上に存する空き家への対処について

上述の「（c）放置された空き家の現状について」に記載の通り、管財課が所管する松山市の市有地（貸地）上に存する空き家の中には損傷が見られる家屋が含まれている。一方、住宅課が実施した空き家の不良度ランク判定の対象の中に、上記の空き家も含まれており、6件中5件がランクC、1件がランクEとなっている。

しかしながら、監査人が管財課にヒアリングを実施した際（令和3年1月時点）においては、上述の市有地上の空き家に関する不良度の判定結果を管財課が把握しておらず、市有地上の空き家へ対処として「空き家の所有者への連絡を取ること以外の具体的な対処方法が決まっていなかった。

もし「ランクE」であること、つまり倒壊の危険性があり解体などの緊急措置の必要性が高いことがわかつていれば、倒壊の危険度が高い空き家に対して危険防止のための応急措置をすべきかどうかの客観的な判断が可能となる。また、市有地上の空き家の所有者に対して、倒壊の危険性とそれに対処するべき責任が所有者にあることを伝え、客観的な根拠に基づいた指導ができるであろうし、災害等による倒壊時に避難の妨げとなる空家であることがわかれれば住宅課が所管する解体費用の補助金の支給要件を満たす可能性が高いことも伝えられるであろう。そのような積極的な指導によって不当に放置された空き家の解体が実現すれば有効活用できていない市有地を生かすことができるはずである。

結果として、空き家の解体が実現するかどうかは空き家の所有者が管理責任を果たすかどうかによるのだろうが、今後管財課は住宅課の持つ客観的な情報を入手して、市有財産の管理に有効活用できるように努めていただきたい。

（2）歳入に関連する支出

（i）財産管理事務事業

① 事業目的

地方自治法に規定された公有財産（不動産、動産等、基金ほか）の統括的管理を行うことを目的とする事業である。

② 予算決算

(単位：千円)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
現計予算額	57,019	56,166	50,427
決算額	44,872	54,057	45,124

節	令和元年度 決算額	主な内容
役務費	36,007	建物保険、森林保険他保険料等
委託料	7,932	市有地維持他
その他	1,186	
合計	45,124	

③ 事業内容

大きく分けて次の3つに分類される。

- ・公有財産の管理（財産台帳等の記録、境界確認、使用許可、市有物件の保険、森林保険、市民総合賠償保障保険）
- ・普通財産の管理処分
- ・基金の運用

具体的な業務の内容としては以下のとおりとなる。

①業務名	②業務内容	③主な費目・金額等・支出先(取引先)	④件数・回数等
市有物件の保険、森林保険、市民総合賠償保障保険に関すること	【保険加入業務】各種保険加入業務。	【役務費】 建物総合損害共済基金分担金 27,224,926 円 全国市長会市民総合賠償保障保険 5,587,405 円	保険加入件数 1,365 件 保険加入件数 1 件
市有地維持管理に関すること	【草刈等管理業務】市有地の維持管理のための草刈等の業務。	【委託料】 4,624,302 円 (公社) シルバー人材センター他	

財産の売り払いに際しての、不動産鑑定手数料や境界確定、登記関係の業務委託及び支出も当業務の範疇である。未利用財産としての不動産等で売り払い又は単独使用が困難な財産など、管理経費を要する財産を多く保有しており、その有効活用が課題となるなか、一層の未利用財産の売却や有効活用の促進を図っていくこととしている。

支出額のうち主たるものは、役務費に計上された保険料である。現状の保険料支出の前提について、松山市の方針を確認した結果以下のとおりであった。

(ア) 建物総合損害共済基金分担金については、建物の評価額に対して 100% の付保率とし、それに見合った掛け金を支出している。事故発生の際に、同等の機能を有する施設の再構築が必要と考えている。

(イ) 全国市長会諮市民総合賠償補償保険料については、身体賠償として次の条件となっている。全国的に高額な賠償事故が多発していることを踏まえた結果の判断である。

- ・1人につき1億円
- ・1事故につき10億円上限

松山市として、全国の事故発生状況及び損害賠償額からは、現在加入している類型の上限額は妥当と考えているとのことであった。

④ 監査の結果

実施した監査の結果、特に検出した事項はなかった。

第8章 監査の総括

松山市では、債権管理に関する基本方針を策定後、全庁的な債権管理の適正化を推進する庁内組織を設置し、職員研修の拡充による債権管理に対する意識の徹底、未収債権の回収・整理の目標管理の徹底など、全庁一丸となり、未収債権の縮減に取り組んできている。また、松山市では平成29年度から国民健康保険料、介護保険料などの保険料債権等の強制徴収公債権のうち、滞納が累積している一部の案件を納税課へ集約し、市税との一体徴収を実施している。複数の債権に重複して滞納がある場合、滞納処分を一括処理することで、事務の効率化だけでなく、納付交渉の一元化により、相談業務等の負担軽減につながったものと思われる。

このような取組を行う松山市に関して、本年度の包括外部監査では重要な歳入額が見込まれる歳入事務を取り扱う部課を監査対象とすることとし、その費用対効果等を検討するため、歳入事務を行うにあたり必要な歳出事務も対象とした。国や県からの収入を除く市の収入のほとんどは市民にとっての支出にあたるため、歳入及び債権管理の適切な事務を行うことは市政に対する市民の負担の公平性を保つことにつながる重要な論点である。また、法令規則への準拠性が重要とされる歳入及び債権管理の事務であっても費用対効果を検討することは重要であるため、その事務の効率性やコスト管理にも着目した。さらに、松山市の歳入及び債権管理については中長期的な改革の真只中にあることから、将来に向けた取組や方針についても議論を重ね、一定の考察を加えた。

まず、一つ目の論点は、松山市の歳入及び債権管理の事務に関する「体制づくり」である。松山市はこれまで、全庁的な債権管理に関する基本方針の策定、全庁統一的な債権管理のマニュアルの作成に加え、令和元年度には松山市債権管理条例の施行によって債権管理の統一的な処理基準に裏付けを与えることで、歳入及び債権管理の事務の統一化に向けた土台作りを推進してきている。さらに、令和元年度には債権管理のインフラとして統一的な債権管理が可能となるシステムの導入をしている。

監査においてはこのような体制整備への取組について、その整備の状況や運用の状況に着目し、その浸透度合いを検討した。その検討結果としては、整備上・運用上の発見事項はいくつかあったものの、監査対象となった部署全体が債権管理の基本方針に則った取組を実施しており、市全体としての未収債権の縮減という成果を出すに至る裏付けを得るものであった。

その中でも個別重要論点である「債権の一体徴収」に関しては、対象となる債権が強制徴収公債権の一部であったことから、対象範囲や移管時期の適切性、移管手続きの事務負担と移管効果の比較、さらには将来の事務改善に向けての考察を行い、その徴収体制と方向性の議論に関する提言を示した。当該提言では、徴収体制を一元化し一体徴収を強化する他市事例と費用対効果の大きい債権に対象を絞った効率的な一体徴収を行う

他市事例を参考として取り上げているが、松山市にとっての最善の一体徴収の在り方は松山市自身が決めるべきものとして、あえて一つの方向性は示すことをせず、松山市のなかで将来に向けての方向性を議論すべきであるとした。

この一体徴収の方向性に関しては、各監査対象課へアンケートも実施した。任意のアンケートであるため報告書の本文においては触れておらず、監査の総括においても監査人が仔細に触れるべきではないと考えているが、アンケート結果への感想としては、現状の一体徴収対象債権である強制徴収公債権を取り扱う部署と対象となっていない私債権を取り扱う部署とで考え方には差があると感じられた。どちらの考え方にも一長一短があり、一定の理解ができるものではあるが、将来的には「松山市債権管理対策会議・担当者会議」などの全庁的な話し合いの場で議論を深めてほしいところである。

また、監査対象期間中に導入された滞納整理に係る債権管理のシステムの利用状況や利用の方向性についても所管課と議論を行い、他の課からも情報収集を行った。報告書の本文においては結果的に意見や提言といった記載はしなかったものの、システムの利用の方向性については上記の一体徴収の方向性の議論とともに今後も議論を深めていただきたい論点のひとつであると考えている。

次に、二つ目の論点は、債権徴収の徹底を進める松山市において今後の対応が重要な要素となる「生活困窮者対策や社会福祉への配慮」である。この背景には昨今の新型コロナウィルスの蔓延に伴う景気の低迷があり、この状況が続けば生活困窮者は全国的に増える可能性は非常に高く、松山市も例外ではない。万が一債権徴収の徹底と生活への配慮のバランスを欠くことになれば、生活困窮者の心理的な負担を増大させる可能性があるため、適切な対応が望まれる論点である。

個人市民税を始めとして、市の歳入の中には前年の所得を基準として納付額が決定されるものがあり、前年に比べて収入が著しく減少した個人にとっては、個人の生活事情とその年に求められる納付額の負担が釣り合わない、という状況が必然的に起こりうる仕組みがあることを踏まえなければならない。その上で、徴収部署と他の部署との連携方法を模索していただきたいと監査人は考えている。

さらに、その他の論点としては、歳入及び債権管理の事務における「民間の活用」である。松山市でも納付書等の徴収書類の印刷やシステムの導入開発・運用管理など既に民間を活用している事務は存在するが、ここでの主たる論点は徴収事務や滞納整理事務そのものの委託である。委託の有効性や効率性に着目したものであり、債権の種類や債権回収の段階によっても、有効な委託先は異なると考えられる。

例えば、債権回収の初期段階における電話催告等の徴収（しょうよう）事務の民間委託がある。既に市税においては「市税催告センター」の事務を委託しているが、他課の

歳入事務においては実施されていない。他市事例では課をまたがる債権の電話催告を委託しているものもあるため、効果の認められる債権については、複数の課をまたがって事務の民間委託をすることで効率的な事務運営につながる可能性があると監査人は考えている。

人口減少と市経済の停滞が懸念される今後の松山市の財政状況は決して明るいものとは言えないなかで、市が掲げる未収債権の縮減を進めるためには、本報告書において取り上げた諸論点について十分に検討した上で、今後も歳入及び債権管理に関する事務を効率的かつ効果的に実施していくことが望まれる。また、本報告書において提起された論点は監査対象部署に限るものではないため、他の部課でも類似するものがあれば積極的にその改善に取組んでいただきたい。

最後に、今回の包括外部監査に真摯に対応していただいた理財部納税課、市民税課、資産税課、管財課及び都市整備部住宅課、保健福祉部国保・年金課、介護保険課、高齢福祉課並びに総務部人事課の方々に深く感謝申し上げるとともに、本報告が松山市の発展の一助となれば幸いである。

以上

(参考) 意見及び指摘事項の一覧

本報告書において記載した提言、意見及び指摘事項の一覧を参考情報として表形式で掲載した。

区分	主な所管課	項目	掲載ページ
第4章 松山市の歳入・債権に係る事務と包括外部監査(全般事項)	納税課	(意見1) 松山市債権管理マニュアル記載事項の判断の基準や手続について	33
	同上	(意見2) 松山市債権管理マニュアルにおけるあいまいな用語や文章について	33
	同上	(意見3) 松山市における統一的なマニュアルの整備と体系化の促進について	34
	同上	(意見4) マニュアル上の手続きの必要性や有効性と事務効率等の経済性の比較検討	35
	同上	(提言1) 債権の徴収体制の検討と市の目指す方向性の議論について	40
	同上	(意見5) 滞納債権の電話催告を他課債権と一緒にして委託することのはずについて	42
	同上	(提言2) 生活困窮者対策・社会福祉への配慮への積極的・全局的な取組について	45
区分	主な所管課	項目	掲載ページ
第5章 包括外部監査の結果と意見(市税)	市民税課	(意見6) 他課や他機関からの法人設立等に関する情報収受の検討	53
	納税課	(指摘1) 財産の有無や相続放棄の際の納税義務の承継の有無を確認する書類の不備	54
	同上	(意見7) 滞納処分の執行停止に係る業務フローの記載内容の見直しについて	56
	市民税課	(意見8) 負担金として処理することの確認	59
	資産税課	(意見9) 目的に応じた事業費の適切な集計	61
	同上	(指摘2) 他社との業務委託の未検討について	65
	納税課	(指摘3) 指名業者選定における根拠資料が不十分であることについて	71
	同上	(意見10) 長期契約した印刷等の委託印刷数の見直しについて	71
	同上	(指摘4) 過去の履行実績の有無を選定条件とすることのはず	75
区分	主な所管課	項目	掲載ページ
第6章 包括外部監査の結果と意見(国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療保険)	国保・年金課	(意見11) 時効期間が満了した債権の不納欠損処理の実施について	84
区分	主な所管課	項目	掲載ページ
第7章 包括外部監査の結果と意見(資産関連収入)	住宅課	(意見12) 滞納債権の管理方法の見直し	141
	同上	(意見13) 法律専門家や債権回収業者等への滞納債権の回収業務の委託の検討	142
	同上	(意見14) 指定管理者のアンケート結果への対応状況の公表について	147
	同上	(意見15) 市営住宅でのペット飼育について	148
	同上	(意見16) 市営住宅での迷惑駐車について	149
	同上	(意見17) 適切な事業区分での支出額計上について	150
	管財課	(意見18) 市有地上に存する空き家への対処について	167